

第4章 地域の概況

事業計画地及びその周辺地域(以下、「事業計画地周辺」という。)の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

4-1 社会的状況

4-1-1 人口

東大阪市域の世帯数及び人口は、表4-1-1に示すとおりであり、令和6年3月31日現在、世代数は249,001世帯、人口総数477,684人である。

また、過去5年間の東大阪市域の世帯数及び人口の推移は、表4-1-2に示すとおりである。令和元年度以降、世帯数は微増、人口は微減の傾向にある。

表4-1-1 東大阪市域の世帯数及び人口

(令和6年3月31日現在)

地域	世帯数(世帯)	人口(人)		
		総数	男	女
東大阪市	249,001	477,684	232,144	245,540

出典：「住民基本台帳人口・人口動態」(令和6年7月閲覧、東大阪市のホームページ)

表4-1-2 東大阪市域の世帯数及び人口の推移

年次	世帯数(世帯)	人口(人)
令和元年度	241,432	487,772
令和2年度	243,009	484,663
令和3年度	244,120	481,320
令和4年度	246,509	479,294
令和5年度	249,001	477,684

出典：「住民基本台帳人口・人口動態」(令和6年7月閲覧、東大阪市のホームページ)

4-1-2 産業

東大阪市における産業別事業所数及び従業者数は、表4-1-3に示すとおりであり、事業所数は24,617件、従業者数は251,559人となっている。

また、産業別では第三次産業の占める割合が多く、事業所数は17,239件(17,239/24,617=70%)、従業員数は177,036人(177,036/251,559=70%)となっている。

表4-1-3 東大阪市における産業別事業所数及び従業者数

(令和3年6月現在)

区分		事業所数(件)	従業者数(人)
第一次産業	農業	14	80
第二次産業	建設業	1,800	11,338
	製造業	5,564	63,105
	小計	7,364	74,443
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	22	949
	情報通信業	128	890
	運輸業、郵便行	873	20,185
	卸売・小売業	5,395	53,334
	金融・保険業	254	3,652
	不動産業、物品賃貸業	2,010	7,696
	学術研究、専門・技術サービス業	654	3,706
	宿泊業、飲食サービス業	2,146	15,857
	生活関連サービス業、娯楽業	1,497	6,632
	教育・学習支援業	693	13,249
	医療・福祉	2,209	33,619
	複合サービス業	81	1,111
	サービス業(他に分類されないもの)	1,235	12,480
	公務(他に分類されないものを除く)	42	3,676
	小計	17,239	177,036
全産業合計		24,617	251,559

出典：「令和3年経済センサス-活動調査」(令和6年7月閲覧、e-Stat ホームページ)

4-1-3 交通

(1) 道路

事業計画地周辺約 1km における主な道路は、国道 170 号、国道 170 号(旧)、国道 308 号、大阪府道 168 号石切大阪線及び大阪府道 702 号大阪枚岡奈良線があり、これらの道路の交通量は表 4-1-4 に示すとおりである。また、この交通量の調査区間は図 4-1-1 に示すとおりである。

表 4-1-4 事業計画地周辺の主な道路の交通量

(単位：台)

道路路線名		区間 番号	観測地点名	平日 12 時間(7～19 時) 交通量			平日 24 時間交通量
				小型	大型	合計	
一般国道	国道 170 号	①	東大阪市 布市町 4 丁目	23,474	5,390	28,864	*39,255
	国道 170 号(旧)	②	東大阪市 日下町 6 丁目	5,439	446	5,939	*7,543
	国道 308 号	③	東大阪市 長田中 2 丁目	30,381	6,128	36,509	*50,017
	国道 163 号	④	東大阪市 西石切町	22,169	1,707	23,876	31,892
一般 都道府県道	府道 168 号 石切大阪線	⑤	東大阪市 中鴻池町 3 丁目	*7,037	*2,114	*9,151	*12,995
		⑥	東大阪市 中鴻池町 3 丁目	*7,037	*2,114	*9,151	*12,995
	府道 702 号 大阪枚岡奈良線	⑦	東大阪市 松原 1 丁目	13,397	1,794	15,191	*20,052

注 1) *は推定値を示す。

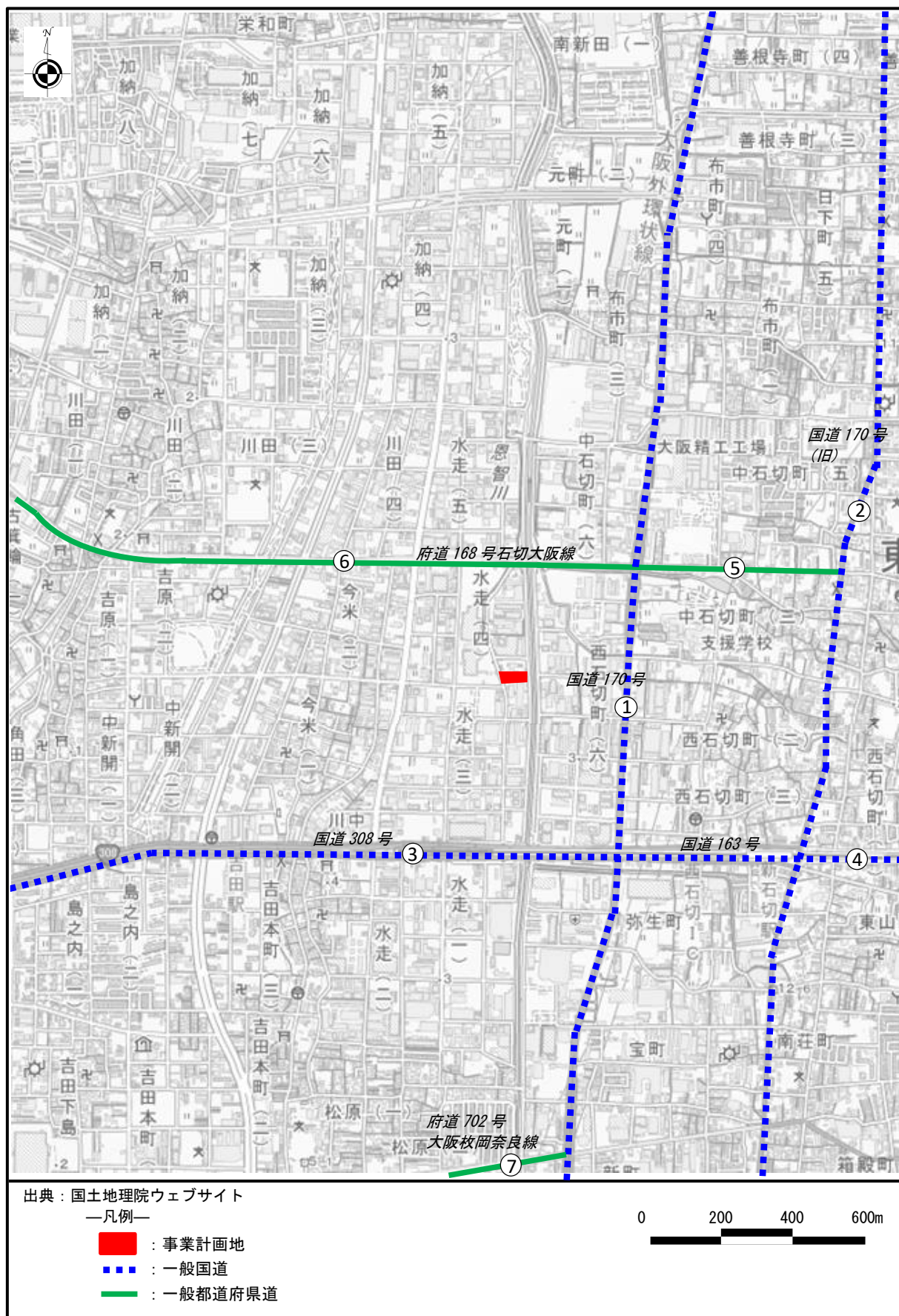
注 2) 表中の区間番号は図 4-1-1 に対応している。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」

(令和 6 年 7 月閲覧、国土交通省ホームページ)

(2) 鉄道

事業計画地周辺の鉄道網の状況は、図 4-1-2 に示すとおりであり、主要な鉄道としては、近鉄けいはんな線がある。



注) 図中の①～⑦は、表 4-1-4 の区間番号に対応している。

図 4-1-1 道路交通量調査地点

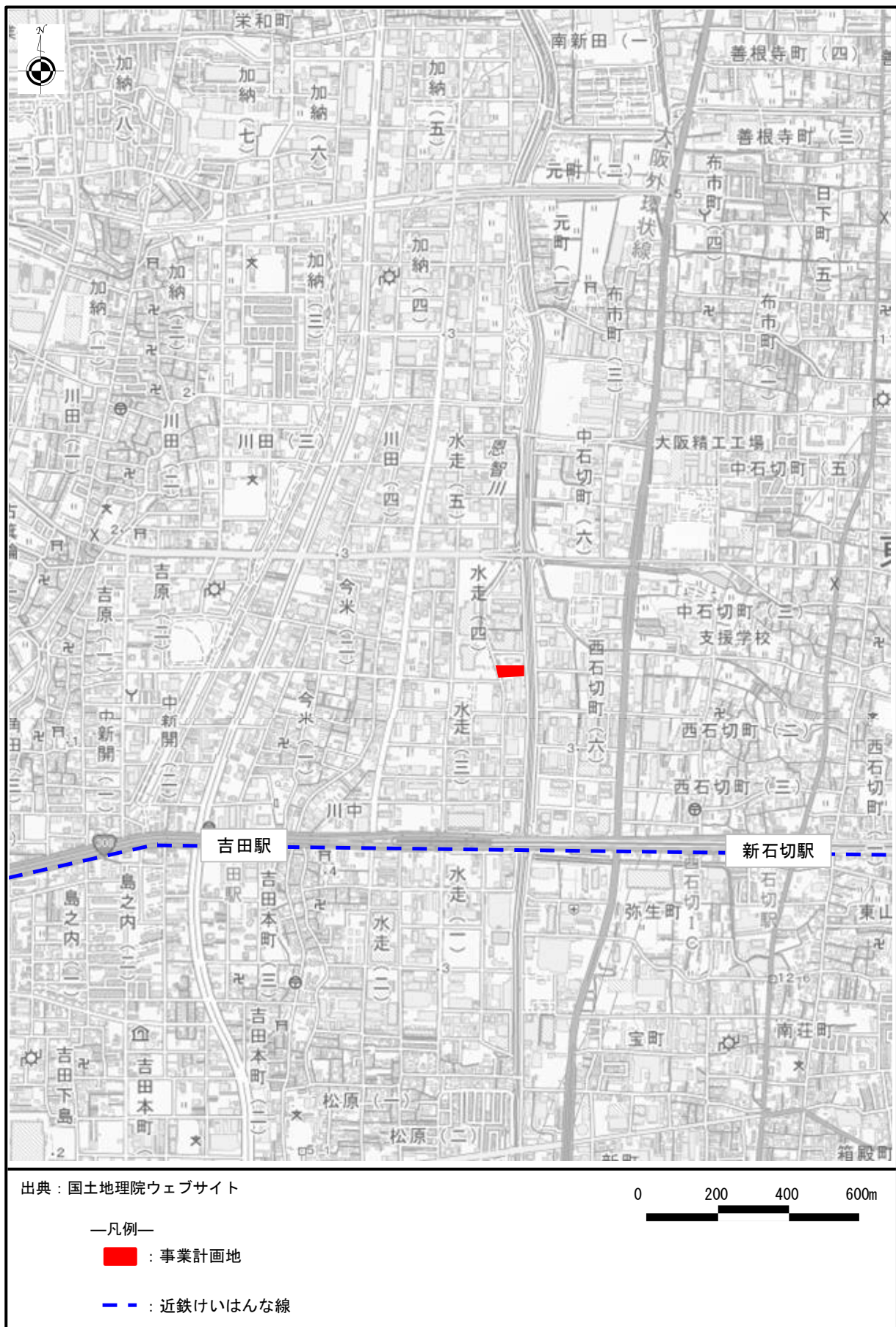


図 4-1-2 事業計画地周辺の鉄道

4-1-4 土地利用

(1) 土地利用状況

① 土地利用(地目別民有地)の状況

東大阪市における土地利用の状況は、表4-1-5に示すとおりである。

東大阪市の総面積は6,178.0haであり、市街地が4,152.4haで全体の67.2%を占めている。

表4-1-5 東大阪市における土地利用状況

(令和2年10月1日現在)

区分	面積(ha)	割合(%)
総数	6,178.0	100.0
市街地	4,152.4	67.2
一般市街地	2,696.1	43.6
商業業務地	438.2	7.1
工業地	1,000.4	16.2
集落値	-	-
官公署	17.7	0.3
普通緑地	425.3	6.9
公園・緑地	178.4	2.9
社寺敷地・公開庭園	24.4	0.4
学校	209.8	3.4
墓地	12.7	0.2
農地	183.5	3.0
田・休耕地	113.2	1.8
畑	70.3	1.1
山林	1,028.6	16.7
水面	45.2	0.7
低湿地・荒蕪地	2.1	0
公共施設	70.2	1.1
道路・鉄道	252.2	4.1
その他の空地	18.5	0.3

出典：「令和4年版 統計書」（令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページ）

②都市計画用途地域

東大阪市における用途地域の状況は、表4-1-6に示すとおりである。

都市計画法に基づく用途地域の状況は、用途地域に指定されている面積が4,981haとなっており、そのうち住居系地域が59.8%と最も多く、次いで工業系地域が28.0%及び商業系地域が12.2%となっている。なお、事業計画地は、図4-1-3に示すとおり、工業地域となっている。

表4-1-6 東大阪市における用途地域の状況

(令和4年4月1日現在)

区分			面積(ha)		
用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	210(4.2)	2,975(59.8)	4,981(100.0)
		第2種低層住居専用地域	－		
		第1種中高層住居専用地域	921(18.5)		
		第2種中高層住居専用地域	60(1.2)		
		第1種住居地域	1,490(29.9)		
		第2種住居地域	204(4.2)		
		準住居地域	90(1.8)		
	商業系	近隣商業地域	328(6.6)	604(12.2)	
		商業地域	276(5.6)		
	工業系	準工業地域	1,025(20.5)	1,403(28.0)	
		工業地域	360(7.2)		
		工業専用地域	18(0.3)		
市街化調整区域			1,197		

注1) ()内は、用途地域における面積比(%)を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典：「令和4年版 統計書」(令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページ)

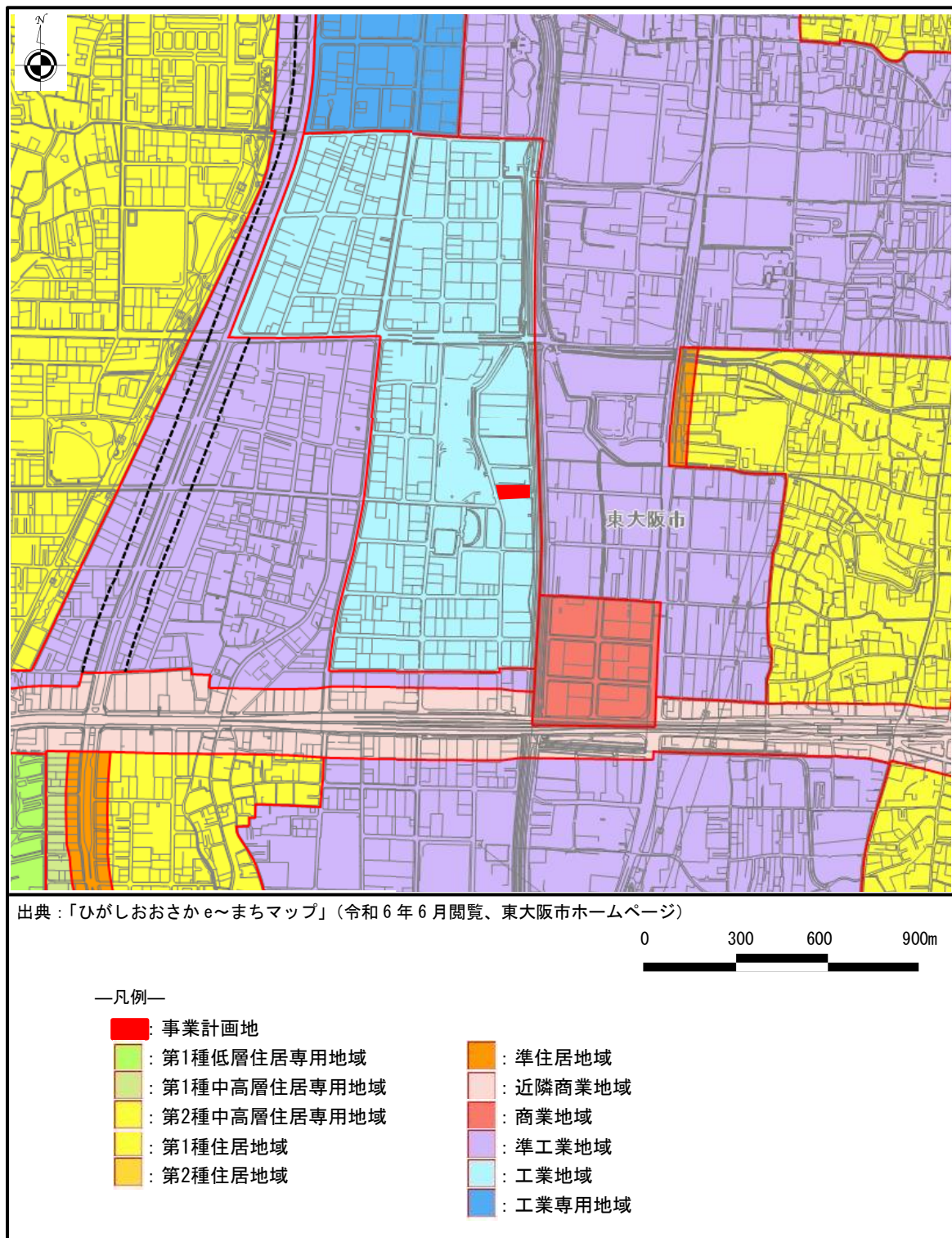


図4-1-3 事業計画地周辺の都市計画用途地域

(2) 文教、医療、福祉施設

事業計画地周辺における文教施設、医療施設など環境保全上留意すべき施設及びその位置は、表 4-1-7 及び図 4-1-4 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、東大阪支援学校、フォーユー東大阪吉田及びエンジェルキッズ東大阪園等の特に環境の保全を要する施設があるが、いずれも事業計画地から 200m 以上離れている。

表 4-1-7 事業計画地周辺の文教施設等

種類	番号	名称
文教施設	①	盾津東中学校
	②	東大阪支援学校
	③	つどいの広場コロボックル
	④	すずな保育園
	⑤	エンジェルキッズ東大阪園
	⑥	あおぞら保育園
医療施設	⑦	医療法人藤井会 石切生喜病院
	⑧	医療法人藤井会 藤井会リハビリテーション病院
有料老人ホーム	⑨	フォーユー東大阪吉田
	⑩	スーパー・コート東大阪新石切
	⑪	ハビネス椿の里
	⑫	カサブランカ新石切

注 1) 表中の番号は、図 4-1-4 に対応している。

注 2) 事業計画地から概ね半径 1km 範囲内の施設を抽出した。

出典：「東大阪 e まちマップ」（令和 6 年 7 月閲覧、東大阪市ホームページ）

「東大阪市内病院一覧」（令和 6 年 7 月閲覧、東大阪市ホームページ）

「社会福祉法人等一覧表」（令和 6 年 7 月閲覧、東大阪市ホームページ）

「有料老人ホーム一覧」（令和 6 年 7 月閲覧、東大阪市ホームページ）

4-1-5 水利用

(1) 上水道

東大阪市域における上水道の給水状況は、表4-1-8に示すとおりであり、令和4年度の上水道の普及率は99.9%となっている。

表4-1-8 上水道の給水状況(令和4年度)

地域	給水人口(人)	普及率(%)	給水戸数(戸)
東大阪市	479,028	99.9	267,151

出典：「令和4年度 水道事業統計年報」(令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページ)

(2) 下水道

東大阪市域における下水道の整備状況(普及率)は、表4-1-9に示すとおりであり、令和3年度の東大阪市の下水道の普及率は99.9%となっている。

表4-1-9 下水道の整備状況(令和3年度)

地域	処理区域面積(ha)	普及率(%)	排水区域面積(ha)
東大阪市	4,937	99.9	5,090

出典：「令和4年版 統計書」(令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページ)

(3) 地下水

「大阪府環境白書(2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)によると、東大阪市内には工業用水法に基づく許可井戸が19本ある。

4-1-6 廃棄物

(1) 一般廃棄物

東大阪市域における一般廃棄物の発生及び処理状況は、表4-1-10に示すとおりである。

令和4年度の東大阪市域におけるごみ総排出量は173,424t、ごみ処理量は165,478tであり、そのうち直接焼却が152,882t(152,882/165,478=92%)、焼却以外の中間処理が12,272t(12,272/165,478=7.4%)となっている。

表4-1-10 東大阪市域の一般廃棄物の発生及び処理状況(令和4年度実績)

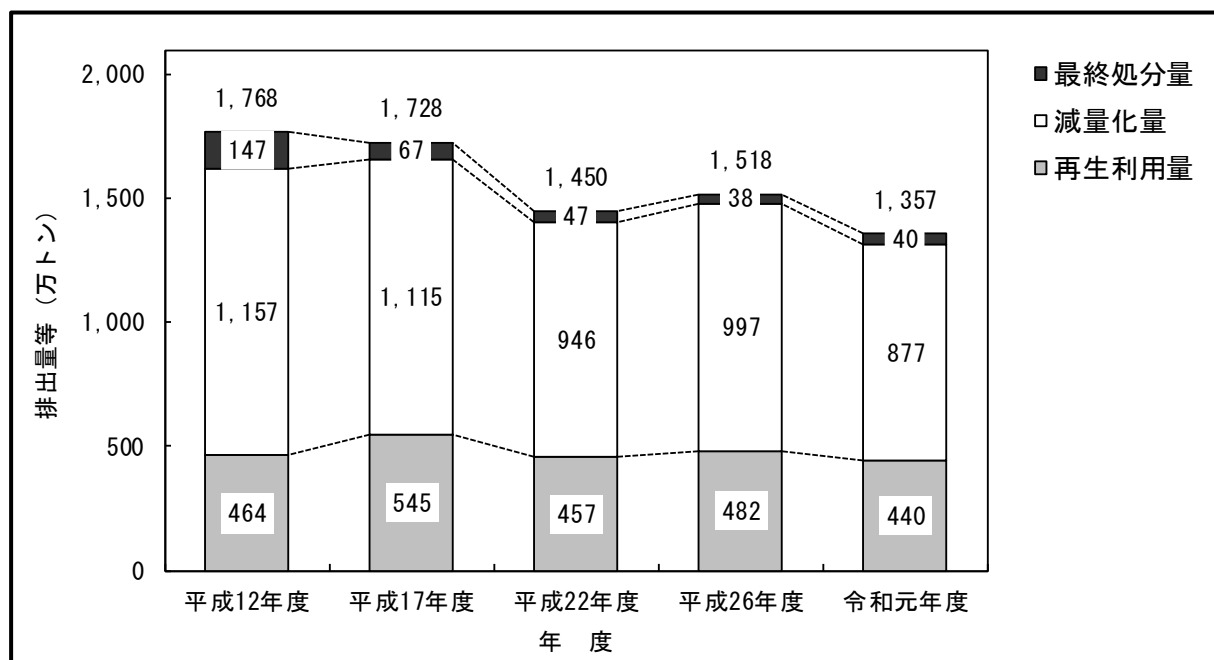
項目		東大阪市
計画収集人口		(人) 487,999
ごみ総排出量	計画収集量	(t) 159,962
	直接搬入量	(t) 5,519
	集団回収量	(t) 7,943
	合計	(t) 173,424
1人1日当たりの排出量		(g/人・日) 974
ごみ処理量	直接焼却量	(t) 152,882
	直接最終処分量	(t) 0
	焼却以外の中間処理量	(t) 12,272
	直接資源化量	(t) 324
	合計	(t) 165,478
中間処理後再利用量		(t) 7,252
リサイクル率		(%) 8.9
最終処分量		(t) 24,830

出典：「令和4年度 一般廃棄物処理実態調査結果」(令和6年7月閲覧、環境省ホームページ)

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移と発生・排出及び処理の状況は、図4-1-5及び図4-1-6に示すとおりである。

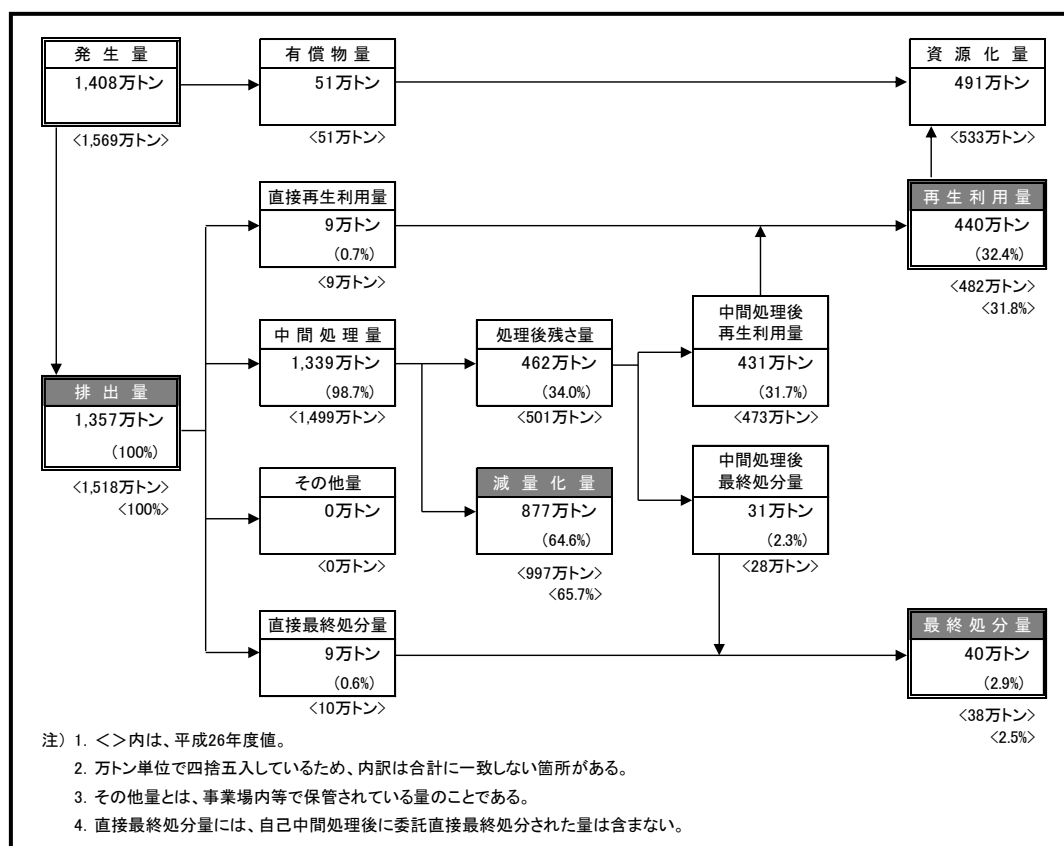
令和元年度の大阪府域における産業廃棄物は、総排出量が1,357万tであり、前回調査(平成26年度)と比較すると、減少している。また、令和元年度の内訳は、再生利用量で440万t(32.4%)、減量化量で877万t(64.6%)及び最終処分量で40万t(2.9%)となっている。



出典：「令和2年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」
(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

図4-1-5 産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移

+



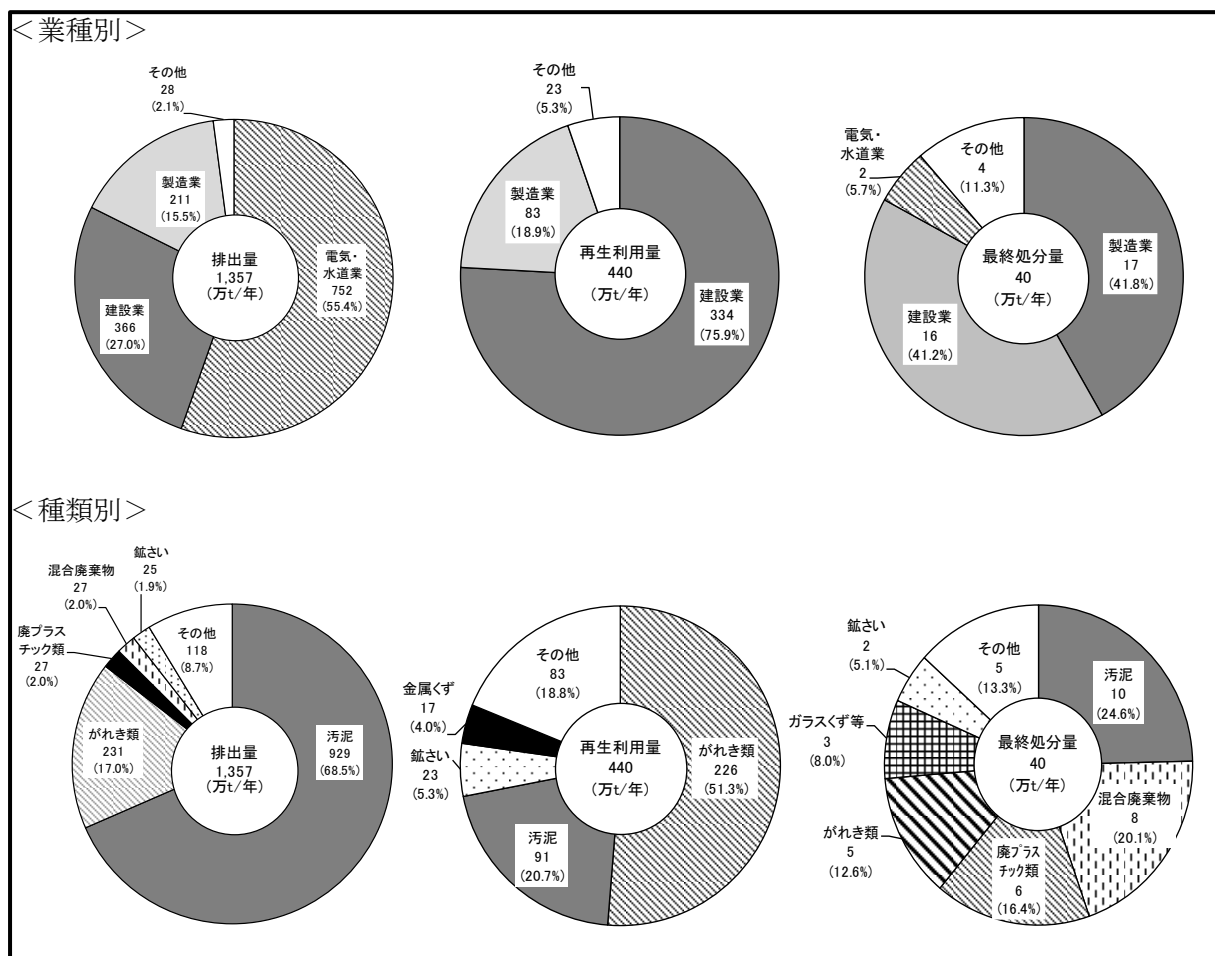
出典：「令和2年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」
(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

図4-1-6 発生・排出及び処理の状況

令和元年度の大阪府域における産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量の内訳は、図4-1-7に示すとおりである。

排出量1,357万トンを業種別にみると、電気・水道業が752万トン(55.4%)で最も多く、次いで、建設業が366万トン(27.0%)、製造業が211万トン(15.5%)の順となっており、この3業種で全体の97.9%を占めている。

種類別にみると、汚泥が929万トン(68.5%)で最も多く、次いで、がれき類が231万トン(17.0%)、廃プラスチック類が27万トン(2.0%)、混合廃棄物が27万トン(2.0%)、鉱さいが25万トン(1.9%)の順となっており、この5種類が全体の91.3%を占めている。



出典：「令和2年度 大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」
(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

図4-1-7 産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量

4-1-7 建設副産物

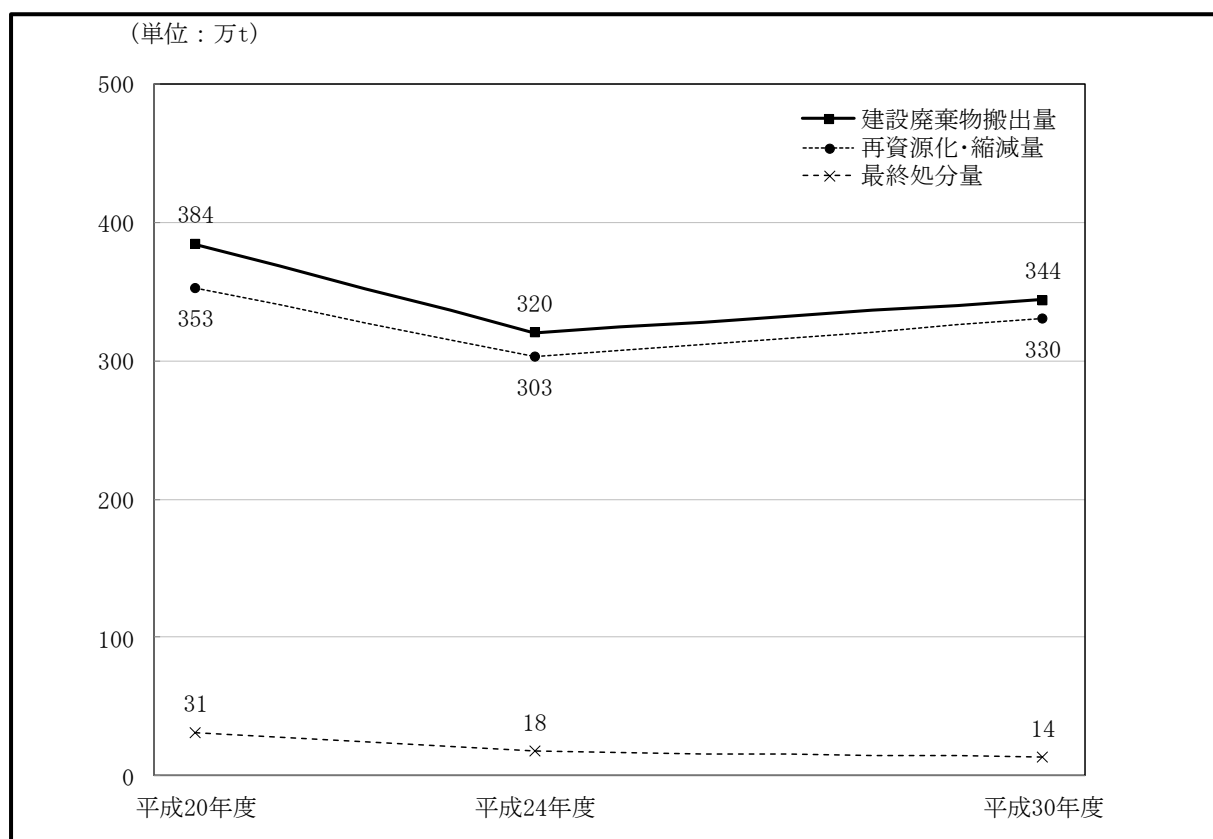
建設廃棄物の搬出量等は図4-1-8に、建設発生土搬出状況は図4-1-9に示すとおりである。

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

また、全国の建設工事や再資源化施設等を対象に、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向に関する実態を把握するため、建設副産物実態調査が概ね5年ごとに実施されている。

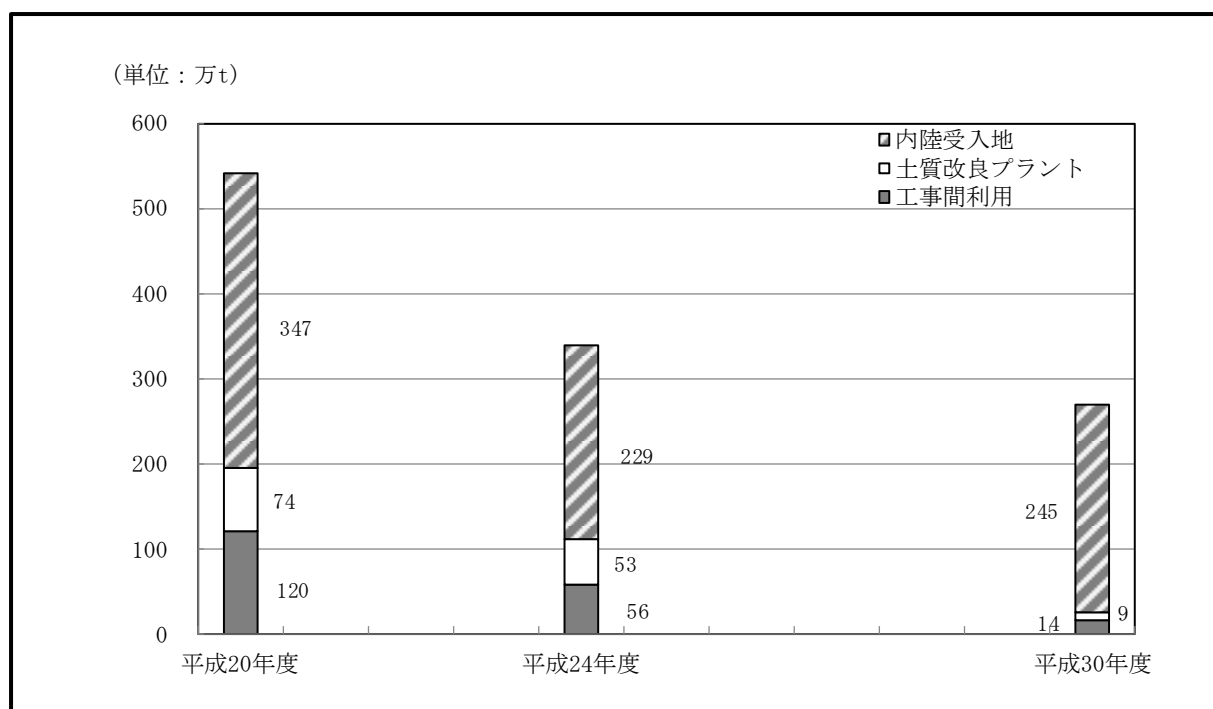
平成30年度建設副産物実態調査結果によると、建設廃棄物の搬出量(大阪府)は、前回調査(平成24年度)と比較して約7.4%増であったが、最終処分量は約21.9%減であった。

一方、建設発生土の搬出量(大阪府)は、前回調査(平成24年度)と比較して、約20.7%減であった。



出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和6年7月閲覧、国土交通省ホームページ）

図4-1-8 建設廃棄物の搬出量、再資源化・縮減量及び最終処分量の経年変化(大阪府)



出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 6 年 7 月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 4-1-9 建設発生土搬出状況(大阪府)

4-1-8 環境法令が定める基準等

(1) 大気汚染

① 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表4-1-11に示すとおりである。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質の11項目について環境基準が設定されている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年、法律第105号）により1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であることと定められている。

表4-1-11 大気汚染に係る環境基準

項目		内容
環境基準値	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること
	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること
	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
	ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること
	トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること
	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること
	ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること
	微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

②排出基準

ア 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく粉じんの規制は、表4-1-1 2に示すとおりである。また、大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設は表4-1-1 3、特定粉じん発生施設は表4-1-1 4に示すとおりである。

「粉じん」とは、物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいう。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在、石綿を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定められている。

表 4-1-1 2 大気汚染防止法に基づく粉じんの規制

分類		規制の内容
一般粉じん		破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準
特定粉じん	発生施設	工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準 (1リットルにつき石綿繊維10本)
	排出等作業	吹付け石綿等が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業における作業基準

1. 基準遵守、基準適合命令・使用停止命令

粉じん発生施設を設置しようとする者や特定粉じん排出者などは、法律に定められた基準を遵守する義務があり、これらを違反する者に対し、都道府県知事等は、基準の適合や一時使用停止を命ずることができる。

2. 届出、計画変更命令

一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者もしくは特定粉じん排出等作業を行おうとする者は、事前に(特定粉じん発生施設；60日前、特定粉じん排出等作業；14日前)、管轄都道府県知事等に所定の事項を届け出なければならない。また、特定粉じん規制については、都道府県知事等は届出内容を審査し、当該施設等が基準に適合しないと認めるときは、計画の変更等を命ずることができる。

3. 測定義務、立入検査

特定粉じん発生施設を設置している者は、工場等の敷地境界における石綿濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。また、都道府県等の職員は、粉じん発生施設を設置しようとする者や特定粉じん排出者などが基準を守っているかチェックするため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができる。

表 4-1-1 3 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石、セメント用)	ベルト巾：75cm以上 又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：75kW以上
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：15kW以上

表 4-1-1 4 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力：3.7kW 以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力：2.2kW 以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る）	
9	穿孔機	

注) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。

イ 大阪府生活環境の保全等に関する条例

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じんの規制は表 4-1-1 5、届出施設は表 4-1-1 6 (1)～(2)に示すとおりである。

なお、令和 4 年 4 月に大阪府生活環境の保全等に関する条例は改正されており、一般粉じん規制と特定粉じん規制は統合され、粉じん規制と位置付けられている。

表 4-1-1 5 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じんの規制

施設	構造、使用、管理基準
粉じんを建築物の外部に強制的に排出する施設	①処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ②前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
上記以外の施設	次の各号の一に該当すること。 ①散水設備によって散水が行われていること。 ②防じんカバーでおおわれていること。 ③粉粒塊堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ④粉粒塊輸送用コンベア施設にあつては、コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外粉じんが飛散するおそれのある部分に①又は②の措置が講じられていること。 ⑤粉粒塊堆積場及び粉粒塊輸送用コンベア施設以外の施設にあつては、処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ⑥前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 処理装置は次のものとする。

- 1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの。
- 2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの。

表 4-1-16 (1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出が必要な施設

用途	項	施設種類	規模	備考
食料品の製造	1	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケットの内容積(0.01m ³ 以上)	※
		ロ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上)	湿式を除く
		ハ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kW以上)	
		ニ リンターの分離施設	すべて	
繊維製品(衣服等に 係るものを除く)の 製造	2	イ 製綿施設	すべて	
		ロ 植毛施設	すべて	
		ハ 起毛施設	すべて	
		ニ 剪毛施設	すべて	
		ホ 混合施設	すべて	
木材若しくは木製 品の製造(家具を除く)又はパルプ、紙 若しくは紙加工品 の製造	3	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケットの内容積(0.01m ³ 以上)	※
		ロ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kW以上)	湿式を除く
		ハ 研削・研摩施設	原動機の定格出力(0.75kW以上)	
		ニ 切断施設	原動機の定格出力(0.75kW以上)	
		ホ 吹付塗装施設	すべて	
化学工業品、石油製 品又は石炭製品の 製造	4	イ 粉粒塊堆積場	面積(500m ² 以上)	
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケットの内容積(0.01m ³ 以上)	※
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上)	湿式を除く
		ニ 選別施設	原動機の定格出力(1.5kW以上)	
		ホ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kW以上)	
		ヘ 混合施設	すべて	
		ト 配合施設	すべて	
		チ 混練施設	すべて	
		リ 造粒施設	造粒面の内径(1.5m以上)	
プラスチック製品 の製造	5	イ 粉碎施設	すべて	湿式を除く
		ロ 研摩施設	すべて	
		ハ 吹付塗装施設	すべて	
		ニ 配合施設	すべて	
		ホ 混練施設	すべて	
ゴム製品製造	6	混練施設	すべて	
窯業製品又は土石 製品の製造	7	イ 粉粒塊堆積場	面積(500m ² 以上)	
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケットの内容積(0.01m ³ 以上) ^{注2}	※
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上) ^{注2}	湿式を除く
		ニ 選別施設	原動機の定格出力(1.5kW以上) ^{注2}	

備考

条例対象の施設で、実験用、移動式、粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの、法対象となるものは除く。また、下記の注1に示す施設についても除く。

注1) 表中の※は、粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの

注2) 施設のうち、汚染土壌処理施設、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

注3) 施設のうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

表 4-1-16 (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出が必要な施設

用途	項	施設種類	規模	備考
窯業製品又は土石製品の製造	7	ホ 粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW以上) ^{注2}	湿式を除く
		ヘ 研摩施設	すべて	
		ト 岩綿又は鉱滓綿加工施設	すべて	
		チ 吹付塗装施設	すべて	
		リ セメントサイロ	貯蔵容量(300m³以上)	
		ヌ 混合施設	すべて	
鉄鋼、非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	イ 粉粒塊堆積場	面積(500m²以上)	
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケットの内容積(0.01m³以上) ^{注3}	※
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上) ^{注3}	湿式を除く
		ニ 粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW以上) ^{注3}	
		ホ 研摩施設	すべて	
		ヘ 溶射施設	すべて	
		ト 吹付塗装施設	すべて	
		チ 切断施設	すべて	
		リ 鋳型砂処理施設	すべて	
		ヌ 鋳型ばらし施設	すべて	
		ル ダクトイル処理施設	すべて	
		ヲ スカーファ	すべて	
		ワ 混合施設	すべて	
		カ 配合施設	すべて	
		ヨ 混練施設	すべて	
		タ 造粒施設	造粒面の内径(1.5m以上)	
その他の製品の製造	9	イ 粉砕施設 (つの又は貝殻の粉砕)	すべて	湿式を除く
		ロ 研摩施設 (つの又は貝殻の研磨)	すべて	
		ハ 吹付塗装施設	すべて	
ガスの製造	10	イ 粉粒塊堆積場	面積(500m²以上)	
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケットの内容積(0.01m³以上)	※
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上)	湿式を除く
		ニ 粉砕施設	原動機の定格出力(7.5kW以上)	
		ホ 配合施設	すべて	

備考

この条例対象の施設で、実験用、移動式、粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの、法対象となるものは除く。また、注1に示す施設についても除く。

注1) 表中の※は、粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの

注2) の施設のうち、汚染土壌処理施設、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

注3) の施設のうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

(2) 公共用水域における水質汚濁

① 環境基準

環境基本法に基づく、公共用水域における水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は表 4-1-17 に、公共用水域における水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準(河川)は表 4-1-18 (1)～(2)に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域全域に適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、類型ごとに設定されており、その類型の指定は水域単位でされ、事業計画地周辺の恩智川は C 類型及び生物 B 類型となっている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、水質について 1pg-TEQ/L 以下、水底の底質について 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 4-1-17 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム (Cd)	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン (CN)	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛 (Pb)	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素 (As)	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀 (T-Hg)	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀 (R-Hg)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	—

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. 令和 3 年 10 月 7 日の環境省告示(施行期日：令和 4 年 4 月 1 日)により、六価クロムの基準値について、0.02mg/L に改正された。

生活環境の保全に関する項目(以下、「生活環境項目」という。)の環境基準は、利用状況、利用目的等を踏まえて指定される類型に応じて定められている。

表 4-1-18 (1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—

評価方法

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4-1-18 (2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

②排出規制

工場から公共用水域に排出される排水は、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年、法律第 138 号)により排水基準が設けられており、さらに「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和 49 年、大阪府条例第 8 号)により上乗せ基準が設けられている。なお、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、10pg-TEQ/L と定められている。

(3) 地下水における水質汚濁

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4-1-19 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、1pg-TEQ/L 以下と定められている。

表 4-1-19 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	
5. 令和 3 年 10 月 7 日の環境省告示(施行期日：令和 4 年 4 月 1 日)により、六価クロムの基準値について、0.02mg/L に改正された。	

(4) 騒音

①環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表4-1-20及び表4-1-21に示すとおりであり、地域の類型、区分及び時間の区分毎に基準値が設定されている。

なお、事業計画地の用途地域は工業地域、その周辺は準工業地域及び商業地域が多くを占めており、地域類型Cが適用される。

表4-1-20 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)	
A	55dB以下	45dB以下	東大阪市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
B	55dB以下	45dB以下	東大阪市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域として定められた区域
C	60dB以下	50dB以下	東大阪市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

表4-1-21 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
70dB以下	65dB以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

注1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)

②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

②規制基準

騒音規制法では、政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事(市の区域内の地域については市長)が定めるとされている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、工場及び事業場を規制対象とし、表 4-1-2 2 に示すとおり規制基準が定められている。

なお、事業計画地は工業地域であり、第 4 種区域(その他の区域)に区分される。

表 4-1-2 2 工場・事業場騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		朝 (6 時～8 時) 単位：dB	昼間 (8 時～18 時) 単位：dB	夕 (18 時～21 時) 単位：dB	夜間 (21 時～翌 6 時) 単位：dB
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第二種区域の境界線から 15m 以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60
備考					
1 「dB」とは、計量法別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。					
2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。					
3 測定場所は工場又は事業所の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。					
4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。					
(1) 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。					
(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。					
(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。					
(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動毎の指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。					
5 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。					
第一種区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域					
第二種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域					
第三種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域					
第四種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域					
6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の前日において現に学校教育法に規定する幼稚園又は保育所(昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの)が廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る)をいう。					
7 この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。					

また、特定建設作業に伴う騒音規制基準については、表 4-1-2 3 に示すとおりである。

規制区域は、法対象のものについては都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が、条例対象のものについては知事が定めており、東大阪市も規制地域となっている。

なお、事業計画地は工業地域であり、第 2 号区域が適用される。

表 4-1-2 3 特定建設作業に伴う騒音規制基準

規制区域	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	敷地境界線において 85dB	
作業時間	7 時～19 時 1 日当たり 10 時間を超えないこと	6 時～22 時 1 日当たり 14 時間を超えないこと
同一場所での 作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
特定建設作業	<法または府条例> 1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く) 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) 6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る)を使用する作業 7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る)を使用する作業 8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る)を使用する作業 <府条例> 9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械(アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	<規制区域> 第 1 号区域：第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および用途地域の指定のない地域の一部の地域、工業地域のうち学校・病院等の周辺区域 第 2 号区域：工業地域のうち第 1 号区域以外の地域、工業専用地域の一部の地域	

自動車騒音の要請限度については、表 4-1-2 4 に示すとおりである。

表 4-1-2 4 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間区分 昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考

- 1) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市町村長が定めた区域とする。
 - a 区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
 - b 区域：都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域
 - c 区域：都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
- 2) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう）に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

(5) 振動

振動規制法では、政令で定める特定施設を設置する工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事(市の区域内の地域については市長)が定めるとされている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、工場及び事業場を規制対象とし、表 4-1-25 に示すとおり規制基準が定められている。

なお、事業計画地は工業地域であり、第 2 種区域(Ⅱ)(その他の区域)に区分される。

表 4-1-25 工場・事業場振動の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間 (6 時～21 時)	夜間 (21 時～翌 6 時)
第一種区域		60dB	55dB
第二種区域(Ⅰ)		65dB	60dB
第二種区域(Ⅱ)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第一種区域の境界線から 15m 以内の区域	65dB	60dB
	その他の区域	70dB	65dB
備考			
1 「dB」とは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。 2 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。 3 測定場所は、原則として工場又は事業所の敷地境界線上とする。 4 振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は次のとおりとする。 (1) 測定器の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。 (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。 5 第一種区域、第二種区域(Ⅰ)及び第二種区域(Ⅱ)とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。 第一種区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域 第二種区域(Ⅰ)：都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域および準工業地域 第二種区域(Ⅱ)：都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域 6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館又は特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の前日において現に学校教育法に規定する幼稚園又は保育所(昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの)が廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る)をいう。 7 この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。			

また、特定建設作業に伴う振動規制基準は、表 4-1-2 6 に示すとおりである。

規制区域は、法対象のものについては都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が、条例対象のものについては知事が定めており、東大阪市も規制地域となっている。

なお、事業計画地は工業地域であり、第 2 号区域が適用される。

表 4-1-2 6 特定建設作業に伴う振動規制基準

規制区域	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	敷地境界線において 75dB	
作業時間	7 時～19 時 1 日当たり 10 時間を超えないこと	6 時～22 時 1 日当たり 14 時間を超えないこと
同一場所での作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
特定建設作業	<法または府条例> 1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) 4. ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) <府条例> 5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る)を使用する作業	
<規制区域> 第 1 号区域：第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および用途地域の指定のない地域の一部の地域、工業地域のうち学校・病院等の周辺区域 第 2 号区域：工業地域のうち第 1 号区域以外の地域、工業専用地域の一部の地域		

道路交通振動については、表 4-1-2 7 に示すとおり要請限度が定められている。

表 4-1-2 7 道路交通振動の要請限度

時間区分 区域区分	昼間 (6 時～21 時)	夜間 (21 時～翌 6 時)
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

備考

第一種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域および第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

第二種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

(6) 悪臭

悪臭防止法では、工場及び事業場を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、同法施行規則で定められた基準の範囲内で、地域の実状に応じ、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。

東大阪市悪臭公害防止指導要綱では、工場や事業所から排出される悪臭は、市全域において悪臭防止法に基づき表 4-1-28 に示す特定 22 物質による規制基準が定められている。また、表 4-1-29 に示す人間の嗅覚と感覚が合いやすい臭気濃度による規制基準が定められている。

表 4-1-28 「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気における含有率が100万分の1
メチルメルカプタン	大気における含有率が100万分の0.002
硫化水素	大気における含有率が100万分の0.02
硫化メチル	大気における含有率が100万分の0.01
二硫化メチル	大気における含有率が100万分の0.009
トリメチルアミン	大気における含有率が100万分の0.005
アセトアルデヒド	大気における含有率が100万分の0.05
プロピオンアルデヒド	大気における含有率が100万分の0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気における含有率が100万分の0.009
イソブチルアルデヒド	大気における含有率が100万分の0.02
ノルマルパレルアルデヒド	大気における含有率が100万分の0.009
イソパレルアルデヒド	大気における含有率が100万分の0.003
イソブタノール	大気における含有率が100万分の0.9
酢酸エチル	大気における含有率が100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気における含有率が100万分の1
トルエン	大気における含有率が100万分の10
スチレン	大気における含有率が100万分の0.4
キシレン	大気における含有率が100万分の1
プロピオン酸	大気における含有率が100万分の0.03
ノルマル酪酸	大気における含有率が100万分の0.001
ノルマル吉草酸	大気における含有率が100万分の0.0009
イソ吉草酸	大気における含有率が100万分の0.001

表 4-1-29 「東大阪市悪臭公害防止指導要綱」の臭気濃度規制基準

規制場所	規制基準				
敷地境界	10				
排出口	実排出口の高さ 排出ガス量 (単位立法メートル毎分)	8メートル未満	8メートル以上 15メートル未満	15メートル以上 25メートル未満	25メートル以上
	100 未満	400	630	800	1000
	100 以上 300 未満	250	400	500	630
	300 以上	150	250	320	400

注) 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気で感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

(7) 土壌汚染

① 環境基準

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 4-1-30 に示すとおりである。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 4 法律第 105 号)第 7 条の規定に基づきダイオキシン類に係る環境基準は、1,000pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 4-1-30 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は、塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

②規制基準等

土壤汚染対策法では、次の(1)～(3)の場合に、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告する必要がある。

- (1) 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき。
- (2) 一定規模以上の土地の形質の変更の届出をした結果、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき。
- (3) 土壤の特定有害物質による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき。

都道府県知事等は、土壤の汚染状態が指定基準に適合しないとき、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。

人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な要措置区域では、土地の所有者等は、講じようとする汚染の除去等の記載する汚染除去等計画を作成し提出しなければならない。一方、形質変更時要届出区域では、汚染除去等の措置を求められることはないが、土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事等にあらかじめ届出が必要になる。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の、法と異なる特徴は(1)～(6)に示すとおりである。なお、法と府条例において同じ内容の規定がある場合は、法と府条例の運用の考え方は同じである。

- (1) 対象物質にダイオキシン類を追加
- (2) 対象施設に有害物質使用届出施設及びダイオキシン特定施設を追加
- (3) 稼働中の有害物質使用特定施設若しくは届出施設等が設置されている工場等敷地における同一の工場等以外の用途で利用するための土地の形質変更時の土壤汚染状況調査の実施
- (4) 一定規模以上の土地の形質変更時等の管理有害物質の使用履歴等の調査及び報告
- (5) 自主調査等の指導・助言、土地所有者等の責務
- (6) 有害物質使用特定施設等設置者による土地所有者等への情報の提供

事業計画地は、土壤汚染対策法及び府条例に基づく調査が義務づけられていない。

4-1-9 環境基本計画等

(1) 2030 大阪府環境総合計画

「2030 大阪府環境総合計画」（2021 年 3 月）の概要は、表 4-1-3 1 に示すとおりである。

本計画は、大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

施策の基本的な方向性に基づき各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を総合的に推進・展開している。

表 4-1-3 1 2030 大阪府環境総合計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	【大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会】 ・大都市・大消費地として、府域のCO ₂ 排出量実質ゼロ、大阪湾のプラスチックごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現 ・大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築
2030年の実現すべき姿	【いのち輝くSDGs未来都市・大阪 ー環境施策を通じてー】 ・今後10年間は、2050年のめざすべき将来像の実現に向けた足掛かりを確実にするため、具体的な取組みを速やかに展開すべき重要な期間 ・以下の5つの分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進 「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」
施策の基本的な方向性	【中・長期的かつ世界的な視野】 ・経済のグローバル化等による世界の相互依存の高まりや世界人口の増加により、エネルギー、水、食料等の需要が増大した結果、地球環境の悪化は深刻化 ・大阪が将来にわたって成長・発展していくためには、府域のみならず世界全体の健全な環境と安定した社会・経済が必要不可欠であるとともに、中・長期的な視点で課題解決に取り組むことが必要 【環境・社会・経済の統合的向上】 ・SDGsの考え方も踏まえて、環境施策を通じて環境保全の効果を最大限発揮する取組みとあわせて、社会の公正性・包摂性・強靱性の向上と、持続的な経済成長の確保 ・以下の4つの観点を踏まえて、環境施策を展開 「外部性の内部化(負担も評価も公正に)」、「環境効率性の向上(より環境を効率よく)」、「環境リスク・移行リスクへの対応(リスクをチャンスに捉えた行動を)」、「自然資本の強化(自然をめぐみ豊かに)」
施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行	○「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野ごとに具体的な目標や施策を示した個別計画を策定し、計画的かつ実効性のある取組みを推進 ○「施策の基本的な方向性」を幹とし、分野別の個別計画を枝として施策を展開することにより樹木が成長し、その成果が果実となり、環境・社会・経済に恩恵を及ぼすことを通して、2030年「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現し、2050年の将来像の実現につなげる。 【脱炭素・省エネルギー】 ・地球温暖化対策実行計画 【資源循環】 ・循環型社会推進計画 ・食品ロス削減推進計画 【全てのいのちの共生】 ・生物多様性地域戦略 【健康で安心な暮らし】 ・生活環境保全目標 ・海岸漂着物等対策推進地域計画 【魅力と活力ある快適な地域づくり】 ・環境教育等行動計画 ・みどりの大阪推進計画 ・ヒートアイランド対策推進計画
進行管理	○毎年度、施策の進捗状況をPDCAサイクルにより確認し、継続的に改善 ○2025年頃を目途に、計画の中間見直しを実施

出典：「2030 大阪府環境総合計画」（令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページより作成）

(2) 東大阪市第3次環境基本計画

「東大阪市第3次環境基本計画」(令和3年3月)の概要は、表4-1-32に示すとおりである。

「東大阪市第3次環境基本計画」は、「東大阪市環境基本条例」第8条に基づき、東大阪市の環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画である。基本計画においては、条例に基づく地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境、都市環境の5つの環境分野を設定している。

表4-1-32 東大阪市第3次環境基本計画の概要

項目	概要
計画の期間	令和3年度から令和12年度までの10年間
東大阪市が 目指す環境像	豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～
基本方針	持続可能な社会を実現するための環境施策を実行する 本市の環境分野における道標としての役割を担う 市民・事業者・各種団体・行政が協働する
5つの環境分野 ごとの目標	【地球環境】地球にやさしい低炭素なまち 【循環型社会】環境負荷が少ない持続可能なまち 【生活環境】健康で安心して暮らせるまち 【自然環境】身近な自然をまもり活かすまち 【都市環境】快適に過ごせる魅力のあるまち
環境目標別の 取り組み方針	【地球環境】 基本方針1 地球温暖化の進行を抑える「緩和策」の推進 基本方針2 地球温暖化の影響に備える「適応策」の推進 【循環型社会】 基本方針1 もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再利用、分別・リサイクルの推進(3Rの推進) 基本方針2 環境に配慮した適正処理の推進 【生活環境】 基本方針1 公害関係法・条例に基づく規制・監視と良好な生活環境の確保 基本方針2 有害化学物質に対する安心の確保 【自然環境】 基本方針1 生駒山の自然の保全と活用 基本方針2 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入 【都市環境】 基本方針1 まちの美化推進と本市らしい景観の形成 基本方針2 快適で魅力あふれる都市空間の創出

出典：「東大阪市第3次環境基本計画」(令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページより作成)

(3)大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕

自動車排出ガスによる大気汚染を防止するために、自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質についての規制が実施されている。

自動車排出ガスの規制は、昭和41年9月のガソリン車の一酸化炭素排出規制にはじまり、昭和43年6月に大気汚染防止法において許容限度が定められて以来、現在に至るまで、規制が強化されてきた。

また、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)」が平成4年6月3日に公布された。

大阪府では、同法に基づき「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を平成5年11月に策定し、現在大阪府では、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕(大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画〔第4次])」を令和6年3月に策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境対策を推進している。

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕」の概要については、表4-1-33に示すとおりである。

また、「大気汚染防止法」では、大気汚染が著しくなり、政令等で定める一定の基準値(以下「要請基準」という)を超えた場合には、道路交通法上の交通規制の要請やドライバー等に自動車の運行自粛の協力要請などを行うこととしている。大気汚染に係る要請基準については、表4-1-34に示すとおりである。

表 4-1-3 3 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第 4 次〕」

第 4 次計画 の目標等	(1) 目標 令和 8 年度までに、対策地域全体で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を継続的・安定的に確保する。 (2) 目標排出量 本計画の対策（最新規制適合車や電動車等への転換 等）を推進した場合の令和 8 年度の排出量の推計値である「指標値」を大阪府独自で設定し、全ての測定局で二酸化窒素 (NO ₂) が 0.04ppm を下回るなど、さらなる大気環境の改善に向けて取り組む。 <table><tr><th>区分</th><th>基準 平成 21 年度</th><th>実績 令和 3 年度</th><th>府独自指標値 令和 8 年度 (H21 比削減量)</th><th>法定目標 令和 8 年度</th></tr><tr><td>対策地域における自動車 NO_x 排出量 (削減割合)</td><td>18,130 トン</td><td>8,340 トン</td><td>6,650 トン (▲11,480 トン)</td><td>11,220 トン</td></tr><tr><td>対策地域における自動車 PM 排出量 (削減割合)</td><td>910 トン 6</td><td>440 トン</td><td>370 トン (▲540 トン)</td><td>70 トン</td></tr></table>	区分	基準 平成 21 年度	実績 令和 3 年度	府独自指標値 令和 8 年度 (H21 比削減量)	法定目標 令和 8 年度	対策地域における自動車 NO _x 排出量 (削減割合)	18,130 トン	8,340 トン	6,650 トン (▲11,480 トン)	11,220 トン	対策地域における自動車 PM 排出量 (削減割合)	910 トン 6	440 トン	370 トン (▲540 トン)	70 トン
区分	基準 平成 21 年度	実績 令和 3 年度	府独自指標値 令和 8 年度 (H21 比削減量)	法定目標 令和 8 年度												
対策地域における自動車 NO _x 排出量 (削減割合)	18,130 トン	8,340 トン	6,650 トン (▲11,480 トン)	11,220 トン												
対策地域における自動車 PM 排出量 (削減割合)	910 トン 6	440 トン	370 トン (▲540 トン)	70 トン												
第 4 次計画 における取組 方針と対策	(1) 自動車単体規制の推進 ・最新規制適合車への転換促進 ・車両の点検・整備の促進 ・その他の自動車排出ガス低減対策等の推進 (2) 車種規制の実施等 ・車種規制の適正かつ確実な実施 ・排出基準適合車への早期転換 ・グリーン配送の推進等 (3) 電動車等の普及促進 ・官民協働による電動車等の導入促進 ・公用車への率先導入 ・事業者への導入指導 ・電動車等の導入支援・普及促進 ・広域的取組みの推進 ・技術開発の促進 (4) エコドライブの推進 ・エコドライブの取組みの推進 ・アイドリングストップの推進 (5) 交通需要の調整・低減 ・輸送効率の向上 ・適切な輸送機関の選択の促進 ・物流拠点の整備等 ・公共交通機関の利便性の向上 ・自家用乗用車の使用自粛等 ・公共交通利用の促進 (6) 交通流対策 ・交通ネットワークの充実・強化 ・交通渋滞の解消 (ボトルネック対策) ・駐車対策の推進 ・高度道路交通システム (ITS) の推進 ・新交通管理システム (UTMS) の整備 ・交通規制等の実施 (7) 普及啓発活動 ・普及啓発・環境教育 ・「大阪自動車環境対策推進会議」における活動推進 (8) 局地汚染対策															
進捗管理	・「総量削減計画策定協議会」が施策の進捗を適切に点検・評価。 ・令和 8 年度の排出量推計値である「指標値」をもとに進捗管理を行うとともに、電動車の導入状況等により対策の進捗状況を把握。															

出典：「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第 4 次〕」
(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページより作成)

表 4-1-3 4 大気汚染に係る要請基準

要請の種別		物質名	要請基準	手続き	関係法
測定に基づく要請		一酸化炭素	1時間値の月平均値 10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請する。	大気汚染防止法第21条第1項 昭和46年総理府・厚生省令第2号
緊急時の措置	一般的協力要請	硫黄酸化物	1時間値0.2ppm以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合 1時間値0.3ppm以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合 1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態になった場合 1時間値の48時間平均値0.15ppm以上の大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康等に被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める。	大気汚染防止法第23条第1項 大気汚染防止法施行令第11条
		一酸化炭素	1時間値30ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.12ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
	公安委員会への要請	硫黄酸化物	1時間値0.5ppm以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合 1時間値0.7ppm以上の大気の汚染の状態が2時間継続した場合	都道府県知事は気象状況の影響により、大気の汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は、公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請する。	大気汚染防止法第23条第2項 大気汚染防止法施行令第11条
		一酸化炭素	1時間値50ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		二酸化窒素	1時間値1ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上の大気の汚染の状態が3時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.4ppm以上の大気の汚染の状態になった場合		

(4)大阪府地球温暖化対策実行計画

「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(2021年3月)の概要は、表4-1-35に示すとおりである。

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を2021年3月に策定している。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

表4-1-35 大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2030年度までの10年間
2050年のめざすべき将来像	【2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ】 大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会
計画の目標	2030年の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減
2030年に向けて取り組む項目	【取組項目1】あらゆる主体の意識改革・行動喚起 ・府民・事業者や市町村と気候危機であるとの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設 ・再生可能エネルギー電気の調達など府による率先行動 ・生産・流通段階でのCO₂削減にも考慮した大阪産など地産地消の促進 ・環境面だけでなく健康や快適性、レジリエンスの向上などのベネフィットにも訴求したZEHの普及促進、等 【取組項目2】事業者における脱炭素化に向けた取組促進 ・温暖化防止条例に基づく大規模事業者に対する届出制度の強化によるCO₂削減の推進 ・金融機関等と連携したESG投資の活性化などを通じた事業者の脱炭素経営の促進 ・ZEBの普及拡大など建築物における環境配慮の推進、等 【取組項目3】CO₂排出の少ないエネルギー(再生可能エネルギーを含む)の利用促進 ・共同購入支援事業などによる太陽光発電設備等のさらなる設置促進 ・府域外からの調達による再エネ電力の利用拡大 ・CO₂排出の少ない電気の選択の促進 ・蓄電池、水素・燃料電池の研究開発支援及び導入促進、等 【取組項目4】輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進 ・ZEVを中心とした電動車の導入促進 ・市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与するAIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入を促進 ・再配達削減の促進など貨物輸送効率の向上、等 【取組項目5】資源循環の促進 ・使い捨てプラスチックごみの排出抑制及び分別・リサイクルなど3R等の推進 ・優良取組事例の周知や商慣習の見直しなど食品関連事業者の取組誘導による食品ロスの削減 ・フロンなどの適正な回収・処理の推進及び自然冷媒への代替促進、等 【取組項目6】森林吸収・緑化等の推進 ・森林環境譲与税等を活用した市町村による森林整備及び木材利用の促進のための技術的支援 ・都市公園の整備等によるみどりのネットワーク化、等 【取組項目7】気候変動適応の推進、等 ・大阪の地域特性を踏まえた暑さ対策の推進 ・様々な分野における適応取組みのさらなる推進、等
対策の推進体制	・温暖化対策部会(現:気候変動対策部会)において、毎年、地球温暖化対策の取組状況等について、点検・評価し、その結果をホームページ等により公表 ・都市・住宅・防災・産業振興などの他部局や、関係機関等と連携・協働して、気候変動に対する緩和策と適応策の取組みを両輪で推進 ・2025年の万博開催による社会情勢の変化のほか、国の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを実施

出典：「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページより作成)

(5) 東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和2年3月)の概要は、表4-1-36に示すとおりである。

これまでの地球温暖化対策の中心であった「緩和策」に加えて、本計画では新たに「適応策」を位置づけている。また「緩和策」については、前計画の4つの基本方針をベースとしてSDGs(エス・ディー・ジーズ、持続可能な開発目標)の考え方を取り入れた新たな基本方針の下、これまでの取り組みを継続しつつ、一部新たな施策や事業を位置づけている。

表4-1-36 東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

項目	概要
計画期間	【短期計画期間】2030(令和12)年度 【中長期計画期間】2050(令和32)年
計画の位置づけ	本計画は、東大阪市の地球温暖化対策を市民・事業者・行政等の協働で推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて策定する計画である。
計画の目標	【短期目標】2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比50%削減 【中長期目標】2050(令和32)年温室効果ガス排出実質ゼロ(あるべき将来像)
地球温暖化対策の取り組み(緩和策)の施策	【基本方針1】モノづくりのまちとして環境負荷の低減を意識した取り組みの展開 環境産業の育成/事業者の省エネ・省CO ₂ 化の推進/省エネ・省CO ₂ などの推進しやすい環境づくり/市の率先行動 【基本方針2】「得する・損しない」から始める環境にやさしいライフスタイルの実現 市民の省エネ・省CO ₂ 化の推進/環境教育・学習の推進 【基本方針3】みどり豊かで快適に住み続けられる都市環境の創造 車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりの推進/ヒートアイランド対策・緑化の推進 【基本方針4】環境に負荷を与えない循環型社会の構築 ごみの発生抑制/廃棄物の有効利用・エネルギー活用
気候変動への適応策	【農業・森林】 ・農業の活性化や農地の活用に関する支援に努める。 ・森林の有する水源の涵養や災害の防備等を発揮させるため、森林の保全等を推進する。 【水環境・水資源】 ・公共用水域の常時監視として、河川の継続的な水質測定調査の実施に努める。 ・下水処理水の有効活用を図る。 【自然生態系】 ・地域の生物多様性の保全(優れた自然環境や良好な緑地環境の保全)として、生駒山系の自然を守り・育てる、生き物の生息環境ネットワーク化を図る。 ・健全な生態系を保全・再生するために、気候変動の影響による外来種の防除や水際対策を行う。 【自然災害】 ・災害リスクを踏まえた河川の整備や防災に取り組むとともに、災害に関する情報提供や防災に関する啓発に努める。 ・短時間豪雨への備えとして、下水道増補管を活用し浸水被害の軽減を図る。 ・甚大化する自然災害への備えとして、「地域防災計画」の見直しを適宜行い、庁内及び関係機関等との連携による計画の推進を図る。 【健康】 ・搬送状況の把握や予防・対処法の普及啓発、情報提供等を適切に実施する。 ・感染症を媒介する蚊等の啓発、情報提供等を適切に実施する。 【産業・経済活動】 ・気候変動の影響によるリスク等について情報提供や啓発を行う。 ・国が定めるガイドライン(自然災害時の対応含む)の普及啓発等を通じ、市内中小企業の事業継続計画(BCP)の策定を促進する。 【市民生活・都市生活】 ・災害が発生した時に水が安定供給できるインフラの整備に努める。 ・ヒートアイランド現象対策のため、緑化の推進や人工排熱の低減、熱の発生抑制を図る観点でのライフスタイルの改善に向けた取り組みを推進する。また、その把握のため、大気環境の継続的なモニタリング調査の実施に努める。

出典：「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」
(令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページより作成)

(6)大阪府ごみ処理広域化計画

「大阪府ごみ処理広域化計画」(令和元年8月)の概要は、表4-1-37に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年環境省告示第7号)に示された基本的な事項及び同法第5条の3第1項に基づく「廃棄物処理施設整備計画」(平成30年6月19日閣議決定)に示された廃棄物処理施設整備事業に関する計画に沿って策定されている。

また、「大阪府循環型社会推進計画」に掲げるごみ処理の広域化に向けた施策を推進するための基本的な考え方を示すものとなっており、さらに、市町村域を越える広域的な災害廃棄物処理体制が確保されるよう、「大阪府災害廃棄物処理計画」(平成29年3月)と整合を図っている。

表4-1-37 大阪府ごみ処理広域化計画の概要

項目	概要
計画期間	令和元年度から令和10年度までの10年間
広域化・集約化の状況	ごみ処理事業に係る事務を行う一部事務組合は13団体(旧計画より4団体増) 府内のごみ焼却施設数は、旧計画策定時の53施設から39施設と約3割減少
広域化・集約化の方向性と推進方策	【広域化・集約化の方向性】 新設・更新に際しては、最低100t/日以上、可能なら300t/日以上 20年後に少なくとも平成30年度比で1割削減することを目途に集約化を図る 【広域化・集約化にあたっての検討事項】 ごみ処理事業のコスト縮減/効率的な熱回収の推進/リサイクルの推進/ごみの収集運搬の効率/ごみの収集運搬や焼却等の処理による環境への負荷/ごみ処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減/廃止されるごみ処理施設の跡地の活用 【広域ブロックの基本的な考え方】 大阪府全域を1ブロックとして、市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進する 【広域化・集約化の方法】 一部事務組合や広域連合、事務の委託、連携協約等の制度/組合設立、ごみ種類別処理分担、大都市での受入、相互支援、他のインフラとの連携、民間活用 【広域化・集約化の推進のための取組み】 市町村 処理施設の整備に係る課題への積極的な検討、対応/近隣市町村等との処理施設の整備計画の調整・協議/一般廃棄物処理基本計画の策定、改定 大阪府 市町村等への情報提供、助言、調整等/国等への要望、調整等/本計画の進行管理

出典：「大阪府ごみ処理広域化計画」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページより作成)

(7)大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」(2021年3月)の概要は、表4-1-38に示すとおりである。

大阪府では、循環型社会の実現に向け、府民・事業者・行政のあらゆる主体が連携・協働し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)及び適正処理の取組を推進するため、大阪府循環型社会推進計画を5年ごとに策定している。本計画は、プラスチックの資源循環の促進や海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととし、新たに使い捨てプラスチックの排出削減やリサイクル等に関する目標を設定している。

表4-1-38 大阪府循環型社会推進計画の概要

項目	概要
計画期間	2021年度から2025年度までの5年間
計画の位置づけ	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画 ・「2030大阪府環境総合計画」の資源循環分野の個別計画 ・「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく施策の基本方針、各主体の行動指針
計画の目標	排出量：一般廃棄物276万t、産業廃棄物1,368万t、容器包装プラスチックごみ21万t 再生利用率：一般廃棄物17.7%、産業廃棄物33.2%、容器包装プラスチックごみ50% 最終処分量：一般廃棄物31万t、産業廃棄物33万t 1人1日当たりの生活系ごみ排出量：400g/人・日 プラスチック焼却量：36万t プラスチック有効利用率：94%
主な施策	【1. リデュース・リユースの推進】 ・ごみを出さないライフスタイルの促進 ・ごみ処理有料化の促進 ・食品ロス削減推進計画に基づく取組 ・事業系の資源化可能な紙や一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減 ・事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進 【2. リサイクルの推進】 ・資源化できる紙の分別・リサイクルの促進 ・建設廃棄物の再資源化の促進 【3. プラスチックごみ対策の推進】 ・マイ容器使用可能店舗の情報発信等によるワンウェイプラスチックの削減 ・プラスチック製容器包装の分別・リサイクルの一層の推進 ・製品プラスチックの分別・リサイクルの実施 ・より質の高いリサイクルの促進 【4. 適正処理の推進】 ・一般廃棄物処理の広域化、最終処分場の確保 ・産業廃棄物適正処理の徹底 ・災害発生時における廃棄物処理の備え
計画の進行管理	各主体の取組を推進するため、目標項目及び進行管理指標の進捗状況を毎年度(産業廃棄物は目標年度)ホームページ等で公表 【進行管理指標】 一般廃棄物：1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源物を含めた再生利用率 産業廃棄物：排出量から減量化量を除いた再生利用率・最終処分率 プラスチックごみ：プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量、生活系焼却ごみのプラスチック混入率

出典：「大阪府循環型社会推進計画」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページより作成)

(8)みどりの大阪推進計画

「みどりの大阪推進計画」(平成 21 年 12 月)の概要は、表 4-1-3 9 に示すとおりである。

大阪府では平成 21 年 12 月、「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、「みどりの大阪推進計画」を策定した。

本計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪 21 推進プラン」(平成 8 年策定)と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」(平成 11 年策定)を統合し、本府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すものである。

表 4-1-3 9 みどりの大阪推進計画の概要

項目	概要
計画期間	21 世紀の第 1 四半期(2025 年(令和 7 年))
みどりの将来像	みどりの風を感じる大都市・大阪
目標・指標	・緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約 4 割以上確保 ・緑化の目標(市街化区域)：緑被率 20%(現況の 1.5 倍) 指標(3 年毎検証) 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす《約 5 割⇒約 8 割》 最近みどりに触れた府民の割合を増やす《約 4 割⇒約 8 割》
基本戦略	【みどり豊かな自然環境の保全・再生】 ・周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現 【みどりの風を感じるネットワークの形成】 ・主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がり確保 【街の中に多様なみどりを創出】 ・屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進める 【みどりの行動の促進】 ・府民や企業、NPO との協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指す

出典：「みどりの大阪推進計画」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページより作成)

(9) 東大阪市みどりの基本計画

「東大阪市みどりの基本計画」(令和3年3月)の概要は、表4-1-40に示すとおりである。

「東大阪市みどりの基本計画」は都市緑地法第4条に規定される計画で、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。当計画では、良好な都市環境の形成を目指した「みどりの将来像」を掲げており、その実現に向け「みどりをまもる」、「みどりをふやす」、「みどりをいかす」という3つの施策方針を定め、令和3年度から令和12年度において実施する具体的な事業を示している。

表4-1-40 東大阪市みどりの基本計画の概要

項目	概要
目標年次	令和3年度を初年度とし、東大阪市第三次総合計画及び都市計画マスタープランの最終年次である令和12年度を目標年次とする。
基本目標	つくる・つながる・ひびきあう ―感動創造都市東大阪―
基本方針	水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します
みどりの将来像	本市のみどりのシンボルである「生駒山」を母体に、大規模な公園緑地を中核拠点、中規模な公園緑地を地区拠点として配置する。また、みどりの風促進区域に指定されている国道308号線や大阪中央環状線等を基幹軸、河川、緑道、街路樹が存在する主な道路を回廊軸とする。これは、生駒山のみどりを道路や河川により、市街地へ身近なみどりとしてネットワーク化することにより、日常的に身近なみどりと触れ合う良好な都市環境の形成を目指すものである。
施策方針	○みどりをまもる 都市公園の保全、児童遊園の保全、史跡公園の保全、庁舎・学校等の公共空間の緑地の保全、植樹帯・街路樹・プランター花壇の保全、特別緑地保全地区の保全、風致地区の保全、生産緑地の保全、河川の保全、保存樹・保存樹林の保全、民有地の緑地の保全 ○みどりをふやす 都市公園の整備、児童遊園の整備、史跡公園の整備、庁舎等の公共空間の緑地の整備、植樹帯・街路樹・プランター花壇の新設、保存樹・保存樹林の指定、民有地の緑化の推進 ○みどりをいかす 都市公園の活用、都市農地の活用

出典：「東大阪市みどりの基本計画」(令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページより作成)

(10)大阪府景観計画

「大阪府景観計画」(平成24年4月)の概要は、表4-1-41に示すとおりである。

大阪府は、平成17年6月の景観法の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うために本計画を策定している。

本計画において「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

表4-1-41 大阪府景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	道路軸：国道171号沿道区域/大阪外環状線(国道170号)沿道区域/大阪中央環状線等沿道区域/第二京阪道路沿道区域/国道26号(第二阪和国道)沿道区域 河川軸：淀川等沿岸区域/大和川沿岸区域/石川沿岸区域 山並み・緑地軸：北摂山系区域/生駒山系区域/金剛・和泉葛城山系区域 湾岸軸：大阪湾岸区域 歴史軸：歴史的街道区域(一般区域)/歴史的街道区域(重点区域) (景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。)
景観づくりの基本方針	【道路軸】周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。/市街地にあっては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。/郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。 【河川軸】水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。/川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。 【山並み・緑地軸】市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。/山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。/歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。 【湾岸軸】湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。/湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。/湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。 【歴史軸】歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。/伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。

出典：「大阪府景観計画」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページより作成)

(11) 東大阪市景観計画

「東大阪市景観計画」の概要は、表4-1-4 2 (1)～(2)に示すとおりである。

東大阪市景観計画は、東大阪らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを、計画的にまた総合的に進めていくことを目的に策定したものである。計画では、東大阪市景観形成基本計画に即して景観形成の方針を定めている。おもに不良な景観が形成されることを抑えるという観点から、市域全域を景観計画区域(景観形成に取り組む区域)に指定し、良好な景観の形成に関する方針、建築物などの建築を行うにあたっての届出と行為の制限(デザインや色彩などについて定めた景観形成基準に基づいた規制誘導)、良好な景観を形成する上で重要な建造物や樹木の指定方針などについて定めている。

さらに、市役所本庁周辺において、大阪モノレールの南伸事業に伴い新たに形成される都市景観と、既存の良好な景観が一体となった美しい街並みを形成するため、「市役所本庁周辺景観形成重点地区」に指定し、令和2年11月に「東大阪市景観計画」を変更し、令和3年4月1日に施行している。市民、事業者、行政が連携・協働して、市役所本庁周辺を「市の中心拠点」としてみんなが愛着と誇りを持てる街並みにすることを目的に策定したものである。

表 4-1-4 2 (1) 東大阪市景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	区域：市役所本庁周辺景観形成重点地区を除く市域全域 面積：61.28km ²
良好な景観の形成に関する方針	【景観づくりの基本方針】東大阪の「まち」と「ひと」～その双方から、東大阪らしさをつくり、東大阪らしさをはぐくみます～ 【基本方針Ⅰ】東大阪らしさをつくる～東大阪らしさが感じられる「まち」をつくる～ ①生駒山と大和川がかたちづくった自然や地形を生活にいかそう ②住宅地に快適さとうるおいをもたらし、商業地に魅力とにぎわいをとりもどそう ③「モノづくりのまち」の活力を演出し、住宅地との調和をつくろう ④東大阪の顔として、産業・生活文化交流新都心を創生しよう 【基本方針Ⅱ】東大阪らしさをはぐくむ～東大阪らしさをはぐくむ「ひと」になる～ ①東大阪のまちを大切に思うココロを育てよう ②東大阪のまちを大切に思うココロをカタチにしよう
地域の区分と景観づくりの方針	【商業系市街地】 ○地域の特性を活かしたまとまりある街並みをつくる ○商業地の魅力とにぎわいを演出する ○うるおいがあり調和のとれた沿道景観をつくる 【工業系市街地】 ○地域の特性を活かしたまとまりある街並みをつくる ○「モノづくりのまち」の魅力をつくる ○単調な街並みに変化とうるおいをつくる ○住宅地と調和のとれた工業地をつくる ○周辺の街並みとの調和をつくる 【住居系市街地】 ○うるおいとゆとりの感じられる街並みを保全・創出する ○旧集落の落ち着いた街並みをまもる ○周辺の街並みとの調和をつくる 【市街化調整区域】 ○のどかな田園風景をまもる ○生駒山の自然環境を保全する

出典：「東大阪市景観計画」（令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページより作成）

表 4-1-4 2 (2) 東大阪市景観計画【市役所本庁周辺景観形成重点地区】の概要

項目	概要
景観計画の区域	区域：市役所本庁周辺エリア 面積：0.5km ²
良好な景観の形成に関する方針	「市の中心拠点」としてみんなが愛着と誇りを持てる街並みをつくる
景観づくりの方針	○既存の公共施設等の集積によって形成された良好な景観を活かし、うるおいとゆとりある空間をつくる ○人が集まり交流が生まれる賑わいや魅力のある沿道空間をつくる ○東大阪ジャンクションが生み出す夜間景観をまもる ○屋外広告物は建築物等と一体的に捉え、市の中心拠点に相応しい景観を創出する

出典：「東大阪市景観計画」（令和 6 年 7 月閲覧、東大阪市ホームページより作成）

4-2 生活環境

4-2-1 大気環境

事業計画地周辺の大気汚染常時監視測定局における測定結果を収集・整理することにより、大気汚染の現況、経年変化及び環境基準の達成状況を把握した。

調査対象とした大気汚染常時監視測定局は、事業計画地周辺の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)2局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)1局とした。

各測定局の測定項目等の概要及び位置は、表4-2-1及び図4-2-1に示すとおりである。

表4-2-1 調査対象とした測定局の概要

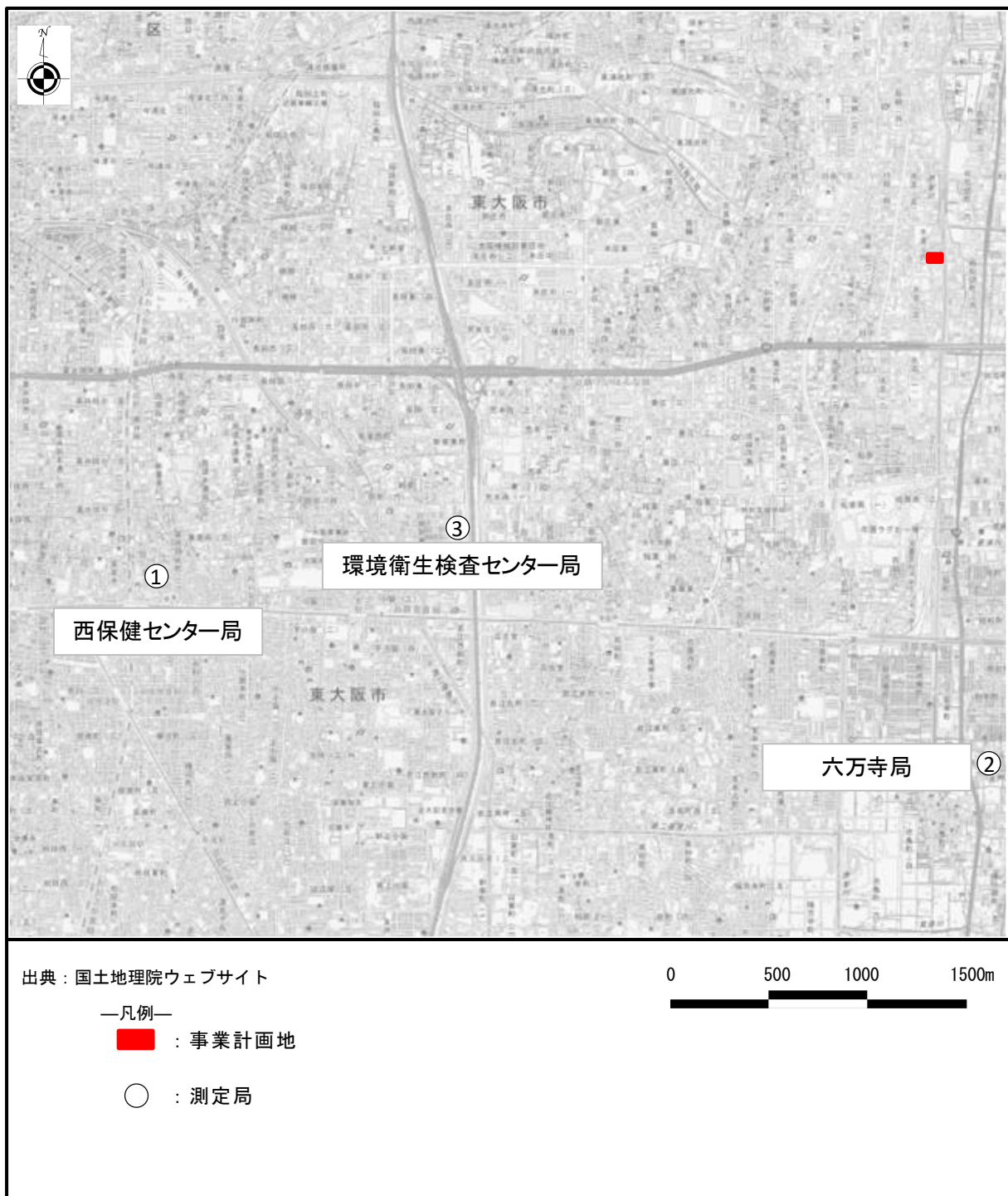
図中番号	測定局名		所在地	用途地域	測定項目						
					二酸化硫黄	一酸化窒素・二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類
①	一般局	東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町2-8-27	商	●	●	—	●	●	●	—
②		東大阪市六万寺	東大阪市南四条町3-33	住	●	●	—	●	●	●	●
③	自排局	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市西岩田3-3-2	商	●	●	●	●	●	●	●

注1) 表中の番号は、図4-2-1に対応している。

注2) 「●」は測定を実施している項目、「—」は測定を実施していない項目を示す。

注3) 商：近隣商業地域及び商業地域、住：第一種及び第二種住居地域

出典：「大阪府環境白書(2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)



注) 図中の①～③は、表4-2-1の番号に対応している。

図4-2-1 調査対象とした大気汚染常時監視測定局

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄の年平均濃度の経年変化は、表4-2-2及び図4-2-2に示すとおりであり、概ね横ばいの傾向にある。

二酸化硫黄の令和4年度の測定結果は、表4-2-3に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準(長期的評価)を下回っている。

表4-2-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022
一般局	東大阪市 西保健センター		0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
	東大阪市六万寺		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
自排局	東大阪市環境衛生検査センター		0.001	0.001	0.001	0.000	0.001

出典：「大阪府環境白書(2019年版～2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

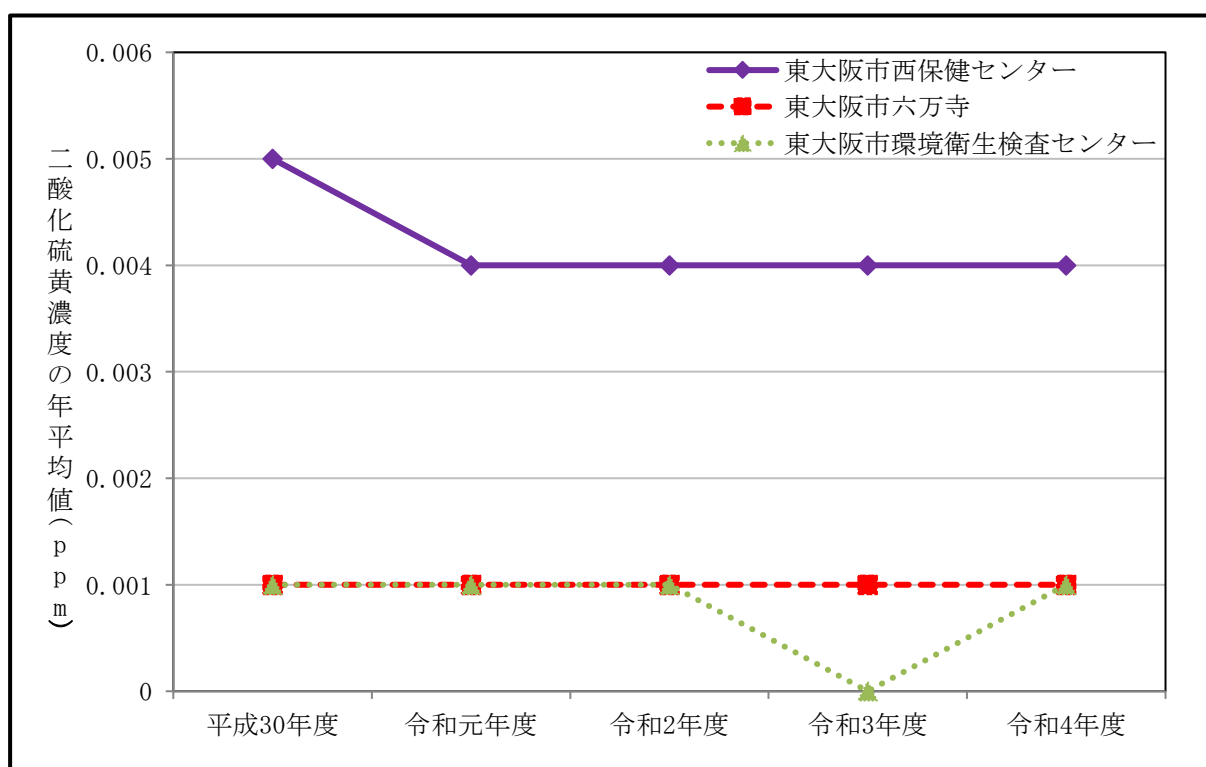


図4-2-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

表 4-2-3 二酸化硫黄の年間測定結果(令和4年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○否×)
東大阪市西保健センター	365	8700	0.004	0	0.0	0	0.0	0.015	0.008	○	0	○
東大阪市六万寺	364	8633	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0	○
東大阪市環境衛生検査センター	362	8615	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0	○

注1)「長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。

注2)「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数が0であること。

出典：「大阪府環境白書(2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

(2) 二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表4-2-4及び図4-2-3に示すとおりであり、自排局である東大阪市環境衛生検査センターは減少ないし横ばい傾向に、他2局は横ばいの傾向にある。

二酸化窒素の令和4年度の測定結果は、表4-2-5に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を下回っている。

表 4-2-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

年度		平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022
測定局	東大阪市西保健センター	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012
	東大阪市六万寺	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
自排局	東大阪市環境衛生検査センター	0.021	0.019	0.018	0.017	0.016

出典：「大阪府環境白書(2019年版～2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

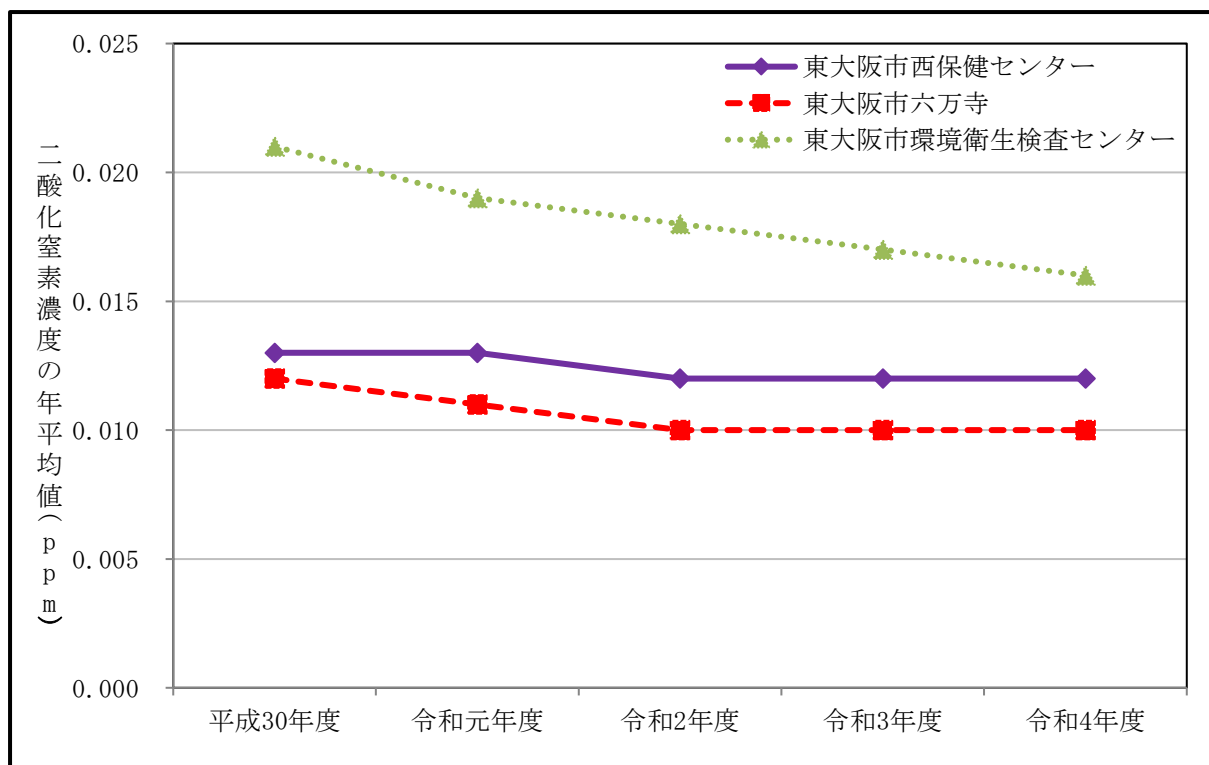


図 4-2-3 二酸化窒素の年平均値の経年変化

表 4-2-5 二酸化窒素の年間測定結果(令和4年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(適○否×)
東大阪市西保健センター	364	8635	0.012	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.032	0	○
東大阪市六万寺	365	8635	0.010	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
東大阪市環境衛生検査センター	362	8630	0.016	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.036	0	○

注 1) 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲外であって、かつ、0.06ppmを超えた日数である。

注 2) 「環境基準の適否」の適合は、98%値評価による日平均値が0.06ppm以下であること。

出典：「大阪府環境白書(2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

(3)一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化は、表4-2-6及び図4-2-4に示すとおりであり、自排局である東大阪市環境衛生検査センターは減少傾向に、他2局は横ばいの傾向にある。

一酸化窒素(NO)及び窒素酸化物(NOx)の令和4年度の測定結果は、表4-2-7に示すとおりである。

表4-2-6 一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局			年度	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022
一般局	東大阪市 西保健センター	NO		0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		NOx		0.016	0.017	0.015	0.015	0.015
	東大阪市六万寺	NO		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		NOx		0.014	0.013	0.012	0.011	0.012
自排局	東大阪市環境衛生 検査センター	NO		0.010	0.008	0.007	0.006	0.006
		NOx		0.031	0.027	0.025	0.023	0.023

出典：「大阪府環境白書(2019年版～2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

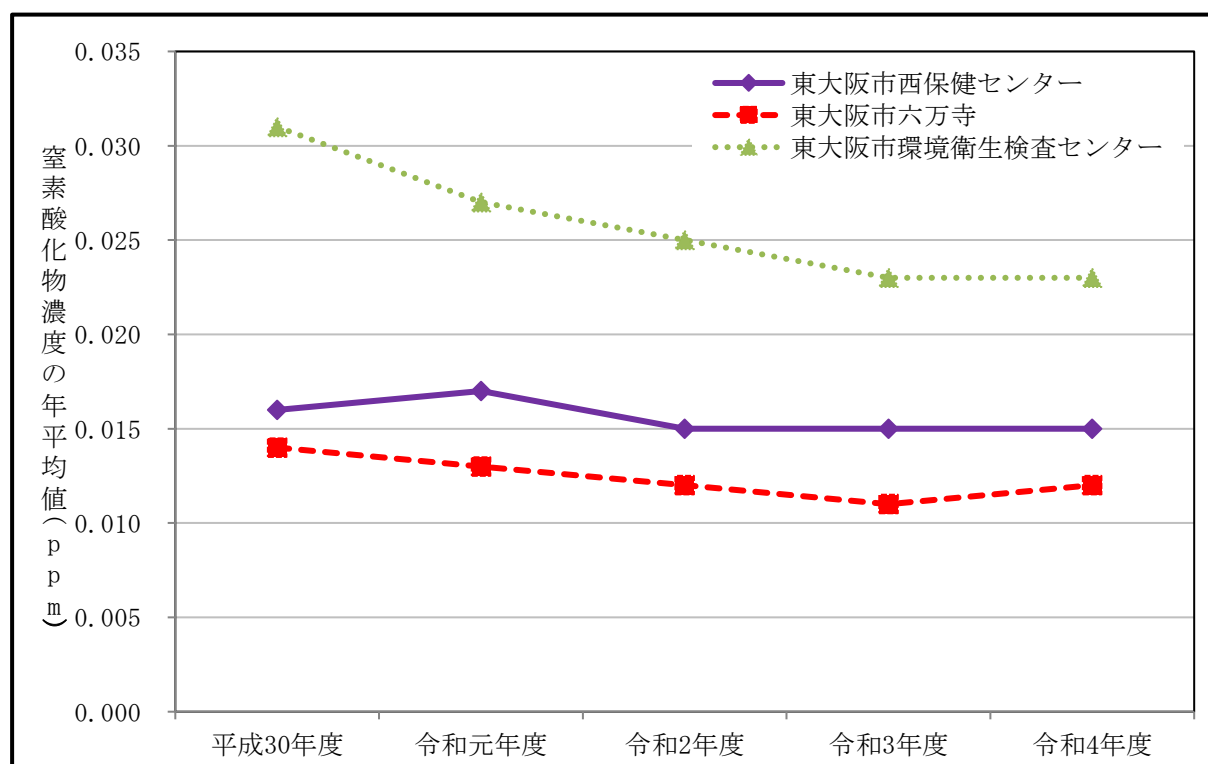


図4-2-4 窒素酸化物の年平均値の経年変化

表 4-2-7 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果(令和 4 年度)

項目 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
			年平均 値	1 時間値 の最高値	日 平均値 の 98% 値	年平均値	1 時間値 の最高値	日 平均値 の 98% 値	年平均値の NO ₂ / (NO+NO ₂)
			(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
東大阪市 西保健 センター	364	8635	0.003	0.130	0.016	0.015	0.174	0.049	80.2
東大阪市 六万寺	365	8635	0.002	0.109	0.009	0.012	0.147	0.032	83.5
東大阪市 環境衛生 検査 センター	362	8630	0.006	0.120	0.029	0.023	0.171	0.059	72.3

出典：「大阪府環境白書(2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

(4) 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素の年平均値の経年変化は、表 4-2-8 及び図 4-2-5 に示すとおりであり、横ばいの傾向にある。

一酸化炭素の令和 4 年度の測定結果は、表 4-2-9 に示すとおりであり、環境基準(長期的評価)を下回っている。

表 4-2-8 一酸化炭素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

年度		平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022
測定局						
自排局	東大阪市環境衛生検査センター	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

出典：「大阪府環境白書(2019 年版～2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

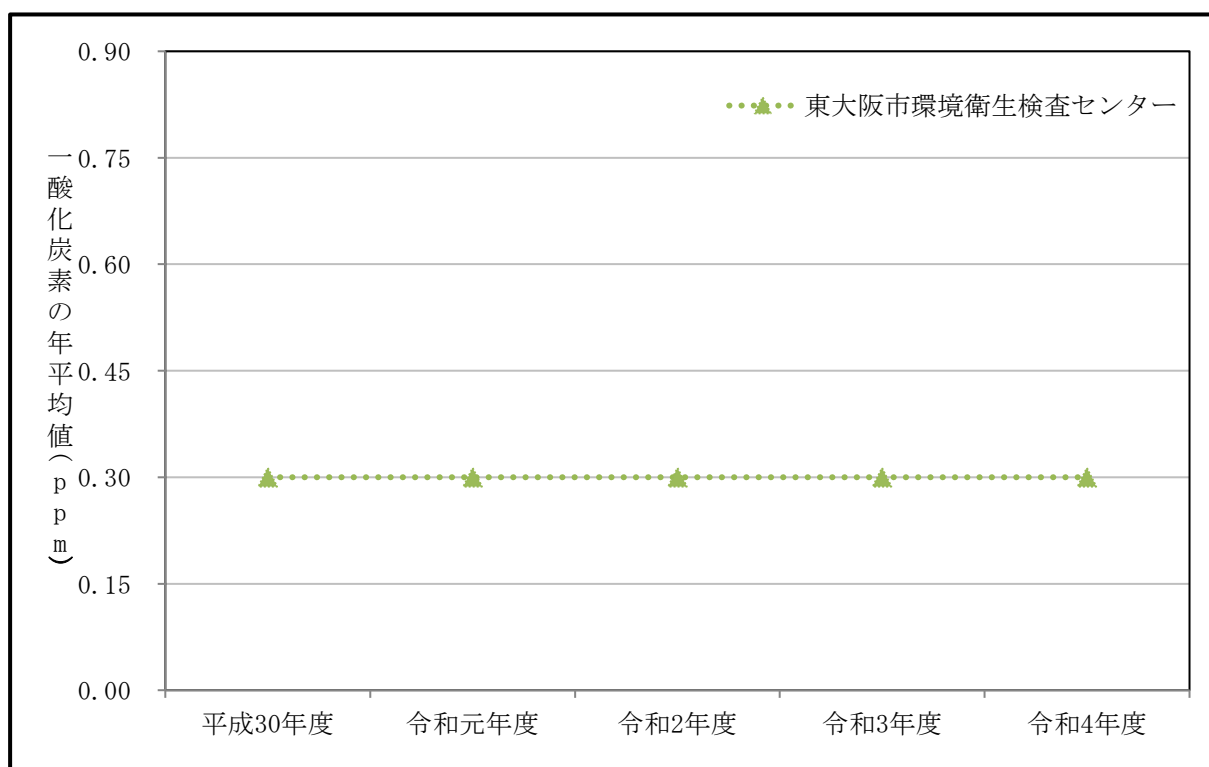


図 4-2-5 一酸化炭素の年平均値の経年変化

表 4-2-9 一酸化炭素の年間測定結果(令和4年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○否×)
東大阪市環境衛生検査センター	363	8627	0.3	0	0.0	0	0.0	1.2	0.6	○	0	○

注1)「長期的評価による日平均値10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

注2)「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値10ppmを超えた日数が0であること。

出典：「大阪府環境白書(2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

(5) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 4-2-10 及び図 4-2-6 に示すとおりであり、いずれの測定局も減少ないし横ばい傾向にある。

浮遊粒子状物質の令和 4 年度の測定結果は、表 4-2-11 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準(長期的評価)を下回っている。

表 4-2-10 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位：mg/m³)

測定局 \ 年度		平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022
一般局	東大阪市西保健センター	0.019	0.018	0.017	0.014	0.014
	東大阪市六万寺	0.020	0.018	0.017	0.015	0.016
自排局	東大阪市環境衛生検査センター	0.015	0.013	0.013	0.011	0.011

出典：「大阪府環境白書(2019 年版～2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

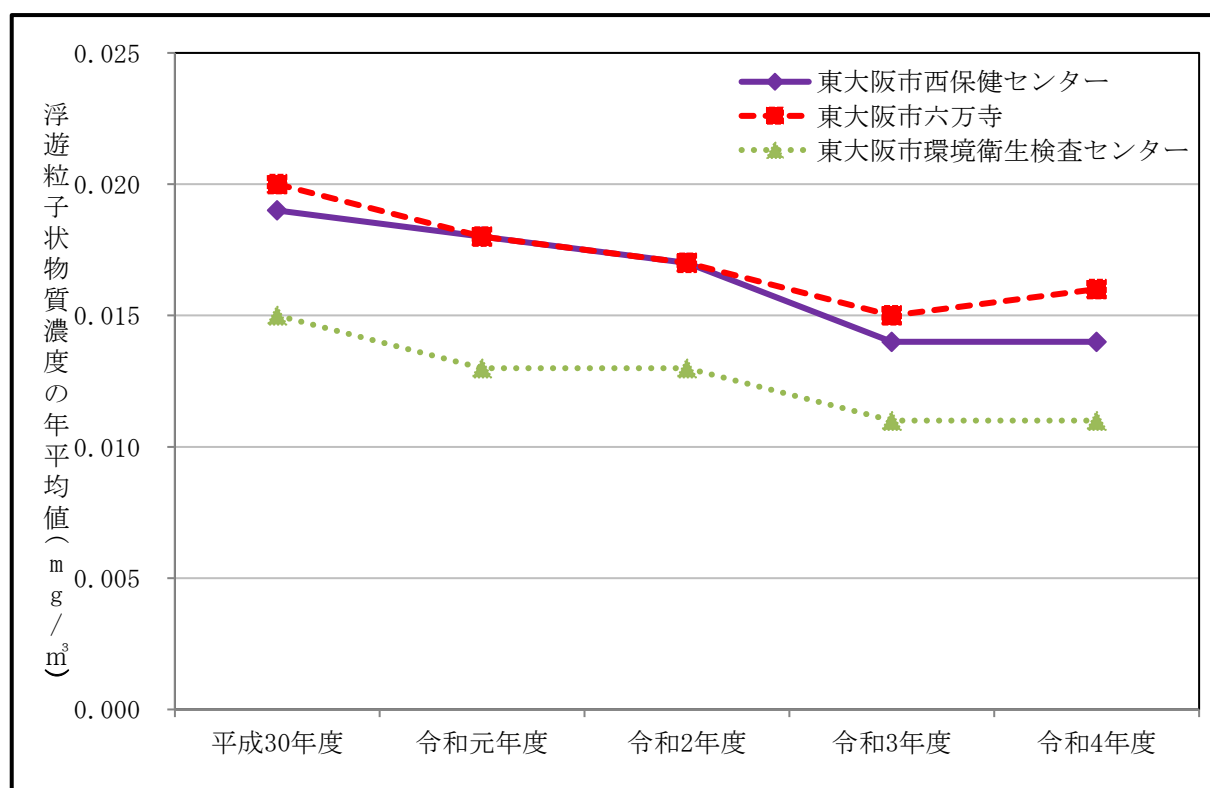


図 4-2-6 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

表 4-2-1 1 浮遊粒子状物質の年間測定結果(令和 4 年度)

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数と その割合		1 時間値 の最高値	日平均値 の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	長期的評価による 環境基準 の適否
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(適○否×)	(日)	(適○否×)
東大阪市 西保健 センター	356	8489	0.014	0	0.0	0	0.0	0.072	0.031	○	0	○
東大阪市 六万寺	362	8645	0.016	0	0.0	0	0.0	0.071	0.029	○	0	○
東大阪市 環境衛生 検査 センター	362	8661	0.011	0	0.0	0	0.0	0.060	0.024	○	0	○

注 1) 「長期的評価による日平均値 0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% 範囲かつ日平均値のうち 0.10mg/m³を超えた日数である。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」適合は、年間にわたる日平均値につき、想定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典：「大阪府環境白書(2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

(6) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 4-2-1 2 及び図 4-2-7 に示すとおりであり、いずれの測定局もほぼ横ばい傾向にある。

微小粒子状物質の令和 4 年度の測定結果は、表 4-2-1 3 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を下回っている。

表 4-2-1 2 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位：μg/m³)

年度		平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022
測定局	東大阪市 西保健センター	12.6	11.2	10.8	9.8	11.6
	東大阪市六万寺	12.8	11.1	10.9	9.2	10.0
自排局	東大阪市環境衛生 検査センター	12.1	10.6	10.6	9.3	10.4

出典：「大阪府環境白書(2019 年版～2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

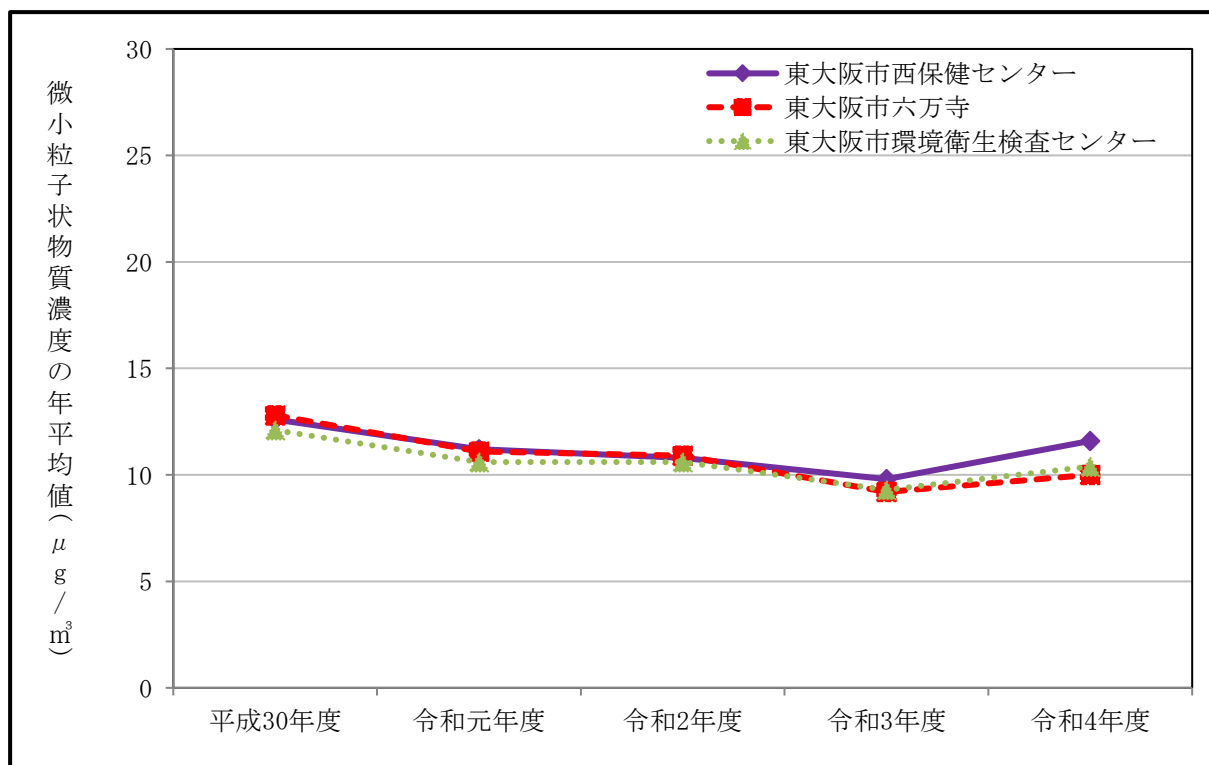


図 4-2-7 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

表 4-2-13 微小粒子状物質の年間測定結果(令和4年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 μg/m³を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35 μg/m³を超えた日数	環境基準達成状況	
	(日)	(時間)	(μg/m³)	(μg/m³)	(日)	(%)	(日)	(長期基準)	(短期基準)
東大阪市西保健センター	339	8128	11.6	25.7	0	0.0	0	○	○
東大阪市六万寺	360	8634	10.0	22.2	1	0.3	0	○	○
東大阪市環境衛生検査センター	356	8596	10.4	22.5	0	0.0	0	○	○

注 1) 「98%値評価による日平均値が35 μg/m³を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から98%の範囲外であって、かつ35 μg/m³を超えた日数である。

注 2) 「環境基準達成状況」の適合は、長期基準は年平均値が15 μg/m³以下であること。短期基準は日平均値の年間98%値が35 μg/m³以下であること。

出典：「大阪府環境白書(2023年版)」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

(7) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、表 4-2-1 4 及び図 4-2-8 に示すとおりであり、いずれの測定局も概ね横ばいの傾向にある。

光化学オキシダントの令和 4 年度の測定結果は、表 4-2-1 5 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を上回っている。

表 4-2-1 4 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022
一般局	東大阪市 西保健センター		0.033	0.034	0.034	0.035	0.035
	東大阪市六万寺		0.032	0.032	0.035	0.035	0.034
自排局	東大阪市環境衛 生検査センター		0.029	0.028	0.031	0.031	0.030

出典：「大阪府環境白書(2019 年～2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

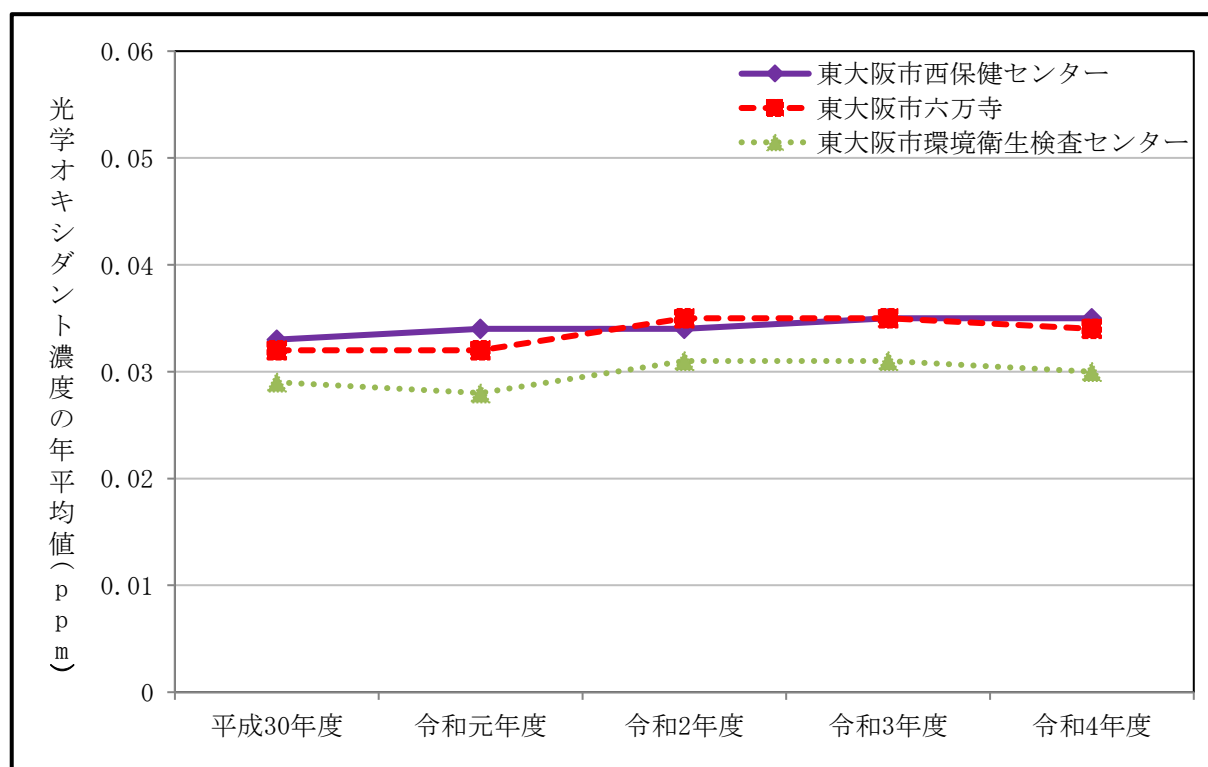


図 4-2-8 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化

表 4-2-15 光化学オキシダントの年間測定結果(令和 4 年度)

測定局	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間 値の 年平均 値	昼間の 1 時 間値が 0.06ppm を 超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間 値が 0.12ppm を超えた日 数と時間数		昼間の 1 時間値 の最高値	昼間の日 最高 1 時 間値の年 平均値	環境 基準 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)
東大阪市西保健 センター	365	5410	0.035	89	434	0	0	0.111	0.049	×
東大阪市六万寺	365	5404	0.034	84	408	0	0	0.111	0.049	×
東大阪市環境衛生 検査センター	365	5398	0.030	70	329	0	0	0.112	0.112	×

注 1) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。

注 2) 「環境基準の適否」の適合は、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「大阪府環境白書(2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

(8) ダイオキシン類

ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 4-2-16 及び図 4-2-9 に示すとおりであり、いずれの測定局も平成 30 年度～令和 4 年度で全て環境基準を下回っている。

表 4-2-16 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(単位：pg-TEQ/m³)

年度 測定局	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022					環境基準
					春季	夏季	秋季	冬季	年平均	
東大阪市環 境衛生検査 センター	0.014	0.018	0.014	0.012	0.013	0.022	0.0091	0.019	0.016	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
東大阪市 六万寺	0.015	0.014	0.015	0.012	0.0079	0.019	0.0072	0.017	0.013	

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(平成 30 年版～令和 4 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

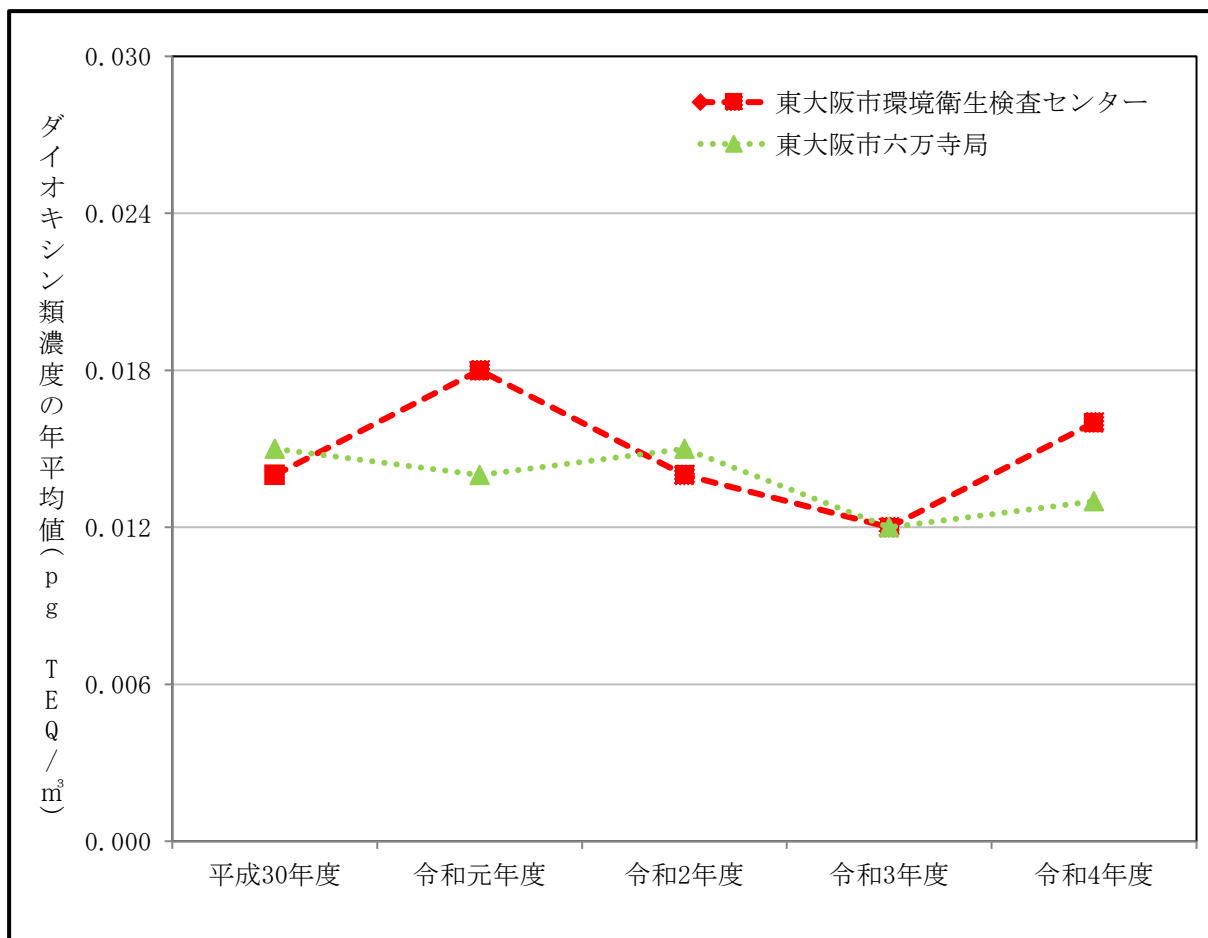
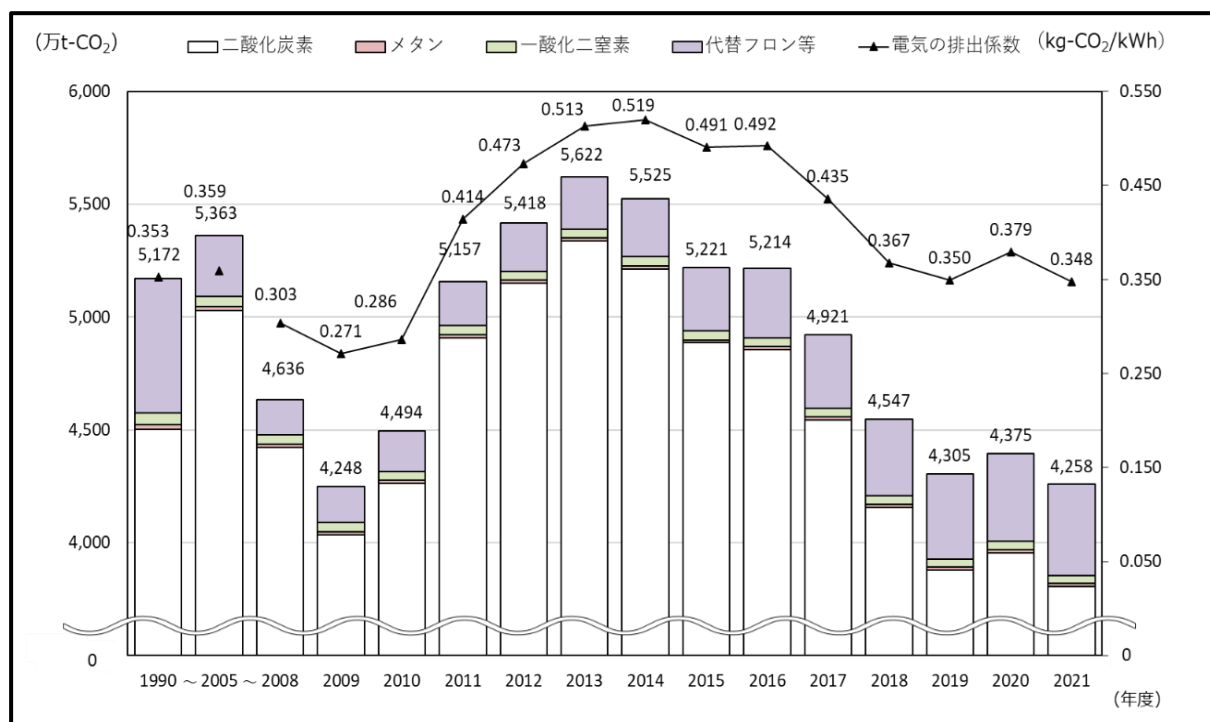


図 4-2-9 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(9) 温室効果ガス

大阪府域における温室効果ガス排出推定量の推移は、図4-2-10に示すとおりである。

2021年度の温室効果ガス排出量は、4,258万t-CO₂であり、前年度と比べ2.7%((4,375-4,258)/4,375)減少している。また、「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の基準年度である2013年度比で24.3%((5,622-4,258)/5,622)減少している。



注1) 電気の排出係数は、2005～2007年度は一般電気事業者等(現行制度における小売電気事業者)に対して大阪府が行った調査等により府内基礎排出係数を推計し、2008年度以降は同様の調査等により府内調整後排出係数を推計し、算定に用いた。

注2) 四捨五入の関係で、各値の合計と合計値が一致しないものがある。

出典:大阪府ホームページ(令和6年7月閲覧)

図4-2-10 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

4-2-2 水環境

(1) 水質

事業計画地周辺(寝屋川水域)の河川水質測定地点における測定結果を収集・整理することにより、河川水質の現況、環境基準の達成状況を把握した。

事業計画地周辺河川水質の調査地点の概要は、表4-2-1 7及び図4-2-1 1に示すとおりである。

表4-2-1 7 事業計画地周辺の河川における調査地点の概要

図中番号	河川名	地点名	類型	類型(水生生物)
①	恩智川	三池橋	C	生物 B
②	第二寝屋川	新金吾郎橋	D	-
③	第二寝屋川	巨摩橋	D	-
④	長瀬川	第二寝屋川合流直前	-	-

注) 表中の番号は、図4-2-1 1に対応している。



注) 図中の①～④は、表 4-2-1 7、表 4-2-2 0 及び表 4-2-2 1 の番号に対応している。

図 4-2-1 1 事業計画地周辺の河川における調査地点(水質)

①生活環境項目

令和4年度における生活環境項目の調査結果は、表4-2-18(1)～(2)に示すとおりである。

生活環境項目のうち代表的な汚染指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の75%値は、いずれの調査地点も環境基準値を下回っている。

なお、令和4年4月1日より、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正され、六価クロムについて基準値が(0.05から0.02mg/L以下に)、大腸菌群数が新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直されている。

表4-2-18(1) 生活環境項目水質調査結果(令和4年度)

調査地点		環境 基準値	恩智川(類型C、生物B)		
			三池橋		
項目	単位		m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(－)	6.5～8.5	0/16	6.8～8.5	－
DO	(mg/L)	5mg/L以上	0/4	8.7～13	11
BOD	(mg/L)	5mg/L以下	1/4	2.2～7.0	4.2
COD	(mg/L)	－	－/4	6.5～8.2	7.5
SS	(mg/L)	50mg/L以下	0/4	10～26	18
大腸菌数	(CFU/100mL)	－	－/4	$6.0 \times 10^1 \sim 3.9 \times 10^2$	1.9×10^2
全窒素	(mg/L)	－	－/4	2.5～4.7	3.7
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.48～0.60	0.54
全亜鉛	(mg/L)	0.03mg/L以下	1/4	0.013～0.034	0.020
ノニルフェノール	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	$<0.00006 \sim 0.00010$	0.00007
LAS	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	0.0039～0.027	0.013
調査地点		環境 基準値	第二寝屋川(類型D)		
			新金吾郎橋		
項目	単位		m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(－)	6.0～8.5	0/48	6.5～7.8	－
DO	(mg/L)	2mg/L以上	0/12	5.4～9.1	7.4
BOD	(mg/L)	8mg/L以下	1/12	1.0～11	4.4
COD	(mg/L)	－	－/12	6.8～9.7	8.4
SS	(mg/L)	100mg/L以下	0/12	3～5	4
大腸菌数	(CFU/100mL)	－	－/12	$1.2 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^3$	8.7×10^2
全窒素	(mg/L)	－	－/4	6.6～10	8.7
全燐	(mg/L)	－	－/4	0.36～0.74	0.53
全亜鉛	(mg/L)	－	－/4	0.031～0.077	0.050
ノニルフェノール	(mg/L)	－	－	－	－
LAS	(mg/L)	－	－	－	－

注1)表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準を超えた検体数を表している。なお、mが“－”であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注2)表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和4年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-2-18 (2) 生活環境項目水質調査結果(令和 4 年度)

調査地点		環境 基準値	第二寝屋川(類型 D)		
			巨摩橋		
項目	単位		m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(—)	6.0～8.5	0/16	6.7～8.3	—
DO	(mg/L)	2mg/L 以上	0/4	8.7～13	10
BOD	(mg/L)	8mg/L 以下	0/4	1.1～2.2	1.6
COD	(mg/L)	—	-/4	6.5～7.3	6.9
SS	(mg/L)	100mg/L 以下	0/4	6～10	8
大腸菌数	(CFU/100mL)	—	-/4	$2.0 \times 10^2 \sim 6.7 \times 10^2$	3.9×10^2
全窒素	(mg/L)	—	-/4	2.7～5.3	3.7
全燐	(mg/L)	—	-/4	0.25～0.62	0.48
全亜鉛	(mg/L)	—	-/4	0.016～0.037	0.025
ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	—	—
LAS	(mg/L)	—	—	—	—
調査地点		環境 基準値※	長瀬川(類型指定無)		
			第二寝屋川合流直前		
項目	単位		m/n	最小値～最大値	年平均値
pH	(—)	6.0～8.5	-/16	7.1～8.8	—
DO	(mg/L)	2mg/L 以上	-/4	10～15	12
BOD	(mg/L)	8mg/L 以下	-/4	1.0～2.1	1.5
COD	(mg/L)	—	-/4	6.6～9.5	7.5
SS	(mg/L)	100mg/L 以下	-/4	7～20	12
大腸菌数	(CFU/100mL)	—	-/4	$2.1 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^2$	4.9×10^2
全窒素	(mg/L)	—	-/4	3.3～5.9	4.4
全燐	(mg/L)	—	-/4	0.31～0.53	0.46
全亜鉛	(mg/L)	—	-/4	0.021～0.024	0.023
ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	—	—
LAS	(mg/L)	—	—	—	—

注 1) 表中 m/n の n は調査対象検体数、m は環境基準を超えた検体数を表している。なお、m が “—” であるところは、環境基準、指針等がないことを示している。

注 2) 表中の “N.D” は検出されず、“<” は、定量下限値未満を示す。

注 3) 表中※は、長瀬川は類型の指定がされていないため、下流の第二寝屋川の類型(類型 D)の環境基準値を参考として記載していることを示す。

出典：「令和 4 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

②健康項目

令和4年度における健康項目の調査結果は、表4-2-19(1)～(4)に示すとおりである。
健康項目の調査結果は、いずれの調査地点も全ての項目で環境基準値を下回っている。

表4-2-19(1) 健康項目水質調査結果(令和4年度)

調査地点		環境基準値	恩智川(類型C)		
			三池橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L以下	0/4	1.8～3.5	2.7
フッ素	(mg/L)	0.8mg/L以下	0/4	0.14～0.19	0.16
ほう素	(mg/L)	1mg/L以下	0/4	0.05～0.07	0.06
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注1) 表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準値、指針値等がないことを示している。

注2) 表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和4年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ）

表 4-2-19 (2) 健康項目水質調査結果(令和 4 年度)

調査地点		環境基準値	第二寝屋川(類型 D)		
			新金吾郎橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	0/6	3.6～7.2	5.4
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	0/4	0.14～0.19	0.18
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	0.06～0.11	0.08
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注1) 表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準値、指針値等がないことを示している。

注2) 表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未達を示す。

出典：「令和4年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ）

表 4-2-19 (3) 健康項目水質調査結果(令和 4 年度)

調査地点		環境基準値	第二寝屋川(類型 D)		
			巨摩橋		
			m/n	最小値～最大値	年平均値
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N.D～N.D	N.D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N.D～N.D	N.D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	0/4	2.7～4.5	3.4
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	0/4	0.12～0.17	0.14
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	0.05～0.10	0.07
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注1) 表中m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表している。なお、mが“—”であるところは、環境基準値、指針値等がないことを示している。

注2) 表中の“N.D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

出典：「令和4年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ）

表 4-2-19 (4) 健康項目水質調査結果(令和 4 年度)

調査地点		環境基準値	長瀬川(類型指定無)		
			第二寝屋川合流直前		
			m/n	最小値～最大値	年平均值
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	0/4	N. D～N. D	N. D
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.01～<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—
P C B	(mg/L)	検出されないこと。	0/1	N. D～N. D	N. D
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	0/4	<0.0004～<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	0/4	<0.004～<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.0005～<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	0/4	<0.0002～<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	0/4	<0.0006～<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	0/4	<0.0003～<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.001～<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	0/4	<0.002～<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	0/4	3.3～5.0	4.0
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	0/4	0.11～0.16	0.13
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	0/4	0.06～0.08	0.07
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	0/4	<0.005～<0.005	<0.005

注 1) 表中 m/n の n は調査対象検体数、m は環境基準値を超えた検体数を表している。なお、m が “—” であるところは、環境基準値、指針値等がないことを示している。

注 2) 表中の “N. D” は検出されず、“<” は、定量下限値未達を示す。

出典：「令和 4 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ）

③ダイオキシン類

令和２年度～令和４年度におけるダイオキシン類の水質の調査結果は表４－２－２０、底質の調査結果は表４－２－２１に示すとおりであり、令和４年度において「三池橋」の水質調査結果が環境基準値を上回っているが、その他は環境基準値を下回っている。

表４－２－２０ ダイオキシン類水質の調査結果(令和２年度～令和４年度)

(単位：pg-TEQ/L)

年度	地点番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和２年度	①	三池橋	0.73	1pg-TEQ/L 以下
	②	新金吾郎橋	0.22	
令和３年度	①	三池橋	0.77	
	②	新金吾郎橋	0.13	
令和４年度	①	三池橋	*1.2	
	②	新金吾郎橋	0.069	

注 1) *は環境基準値超過を示す。

注 2) 表中の番号は、図４－２－１１に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和２年版～令和４年版)」(令和６年７月閲覧、大阪府ホームページ)

表４－２－２１ ダイオキシン類底質の調査結果(令和２年度～令和４年度)

(単位：pg-TEQ/g)

年度	地点番号	調査地点	測定値 (年平均値)	環境基準値
令和２年度	①	三池橋	5.7	150pg-TEQ/g 以下
	②	新金吾郎橋	2.8	
令和３年度	①	三池橋	9.6	
	②	新金吾郎橋	1.6	
令和４年度	①	三池橋	13	
	②	新金吾郎橋	0.94	

注) 表中の番号は、図４－２－１１に対応している。

出典：「ダイオキシン類環境調査結果(令和２年版～令和４年版)」(令和６年７月閲覧、大阪府ホームページ)

(2) 地下水質

事業計画地が立地する東大阪市域において、令和2年度から令和4年度に大阪府が実施した、地下水水質(健康項目 28 項目)調査の結果を収集・整理することにより、地下水水質の現況、環境基準の達成状況を把握した。

地下水水質の調査概要は表 4-2-2 2、その調査地点は図 4-2-1 2 に示すとおりである。

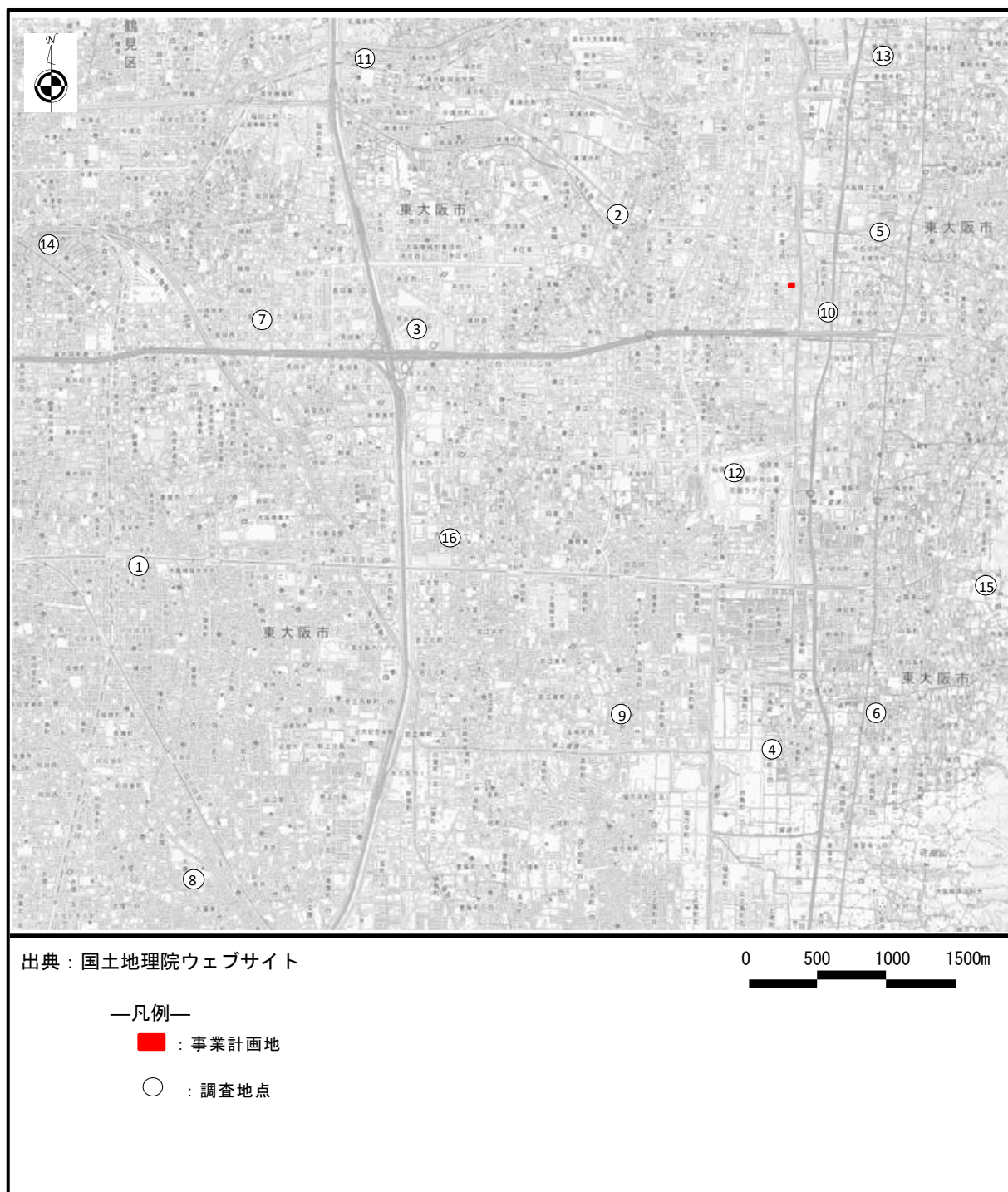
東大阪市域における地下水調査結果(健康項目 28 項目)は表 4-2-2 3 (1)～(3)に、ダイオキシン調査結果は表 4-2-2 4 に示すとおりであり、各年度ともにいずれの調査地点も全ての項目で環境基準値を下回っている。

表 4-2-2 2 地下水水質の調査概要

調査年度	地点番号	地点名	井戸の諸元等	
			深度(m)	回数
令和 2 年度	①	永和	180	1
	②	古箕輪	130	1
	③	荒本北	150	1
	④	池島町	100	1
	⑤	中石切町	不明	1
	⑥	六万寺町	0	1
令和 3 年度	⑦	長田西	173	1
	⑧	大蓮東	3	1
	⑨	玉串元町	5	1
	⑩	西石切町	200	1
令和 4 年度	⑪	西鴻池町	不明	1
	⑫	松原南	3	1
	⑬	善根寺町	150	1
	⑭	森河内西	7～8	1
	⑮	客坊町	3～4	1

注) 表中の番号は、図 4-2-1 2 に対応している。

出典：「大阪府環境白書(2021～2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)



注) 図中の①～⑬は、表4-2-2 2～表4-2-2 4の地点番号に対応している。

図4-2-1 2 東大阪市域における地下水の調査地点

表 4-2-2 3 (1) 地下水の調査結果(令和 2 年度)

調査項目	単位	環境基準値	①	②	③	④	⑤	⑥
			永和	古箕輪	荒本北	池島町	中石切町	六万寺町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-	-	-
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	<0.08	<0.08	#0.10	<0.08	#0.08	<0.08
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	#0.26	#0.25	#0.18	#0.24	#0.09	#0.20
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	#0.12	#0.06	#0.06	#0.03	#0.04	#0.03
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 表中の“-”は測定なし、“N. D.”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

注 2) 表中の“#”は検出したものの、環境保全目標以下を示す。

注 3) 表中の番号は、図 4-2-1 2 に対応している。

出典：「大阪府環境白書(2021 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-2-2 3 (2) 地下水の調査結果(令和 3 年度)

調査項目	単位	環境基準値	⑦	⑧	⑨	⑩
			長田西	大蓮東	玉串元町	西石切町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.0mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	#0.006	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	-	-	-	-
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	<0.08	#2.5	#1.80	<0.08
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	#0.19	#0.13	#0.17	#0.11
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	#0.05	#0.09	#0.03	<0.02
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 表中の“-”は測定なし、“N. D”は検出されず、“<”は、定量下限値未満を示す。

注 2) 表中の“#”は検出したものの、環境保全目標以下を示す。

注 3) 表中の番号は、図 4-2-1 2 に対応している。

出典：「大阪府環境白書(2022 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-2-2 3 (3) 地下水の調査結果(令和 4 年度)

調査項目	単位	環境基準値	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
			西鴻池町	松原南	善根寺町	森河内西	客坊町
カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	(mg/L)	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されないこと。	—	—	—	—	—
PCB	(mg/L)	検出されないこと。	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2 - ジクロロエタン	(mg/L)	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1 - ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2 - ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1 - トリクロロエタン	(mg/L)	1mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2 - トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3 - ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	(mg/L)	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	(mg/L)	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	(mg/L)	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	10mg/L 以下	<0.08	#3.2	<0.08	#2.8	#1.1
ふっ素	(mg/L)	0.8mg/L 以下	#0.33	#0.08	#0.39	#0.09	<0.08
ほう素	(mg/L)	1mg/L 以下	#0.12	#0.02	<0.02	<0.02	<0.02
1,4 - ジメチル	(mg/L)	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 表中の “—” は測定なし、“N. D.” は検出されず、“<” は、定量下限値未満を示す。

注 2) “#” は検出したものの、環境保全目標以下を示す。

注 3) 表中の番号は、図 4-2-1 2 に対応している。

出典：「大阪府環境白書(2023 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

表 4-2-2 4 ダイオキシン類の地下水質調査結果(令和 2 年度～令和 4 年度)

(単位 : pg-TEQ/L)

年度	地点番号	調査地点	測定値	環境基準値
令和 2 年度	⑩	東大阪市西石切町	0.038	1pg-TEQ/L 以下
	⑯	東大阪市西岩田	0.039	
令和 3 年度	①	東大阪市永和	0.043	
	②	東大阪市古箕輪	0.046	
令和 4 年度	⑩	東大阪市西石切町	0.032	
	⑯	東大阪市西岩田	0.032	

注) 表中の番号は、図 4-2-1 2 に対応している。

出典 : 「ダイオキシン類環境調査結果(令和 2 年版～令和 4 年版)」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

4-2-3 土壌環境

事業計画地が立地する東大阪市域において、平成 25 年度から令和 4 年度に実施されたダイオキシン類の土壌調査結果を収集・整理することにより、土壌の現況、環境基準の達成状況を把握した。

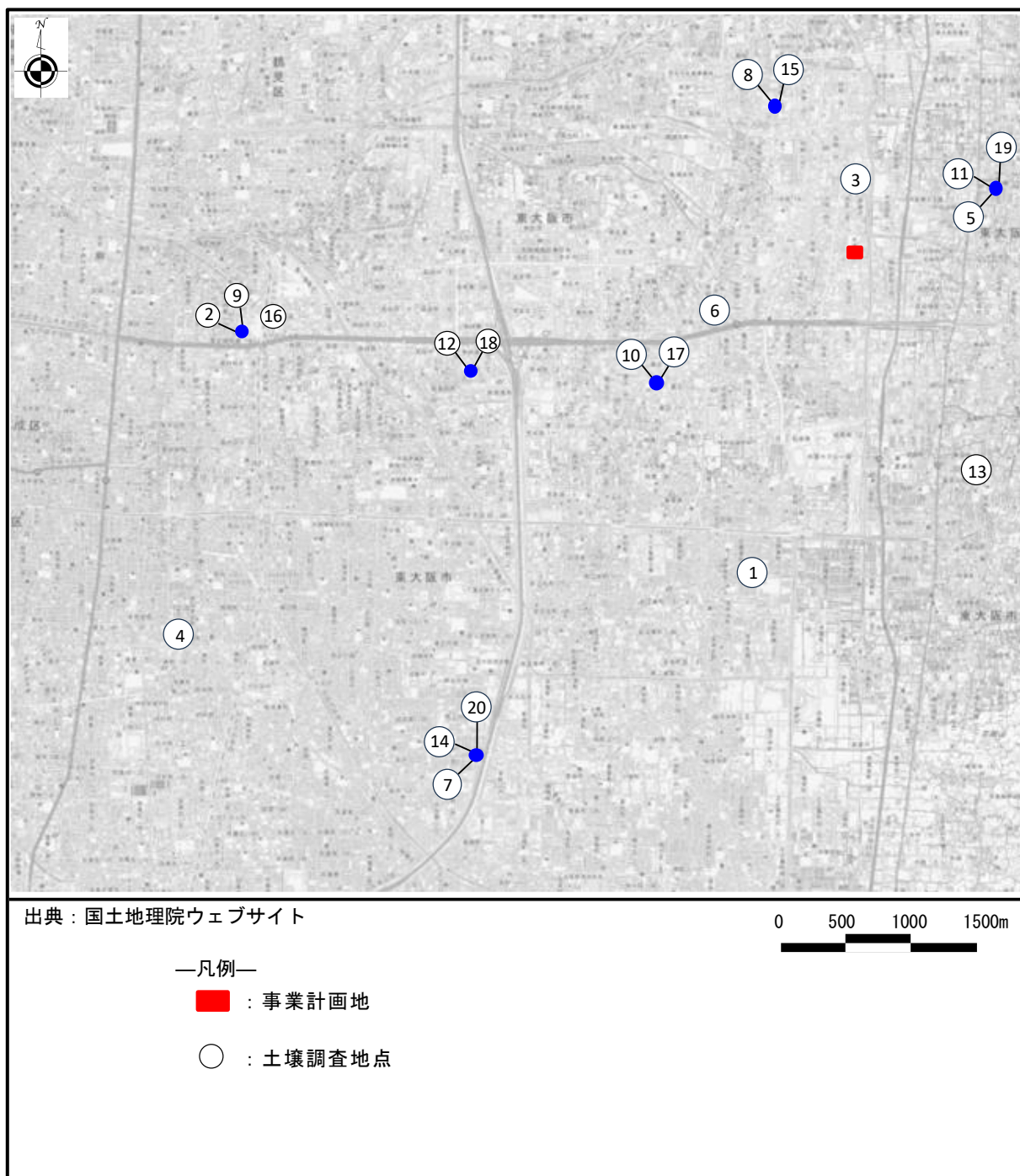
ダイオキシン類の土壌調査概要は表 4-2-2 5、その調査地点は図 4-2-1 3 に示すとおりである。東大阪市域におけるダイオキシン類の土壌調査結果は、表 4-2-2 6 に示すとおりであり、各年度ともに、全ての地点で環境基準値を下回っている。

表 4-2-2 5 ダイオキシン類の土壌調査概要

年度	調査 地点	所在地	地点名
平成 25 年	①	東大阪市玉串町東	玉串老人児童公園
	②	東大阪市森河内東	布施公園
平成 26 年	③	東大阪市加納	加納東公園
	④	東大阪市岸田堂西	岸田堂北公園
平成 27 年	⑤	東大阪市日下町	日下公園
	⑥	東大阪市角田	角田西公園
平成 28 年	⑦	東大阪市金物町	金物町公園
	⑧	東大阪市加納	加納公園
平成 29 年	⑨	東大阪市森河内東	布施公園
	⑩	東大阪市菱江	菱江南公園
平成 30 年	⑪	東大阪市日下町	日下公園
	⑫	東大阪市長田	長田東公園
令和 元年	⑬	東大阪市上四条町	大池公園
	⑭	東大阪市金物町	金物町公園
令和 2 年	⑮	東大阪市加納	加納公園
	⑯	東大阪市川俣	川俣公園
令和 3 年	⑰	東大阪市菱江	菱江南公園
	⑱	東大阪市長田	長田東公園
令和 4 年	⑲	東大阪市日下町	日下公園
	⑳	東大阪市金物町	金物町公園

注) 表中の番号は、図 4-2-1 3 に対応している。

出典：「大阪府環境白書 平成 25 年版～2023 年版」（令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ）



注) 図中の①～⑳は、表4-2-2 5及び表4-2-2 6の調査地点に対応している。

図4-2-1 3 事業計画地周辺のダイオキシン類における土壌調査

表 4-2-26 ダイオキシン類の土壌調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

年度	調査地点	地点名	調査結果	環境基準値
平成 25 年	①	玉串老人児童公園	110	1,000pg-TEQ/g 以下
	②	布施公園	0.53	
平成 26 年	③	加納東公園	0.82	
	④	岸田堂北公園	0.21	
平成 27 年	⑤	日下公園	0.33	
	⑥	角田西公園	0.061	
平成 28 年	⑦	金物町公園	1.7	
	⑧	加納公園	0.82	
平成 29 年	⑨	布施公園	1.3	
	⑩	菱江南公園	1.9	
平成 30 年	⑪	日下公園	0.29	
	⑫	長田東公園	5.7	
令和 元年	⑬	大池公園	1.7	
	⑭	金物町公園	2.4	
令和 2 年	⑮	加納公園	2.7	
	⑯	川俣公園	3.0	
令和 3 年	⑰	菱江南公園	4.0	
	⑱	長田東公園	3.0	
令和 4 年	⑲	日下公園	0.16	
	⑳	金物町公園	1.9	

注) 表中の番号は、図 4-2-13 に対応している。

出典: 「大阪府環境白書 平成 25 年版～2023 年版」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

4-2-4 その他生活環境

(1) 騒音

①環境騒音(道路に面する地域以外の地域)

事業計画地が立地する東大阪市域において、令和 4 年度に実施された騒音調査結果を収集・整理することにより、騒音の現況、環境基準の達成状況を把握した。

環境騒音調査の概要は表 4-2-2 7、その地点図は図 4-2-1 4 に示すとおりである。環境騒音調査結果は表 4-2-2 8 に示すとおりである。

地点番号⑦は夜間で環境基準値を上回っているが、その他の地点について全て環境基準値を下回っている。

表 4-2-2 7 環境騒音調査の概要

地点番号	測定場所 東大阪市	地域 類型	環境基準値	
			昼間	夜間
①	上四条町 15-1	A	55dB 以下	45dB 以下
②	玉串町東 1-1	A		
③	近江堂 1-8-26	A		
④	菱屋西 3-3-289	A		
⑤	稲葉 4-2-21	B	55dB 以下	45dB 以下
⑥	衣摺 3-15-17	B		
⑦	菱屋西 1-18-2	C	60dB 以下	50dB 以下
⑧	箱殿町 7-16	C		
⑨	御厨東 2-1-15	C		
⑩	花園東町 2-5-4	C		
⑪	稲葉 2-2-52	C		
⑫	柏田西 3-10-44	C		
⑬	若江南町 1-3-24	C		
⑭	新町 24-17	C		
⑮	洪川町 1-14-8	C		

注 1) 表中の番号は、図 4-2-1 4 に対応している。

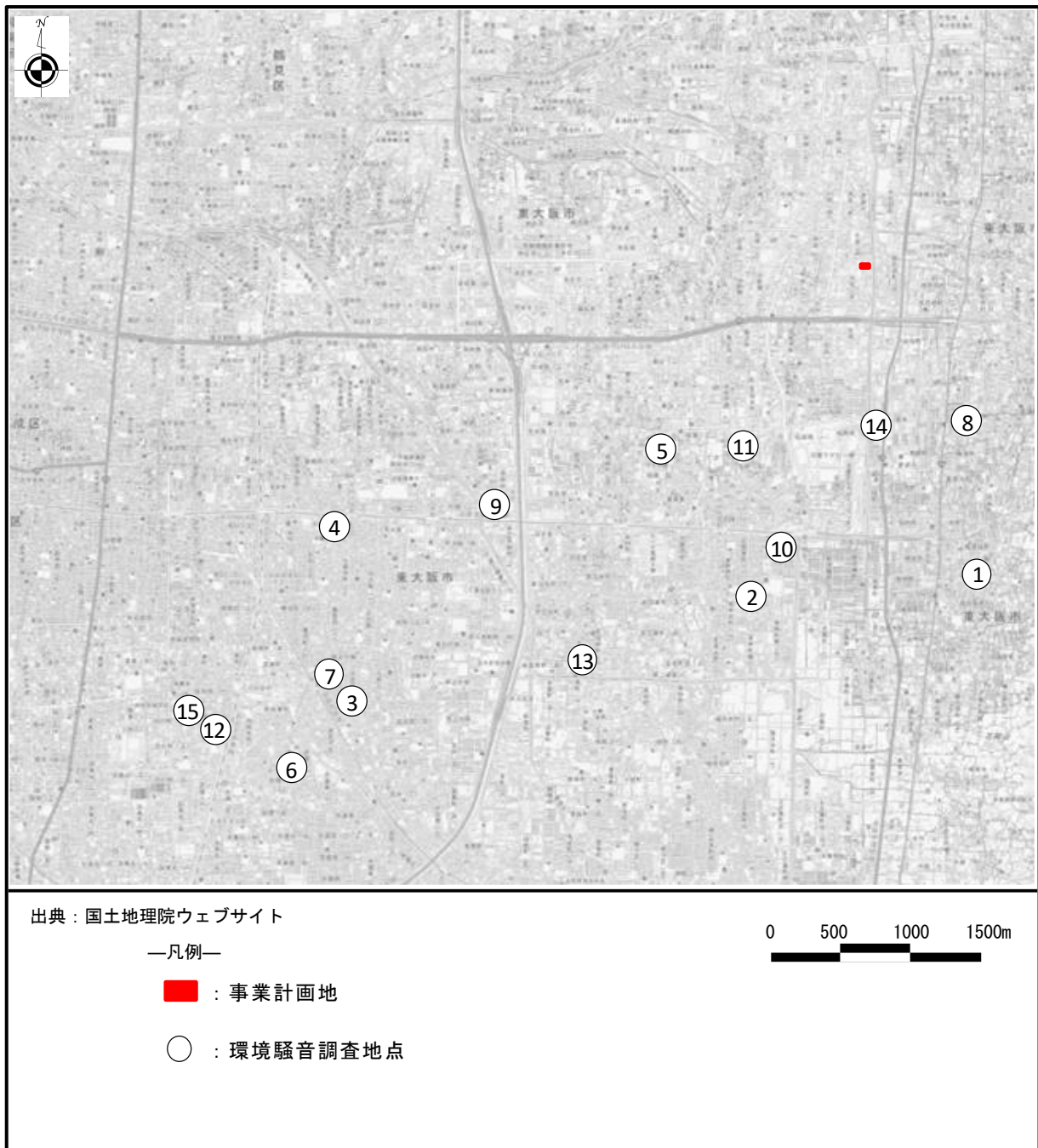
注 2) A 区域、B 区域及び C 区域とは、市町村長が定めるとされている。

A 区域：東大阪市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域。

B 区域：東大阪市の区域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域として定められた区域。

C 区域：東大阪市の区域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

出典：「令和 4 年度 環境騒音モニタリング調査報告書」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)



注) 図中の①～⑮は表4-2-2 7及び表4-2-2 8の地点番号に対応している。

図4-2-1 4 事業計画地周辺の環境騒音における調査地点

表 4-2-2 8 環境騒音の調査結果

地点 番号	測定場所 東大阪市	地域 類型	騒音レベル (単位: dB)		環境基準値 ○: 基準値以下 ×: 基準値超過		支配的音源					
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			夜間		
①	上四条町 15-1	A	42	39	○	○	5	7	1	5	1	2
②	玉串町東 1-1	A	49	40	○	○	7	1	2	1	2	4
③	近江堂 1-8-26	A	46	37	○	○	4	1	5	2	1	5
④	菱屋西 3-3-289	A	48	40	○	○	7	1	2	1	2	-
⑤	稲葉 4-2-21	B	44	38	○	○	5	7	2	4	1	2
⑥	衣摺 3-15-17	B	49	34	○	○	2	1	5	1	4	2
⑦	菱屋西 1-18-2	C	56	51	○	×	1	2	-	2	1	-
⑧	箱殿町 7-16	C	48	45	○	○	2	1	5	1	2	-
⑨	御厨東 2-1-15	C	56	44	○	○	7	3	2	1	2	-
⑩	花園東町 2-5-4	C	47	42	○	○	1	3	2	1	4	6
⑪	稲葉 2-2-52	C	50	43	○	○	3	1	5	1	-	-
⑫	柏田西 3-10-44	C	57	40	○	○	1	3	2	3	1	6
⑬	若江南町 1-3-24	C	47	39	○	○	1	2	-	1	5	2
⑭	新町 24-17	C	53	47	○	○	1	3	4	1	-	-
⑮	渋川町 1-14-8	C	47	35	○	○	3	1	6	1	3	4

備考 一般地域に係る支配的音源コード

- 1 自動車音 2 自然音
 3 自動車以外の 4 道路音特殊音
 5 工場・事業場音 6 その他の音
 7 家庭音 8 不特定音

注) 表中の番号は、図 4-2-1 4 に対応している。

出典: 「令和 4 年度 環境騒音モニタリング調査報告書」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

②自動車騒音(道路に面する地域)

自動車騒音調査の概要は表4-2-29、その地点図は図4-2-15に示すとおりである。
自動車騒音調査結果は表4-2-30に示すとおりである。

地点番号④の昼間夜間、地点番号⑤の昼間、地点番号⑦の夜間で環境基準値を下回っているが、その他の地点が環境基準値を上回っている。

表4-2-29 自動車騒音調査の概要

地点番号	道路名	測定場所 東大阪市	車線数	道路端からの距離 (m)	高さ (m)	地域 類型	環境基準値	
							昼間	夜間
①	一般国道170号	桜町1	4	0.0	1.2	近	70dB 以下	65dB 以下
②	一般国道308号	高井田中5-3	6	0.0	1.2	近		
③	府道大阪中央環状線	西岩田3-3	10	0.0	1.2	近		
④	府道大阪中央環状線(旧)	宝持2-6	2	0.0	1.2	近		
⑤	府道大阪東大阪線	若江南町2-1	2	0.0	1.2	近		
⑥	市道太平寺前線	寺前町2-7	2	0.0	1.2	B	65dB 以下	60dB 以下
⑦	市道柳通線	森河内西2-1	2	0.0	1.2	A	60dB 以下	55dB 以下

注1)表中の番号は、図4-2-15に対応している。

注2)表中地域類型の「近」は「幹線交通を担う道路に近接する区域」。

①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る。)

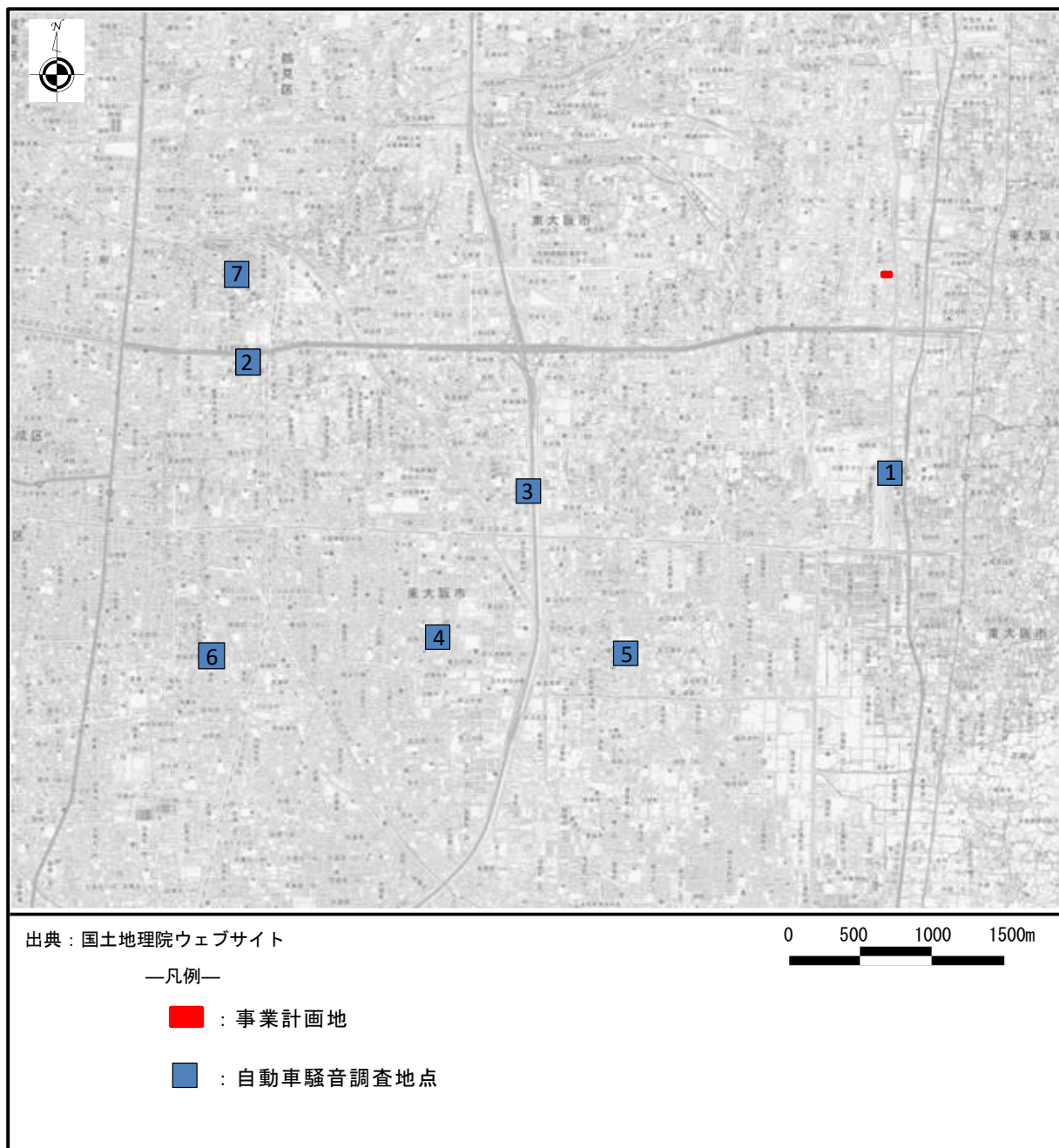
②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

注3)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「令和4年度 環境騒音モニタリング調査報告書」(令和6年7月閲覧、大阪府ホームページ)



注) 図中の①～⑦は、表4-2-29及び表4-2-30の地点番号に対応している。

図4-2-15 事業計画地周辺の自動車騒音における調査地点

表 4-2-30 自動車騒音の調査結果

地点 番号	道路名	測定場所 東大阪市	車 線 数	道路 端か らの 距離 (m)	高 さ (m)	地 域 類 型	騒音レベル (単位: dB)		環境基準値 ○: 基準値以下 ×: 基準値超過	
							昼間	夜間	昼間	夜間
①	一般国道 170 号	東大阪市桜町 1	4	0.0	1.2	近	72	68	×	×
②	一般国道 308 号	東大阪市高井田中 5-3	6	0.0	1.2	近	72	68	×	×
③	府道大阪中央環状線	東大阪市西岩田 3-3	10	0.0	1.2	近	71	66	×	×
④	府道大阪中央環状線(旧)	東大阪市宝持 2-6	2	0.0	1.2	近	67	62	○	○
⑤	府道大阪東大阪線	東大阪市若江南町 2-1	2	0.0	1.2	近	68	66	○	×
⑥	市道太平寺寺前線	東大阪市寺前町 2-7	2	0.0	1.2	B	67	62	×	×
⑦	市道柳通線	東大阪市森河内西 2-1	2	0.0	1.2	A	62	54	×	○

注) 表中の番号は、図 4-2-15 に対応している。

出典: 「令和 4 年度 環境騒音モニタリング調査報告書」(令和 6 年 7 月閲覧、大阪府ホームページ)

(2) 振動

振動調査は、東大阪市内においては、実施されていない。

(3) 低周波音

大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルは、図4-2-16に示すとおりである。

大阪府内の低周波音は、高架道路沿道及び道路沿道が相対的に高く、市街化調整区域及び住居専用地域が低い値となっている。

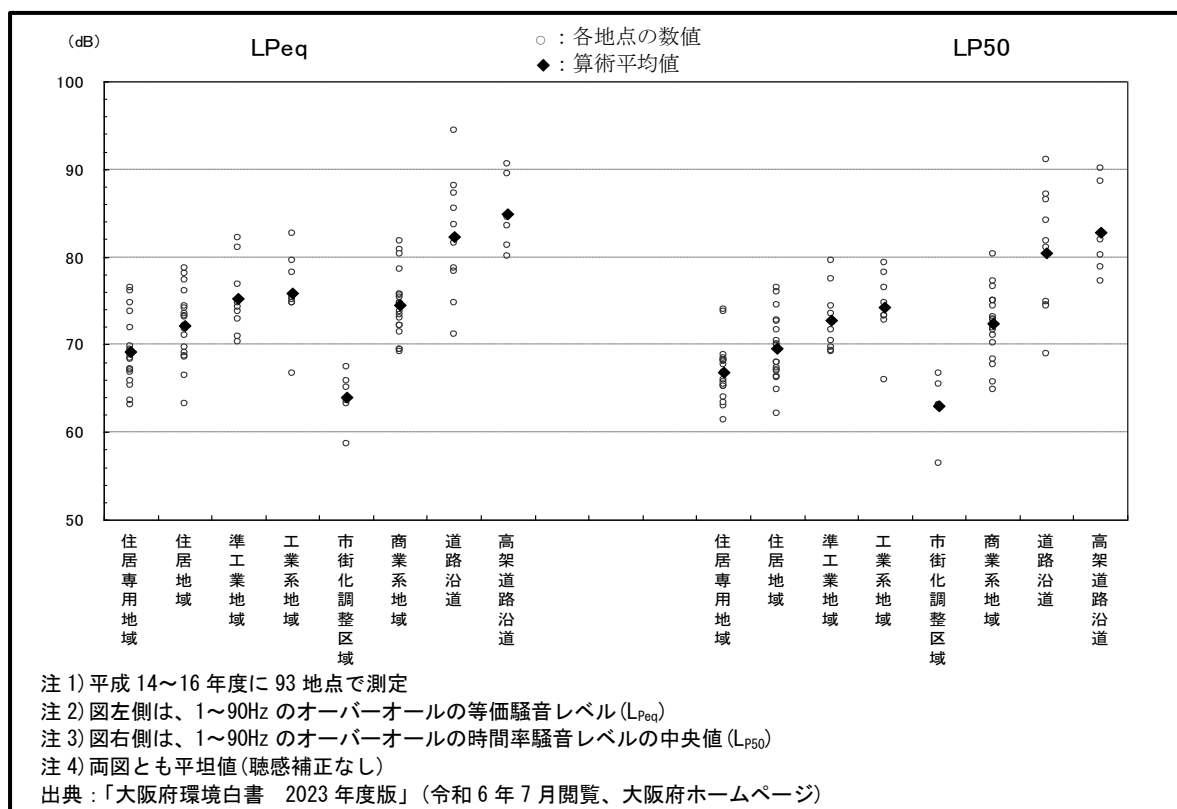


図 4-2-16 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(4) 公害苦情受付状況

東大阪市における平成 29 年度～令和 3 年度の公害の種類別苦情受付件数は、表 4-2-3 1 に示すとおりである。平成 29 年度～令和元年度の苦情件数は減少傾向にあるが、令和 2 年度に増加し、令和 3 年度は再び減少している。また、令和 3 年度の公害の種類別にみると騒音が最も多く苦情が寄せられている。

表 4-2-3 1 公害種類別苦情受付件数一覧

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他
平成 29 年度	237	60	9	－	102	33	33	－	－
30 年度	235	37	8	－	113	38	39	－	－
令和元年度	231	44	19	1	108	36	20	－	3
2 年度	279	42	10	1	135	39	50	－	2
3 年度	245	43	2	0	115	38	47	－	－

出典：「令和 4 年版統計書」(令和 6 年 7 月閲覧、東大阪市ホームページ)

4-3 自然環境

4-3-1 気象

大阪管区気象台及び生駒山における降水量、気温及び平均風速は表4-3-1、その位置は図4-3-1に示すとおりであり、大阪管区気象台における令和3年の平均降水量は2,014.5mm、気温は17.5℃、平均風速が2.4m/s、また、生駒山における令和3年の平均降水量は2,019.0mm、気温は12.5℃、平均風速は2.5m/sとなっている。

事業計画地周辺における一般環境大気測定局の風配図は、図4-3-2に示すとおりである。

表4-3-1 事業計画地周辺の気象観測結果

[大阪管区気象台]北緯34度40.9分 東経135度31.1分

年	降水量(mm)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
平成29年	1,275.5	16.8	37.4	-0.8	2.4
平成30年	1,651.5	17.4	38.0	-2.5	2.4
令和元年	1,219.0	17.6	37.5	0.7	2.4
令和2年	1,521.5	17.7	38.6	-0.1	2.4
令和3年	2,014.5	17.5	38.9	-1.5	2.4

[生駒山]北緯34度40.5分 東経135度40.6分 標高626m

年	降水量(mm)	気温(℃)			平均風速(m/s)
		平均	最高	最低	
平成29年	1,445.0	11.7	31.8	-7.2	2.7
平成30年	1,664.5	12.4	33.4	-8.8	2.6
令和元年	1,539.5	12.5	32.9	-4.7	2.5
令和2年	1,525.5	12.6	33.0	-5.7	2.6
令和3年	2,019.0	12.5	31.9	-8.1	2.5

出典：「令和4年版統計書」（令和6年7月閲覧、東大阪ホームページ）



図 4-3-1 大阪管区気象台及び生駒山の位置図

4-3-2 地象

(1) 地形

事業計画地周辺の地形分類は、図4-3-3に示すとおりである。

事業計画地周辺の主な地形は氾濫平野となっている。また、「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」(平成12年、古今書院)によると、事業計画地周辺において保護上重要な地形は確認されていない。

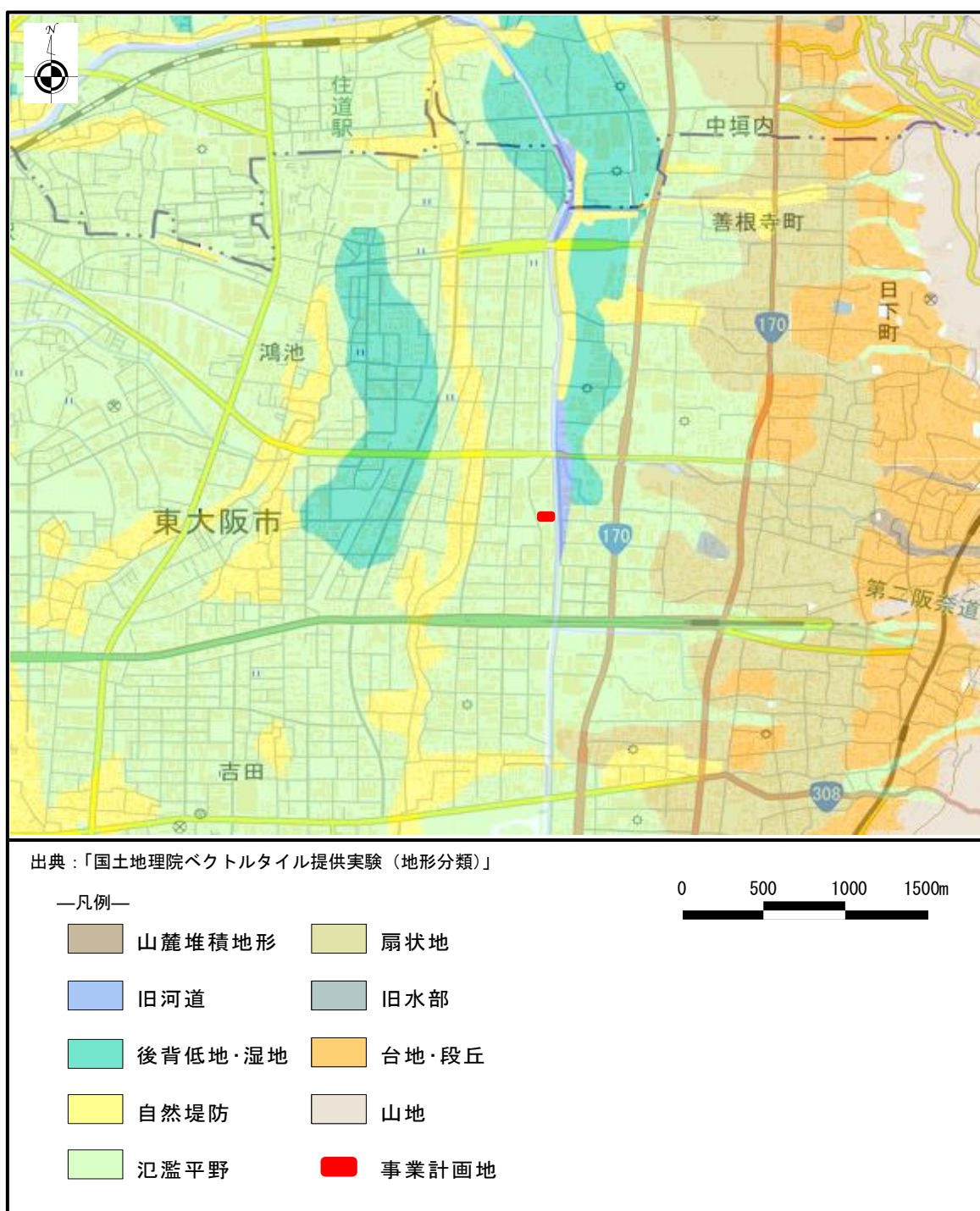


図4-3-3 事業計画地周辺の地形分類図

(2) 地質

事業計画地周辺の表層地質は、図4-3-4に示すとおりである。

事業計画地周辺の地質は、主に砂、シルト及び泥となっている。

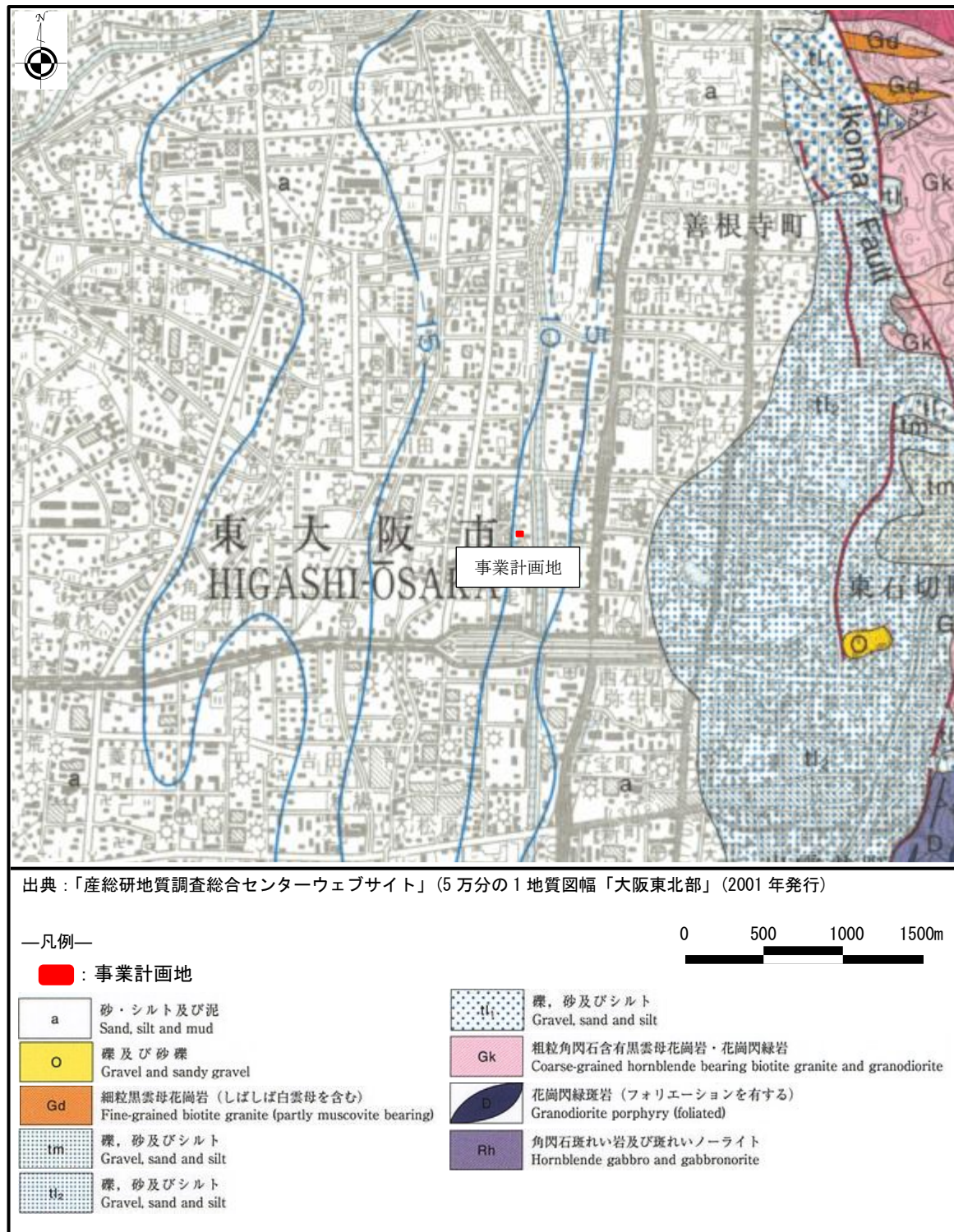


図4-3-4 事業計画地周辺の表層地質図

4-3-3 水象

東大阪市に流れる主な河川の位置は、図4-3-5に示すとおりである。

東大阪市の北部には淀川水系の一つである寝屋川が流れ、南からは恩智川、第二寝屋川、長瀬川などの緩流河川が流れ込んでいる。



図4-3-5 東大阪市の河川

4-3-4 陸域生態系

「第2回～第7回自然環境保全基礎調査」（昭和53年～平成17年、環境庁、環境省）及び大阪府レッドデータリスト2014における動植物の分布状況を整理し、事業計画地周辺に生息する可能性のある重要種を抽出した。

（1）動物

事業計画地周辺は工業地帯であり、重要種の生息は確認されなかった。

（2）植物

事業計画地周辺の現存植生の状況は、図4-3-6に示すとおりである。

事業計画地周辺は主に工場地帯であり、水田雑草群落、残存植栽樹群をもった公園、墓地等や、ゴルフ場及び芝地等が分布している。

「第7回自然環境保全基礎調査 植生報告書 大阪府」（平成18年、大阪府）によると、大阪みどり100選に選定され、大阪府の今米緑地保全地区にも指定されている“川中邸の屋敷林”には、ムクノキ、アラカシがほぼ自然状態で残されている（私有地）。生育する樹木は、落葉樹ではムクノキ、エノキ、照葉樹ではクロガネモチ、アラカシ（以上高木）、アキニレ、イスノキ、トベラ、マダケ、クスノキ、ヤブニッケイ（以上亜高木）、ヤブツバキ、ネズミモチ（以上低木）等が確認されている。

4-3-5 人と自然との触れ合いの活動の場

事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は、表4-3-2及び図4-3-7に示すとおりである。

表4-3-2 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

名称	位置	開設年度	開設面積 (ha)
今米公園	東大阪市今米1丁目地内	昭和43年度	0.15
加納東公園	東大阪市加納4丁目地内	平成2年度	1.30
中部緑地	東大阪市加納3丁目他地内	平成元年度	4.88
中石切公園	東大阪市中石切町5丁目地内	昭和57年度	1.40
水走公園	東大阪市水走3丁目地内	平成4年度	1.11
水走西公園	東大阪市水走2丁目地内	昭和63年度	0.21
吉原公園	東大阪市吉原2丁目地内	昭和59年度	3.33
吉原北公園	東大阪市川田3丁目地内	平成元年度	2.00

注) 事業計画地から概ね半径1km範囲内の施設を抽出した。
出典：「東大阪市内の開設している開設公園・緑地一覧表」（令和6年7月閲覧、東大阪市ホームページ）

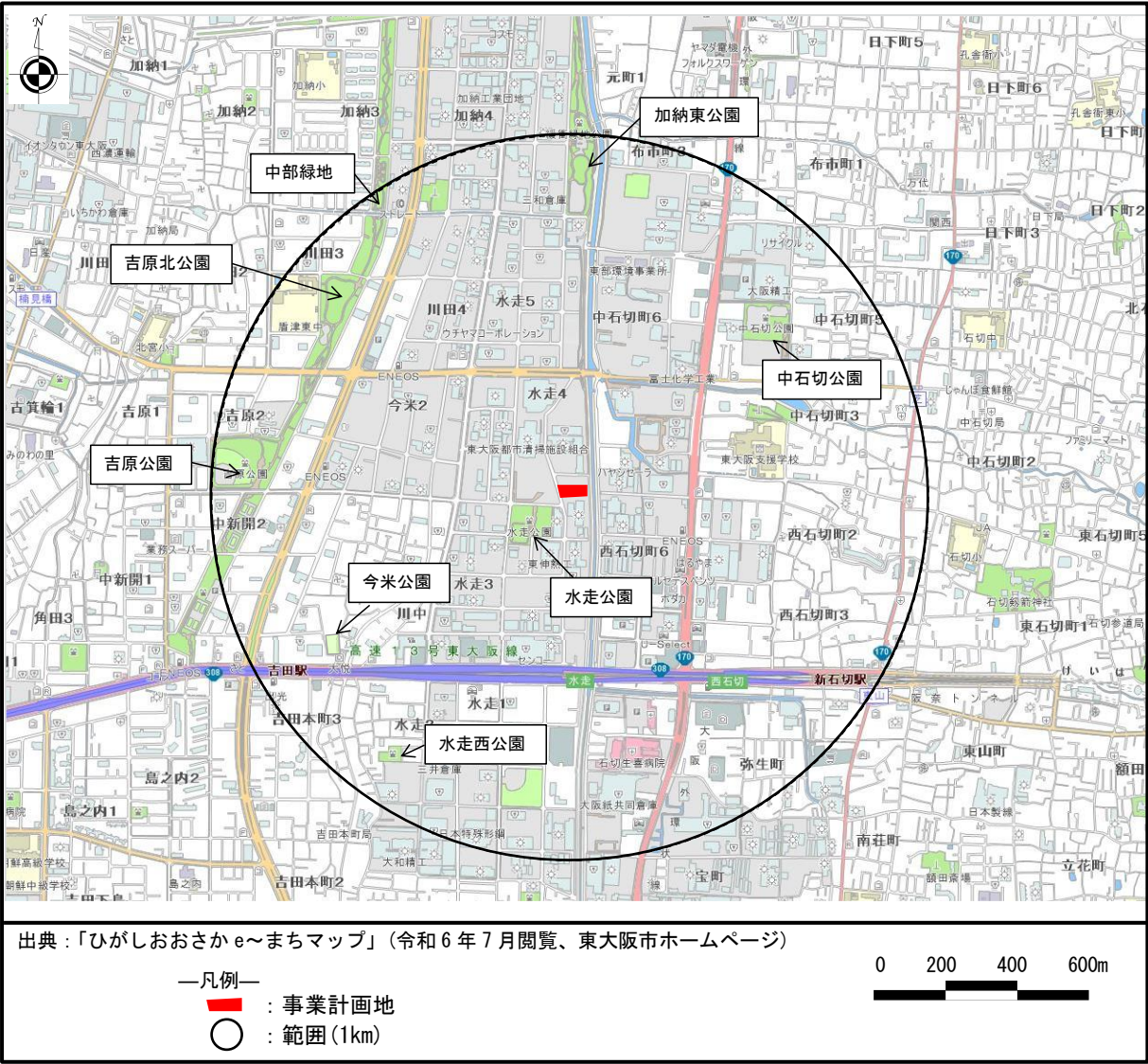


図4-3-7 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

4-3-6 自然景観

東大阪市の自然資源は、図4-3-8に示すとおりである。

東大阪市内には、今米にある川中邸の屋敷林が特別緑地保全地区に、また、神社の境内や民家に残る古木・大木が保存樹などに指定されており、枚岡の原始ハスや日下のヒトモトススキ、稲田八幡宮のいちょうなどが天然記念物に指定されている。

なお、事業計画地周辺は特別緑地保全地区に指定されていない。



図4-3-8 東大阪市の自然資源

4-4 歴史的・文化的環境

4-4-1 文化財

事業計画地周辺における文化財の状況は表4-4-1～表4-4-2に、文化財の位置は図4-4-1に示すとおりである。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)並びに東大阪市文化財保護条例(昭和47年11月15日東大阪市条例第30号)に基づく、登録又は指定文化財等は、事業計画地周辺には、18件存在している。

表4-4-1 事業計画地周辺における文化財の状況(有形文化財及び記念物)

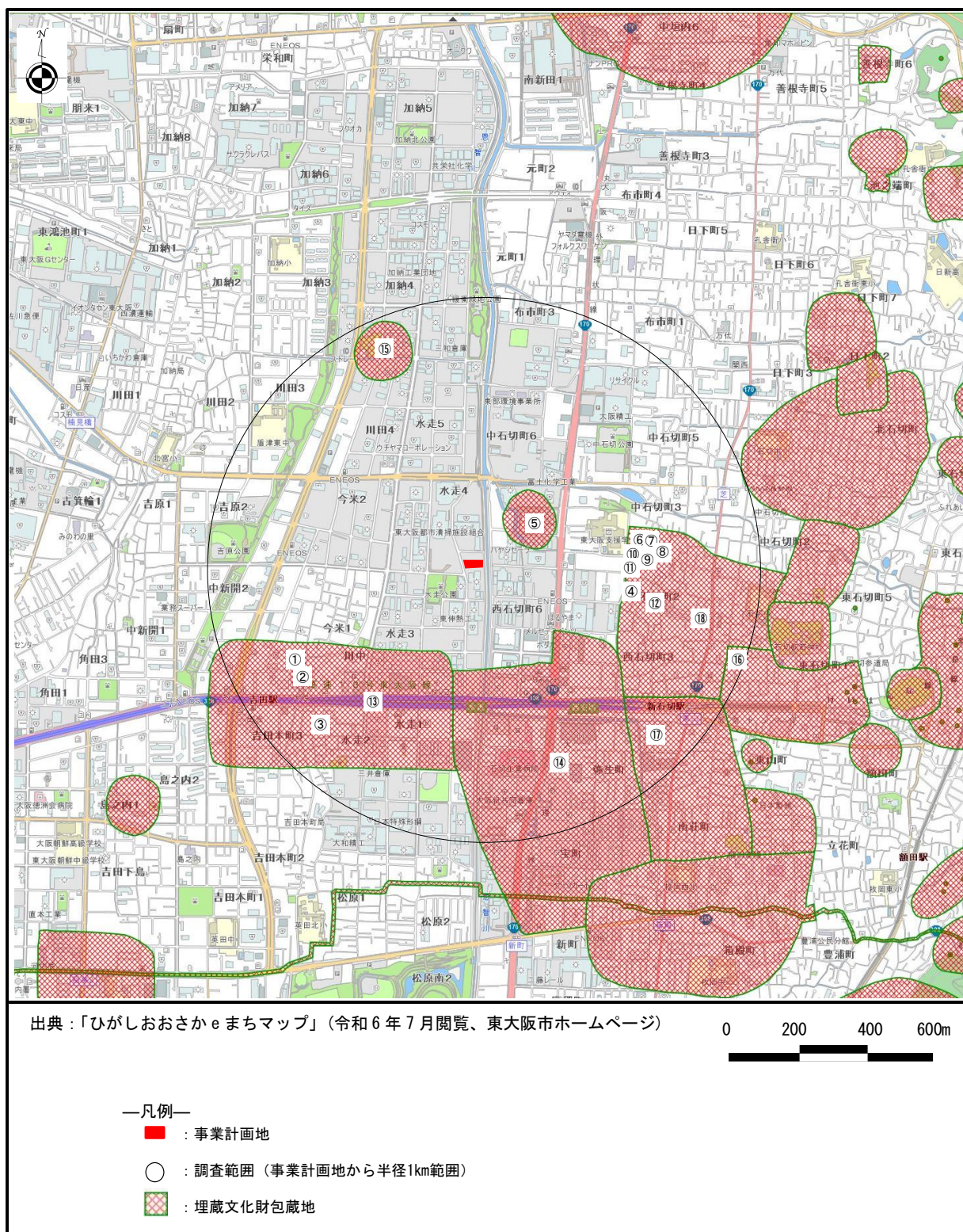
番号	指定	分野	種別		名称	所在地	指定年月日
①	国	選定保存技術	選定保存技術	有形関係	(一般社団法人)日本伝統建築技術保存会	東大阪市 今米	令和元年 8月21日
②		登録文化財	建造物	建築物	川中家住宅 主屋離れ	東大阪市 今米	平成18年 11月29日
③	東大阪市	市指定有形民俗文化財	民俗	有形民俗	沢田家住宅	東大阪市 水走	昭和51年 10月21日
④		市指定有形文化財	建造物	工作物	観音寺石造 十三重塔	東大阪市 西石切町	昭和49年 3月25日

出典：「大阪府内指定文化財一覧表」(令和6年6月閲覧、大阪府ホームページ)

表4-4-2 事業計画地周辺における文化財の状況(埋蔵文化財)

番号	文化財名称	種類
⑤	北島遺跡	生産遺跡
⑥	植附6号墳(消滅)	古墳
⑦	植附4号墳(消滅)	古墳
⑧	植附3号墳(消滅)	古墳
⑨	植附5号墳(消滅)	古墳
⑩	植附2号墳(消滅)	古墳
⑪	植附1号墳(消滅)	古墳
⑫	塚山古墳	古墳
⑬	水走遺跡	集落跡
⑭	鬼虎川遺跡	集落跡・貝塚・その他の墓
⑮	加納遺跡	散布地
⑯	神並遺跡	集落跡・その他(祭祀跡)
⑰	西ノ辻遺跡	集落跡
⑱	植附遺跡	集落跡・古墳

出典：「ひがしおおさかeまちマップ」(令和6年6月閲覧、東大阪市ホームページ)



注) 図中の①～⑮は、表4-4-1及び表4-4-2に対応している。

図4-4-1 文化財の位置

4-4-2 都市景観

「東大阪市景観形成基本計画 第1章(2005(平成17)年策定)」(令和6年6月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、東大阪市は、淀川と大和川にはさまれ大阪市の東に隣接する東部大阪地域のほぼ中央に位置し、東西11.2km、南北7.9kmの広がりをもつ南西部にややふくらんだ長方形で、その面積は61.81km²である。

市域の東部には、標高642mの生駒山を中心に生駒山地が南北に連なり、山麓では扇状地が緩やかな傾斜をみせている。その西側には、標高5～6m前後の平地が広がり、南から、第二寝屋川と長瀬川が北西へ流れ、生駒山地の谷川の水を集めて恩智川が北上し、寝屋川が北部を西へ流れている。

4-4-3 歴史的・文化的景観

「東大阪市景観形成基本計画 第1章(2005(平成17)年策定)」(令和6年6月閲覧、東大阪市ホームページ)によると、鴻池新田会所が国の史跡・重要文化財に指定されているほか、社寺の歴史的な建造物や地蔵石仏、また、旧集落に残る古民家などが文化財に指定され、また、日下貝塚や山畑古墳群・長栄寺境内・楠木正行墓・松尾芭蕉句碑などが史跡に指定されている。これら文化財のほかにも、大小の古墳が山麓に、地蔵石仏や石碑などがおもに旧集落を中心に残っている。

山麓にある東高野街道は古道のひとつで、京都と高野山を結ぶ道として発展してきた。また暗越(くらがりごえ)奈良街道は江戸時代に伊勢参りの道として栄え、松原は街道唯一の宿場としてにぎわっていた。他にも河内街道や八尾街道などがあり、これら街道沿いには道標が残っている。「石切さん」と呼ばれ親しまれている石切劔箭(いしきりつるぎ)神社や河内国一ノ宮・枚岡神社をはじめ、市内には多くの神社があり、境内林など貴重な自然を残している。また、中世に栄えた興法寺や往生院などの寺院がある。

4-5 気候変動適応等

4-5-1 洪水・内水氾濫

東大阪市防災ハザードマップによれば、東大阪市において洪水被害を及ぼす可能性のある河川は寝屋川、大和川、淀川とされている。

想定最大規模の降雨に伴う洪水により、それぞれの河川が氾濫した場合の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域図は図4-5-1(1)～(2)に示すとおりである。

事業計画地が位置する寝屋川流域において想定最大規模 138.1mm/hr と概ね 1000 年以上に 1 度とされる降雨があった場合、事業計画地における浸水深は 0.5m～1m未満となっている。

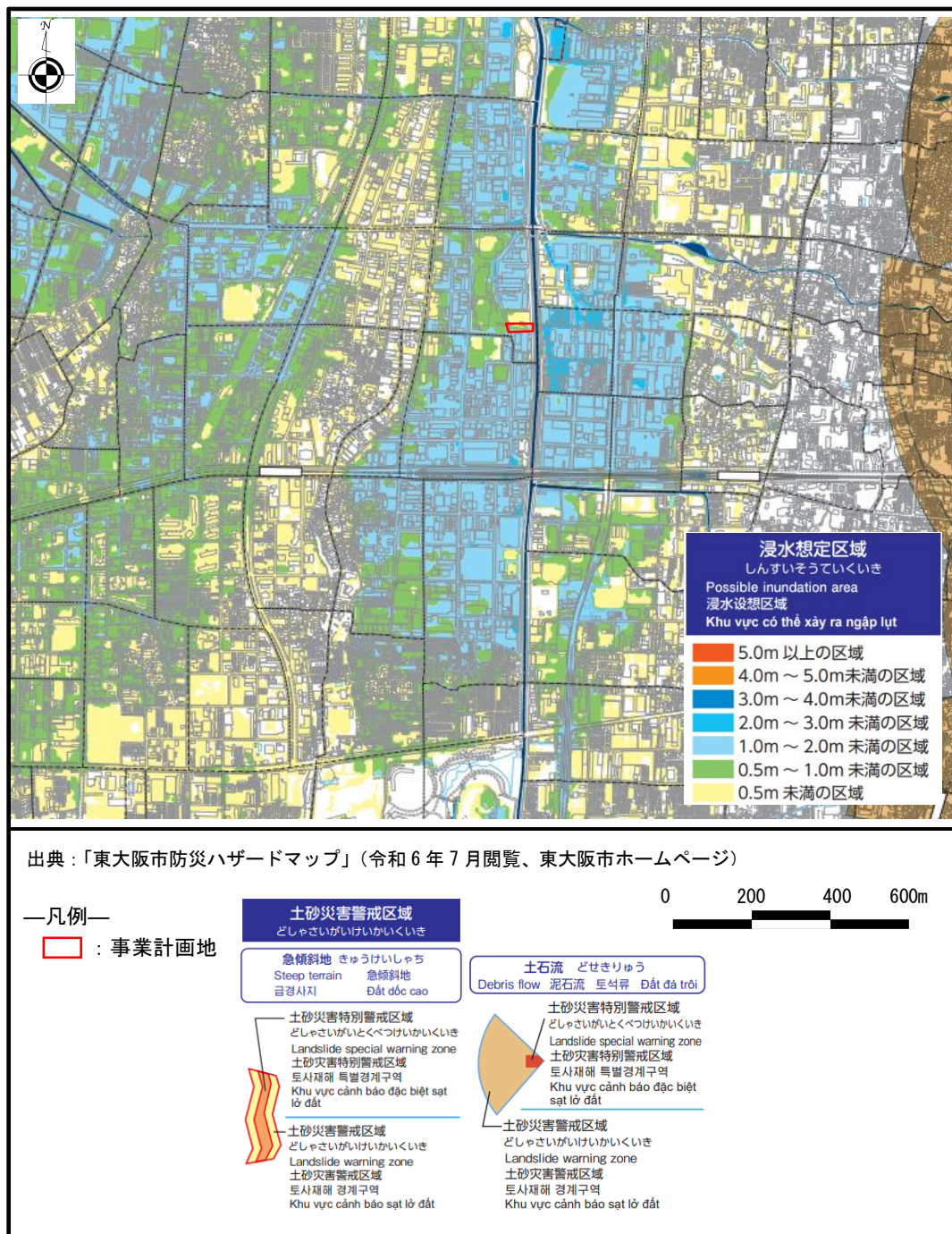


図4-5-1(1) 寝屋川流域における洪水リスク表示図・土砂災害警戒区域図

また、大和川・淀川の想定最大規模降雨はそれぞれ 316mm/12hr、360mm/24hr と概ね 1000 年以上に 1 度とされる降雨があった場合にも、事業計画地においてこれらの河川氾濫による浸水被害は想定されていない。

なお、事業計画地は土砂災害警戒区域に指定されていない。

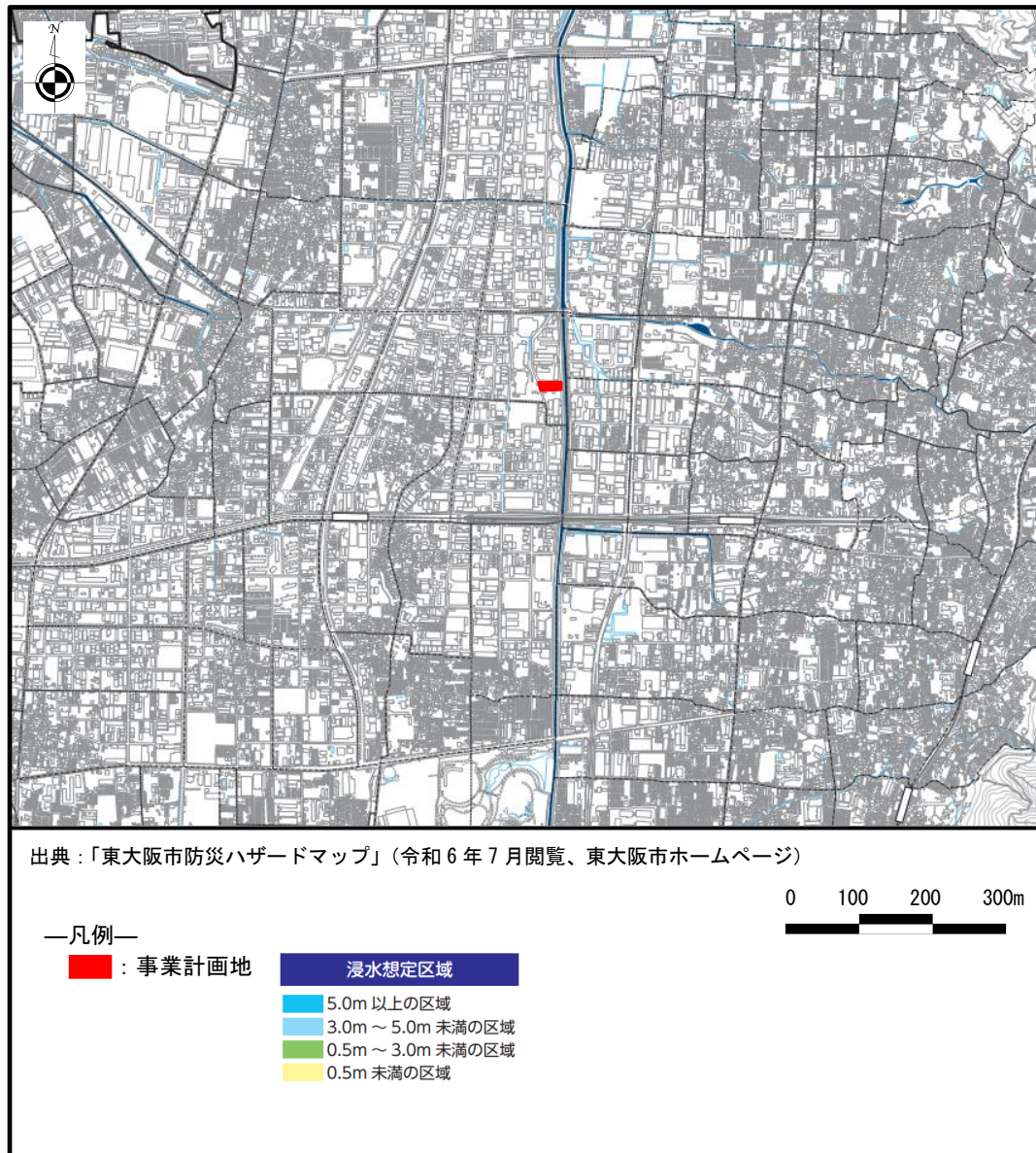


図 4-5-1 (2) 大和川・淀川浸水想定区域図

4-5-2 高潮・高波

大阪府では、水防法の規定に基づき浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、高潮による浸水の危険性を府民に周知し避難行動へとつなげるために「高潮浸水想定区域図」を公表している。「高潮浸水想定区域図について説明資料」（令和2年8月 大阪府港湾局）によると、高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される大阪府各市町の最大浸水面積は表4-5-1に示すとおりである。

なお、東大阪市は、浸水は想定されていない。

表4-5-1 高潮浸水シミュレーションにより浸水が想定される大阪府各市町の浸水面積

市区町	最大浸水面積(ha)
大阪市(計)	11,912.0
堺市(計)	2,931.5
岸和田市	650.1
豊中市	831.7
吹田市	440.3
泉大津市	922.0
貝塚市	450.7
泉佐野市	643.2
和泉市	12.3
高石市	844.2
泉南市	541.7
阪南市	115.7
泉北郡忠岡町	166.4
泉南郡田尻町	380.0
泉南郡岬町	188.0
計	21,029.7

注) 浸水面積は、浸水深1cm以上となる範囲を集計し小数点以下第2位を四捨五入したものである。

4-5-3 土砂災害

事業計画地周辺の土砂災害情報は、図4-5-2に示すとおりである。

なお、事業計画地周辺に警戒区域は指定されていない。



図4-5-2 土砂災害の防災情報

4-5-4 暑熱

大阪府では2005年に、ヒートアイランド対策推進計画における優先対策地域(2000年8月の人工衛星データから推定した地表面温度が33℃以上の地域)を中心として、航空機から地表面温度を測定し、測定した地表面温度と人工排熱データ、土地利用データ、気象条件等のデータをあわせて解析し、地域における熱の特性と大きさの程度を求めている。その結果をもとに、大阪府域におけるヒートアイランド化の状況を1km²毎にまとめたのが、図4-5-3に示す熱環境(熱特性)マップであり、大気熱負荷の高い地域から類型1(商業・業務集積地域)、類型2(住宅地域)、類型3(水面や緑地が多い地域)、類型4(農地や山林が多い地域)と定められている。

なお、事業計画地周辺は類型2に分類されている。

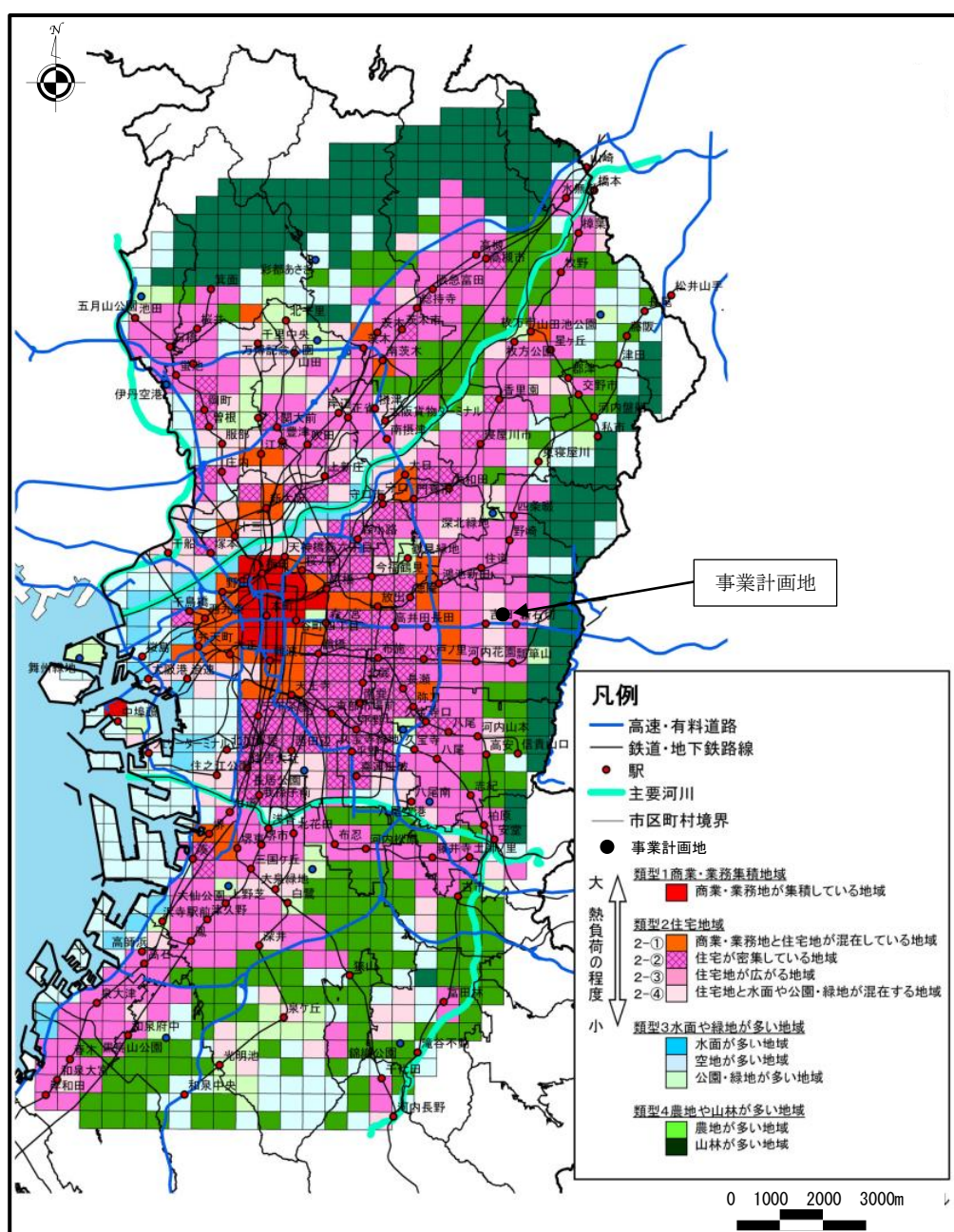


図4-5-3 熱環境(熱特性)マップ

4-5-5 地震

東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月改定）によれば、東大阪市に影響を及ぼす可能性のある地震は、生駒断層帯地震及び南海トラフ巨大地震と想定されている。

それぞれの地震における震度予測は、図 4-5-4 (1)～(2)に示すとおりである。

大阪府による地震の被害想定によると、最も大きな被害をもたらすのは南海トラフ巨大地震より、直下型地震である生駒断層帯地震とされており、この地震の影響で事業計画地では震度 6 強の揺れが予測されている。

なお、南海トラフ巨大地震で最大クラスの地震が発生した場合における大阪府の液状化可能性（PL 値）は、図 4-5-5 に示すとおりであり、事業計画地における PL 値は 15～20 とされている。

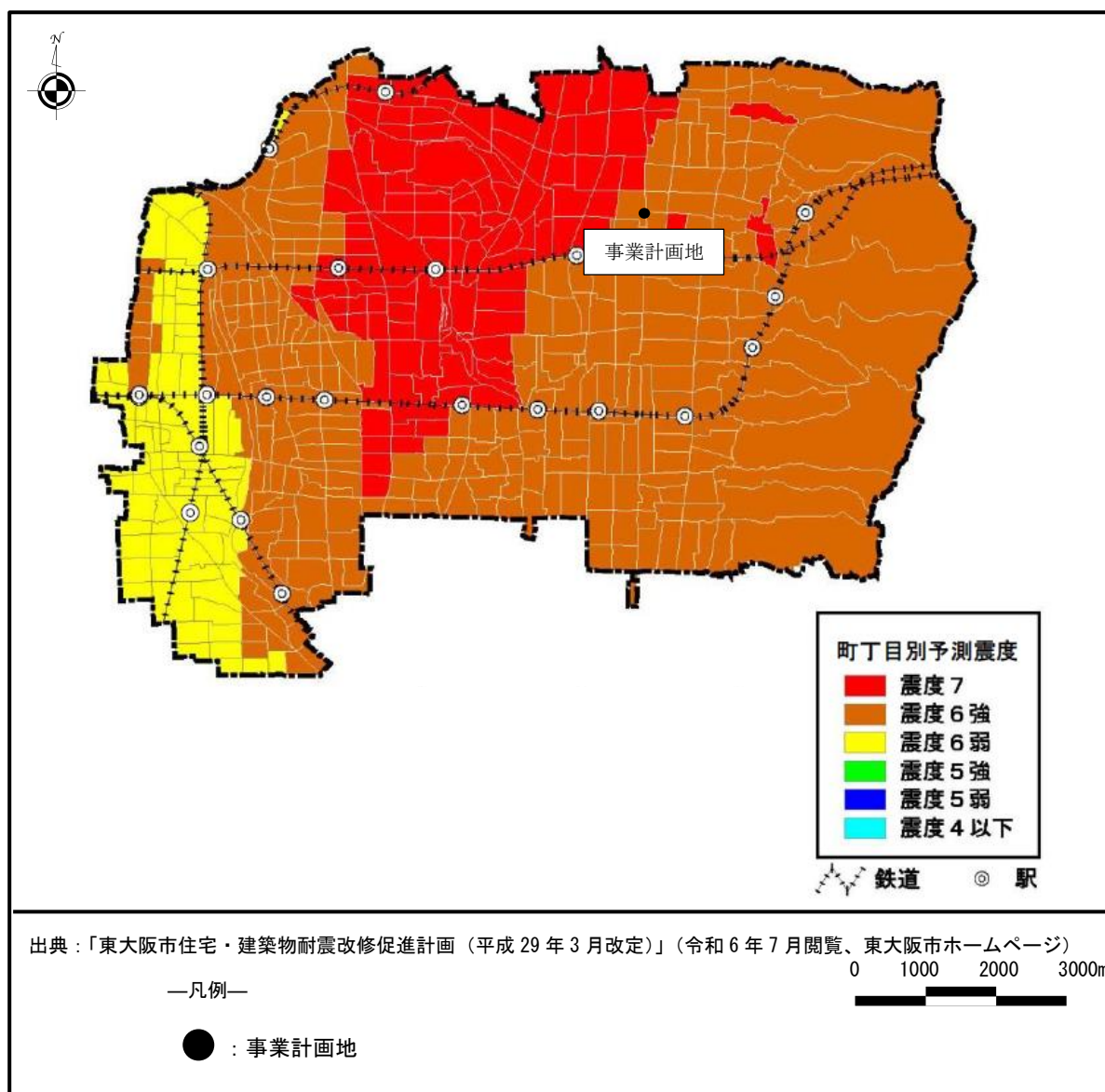


図 4-5-4 (1) 生駒断層帯地震 震度予測分布

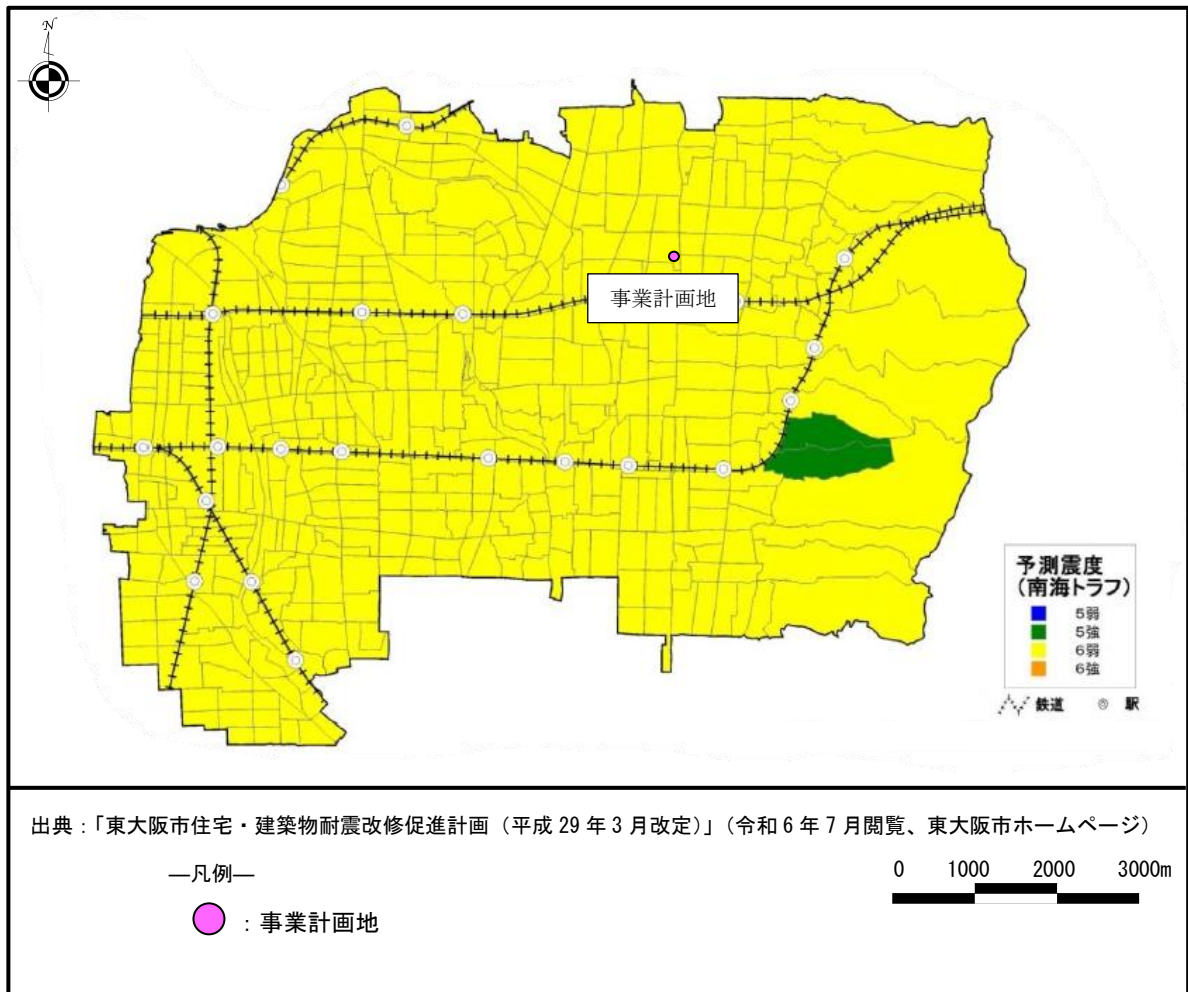


図 4-5-4 (2) 南海トラフ巨大地震 震度予測分布

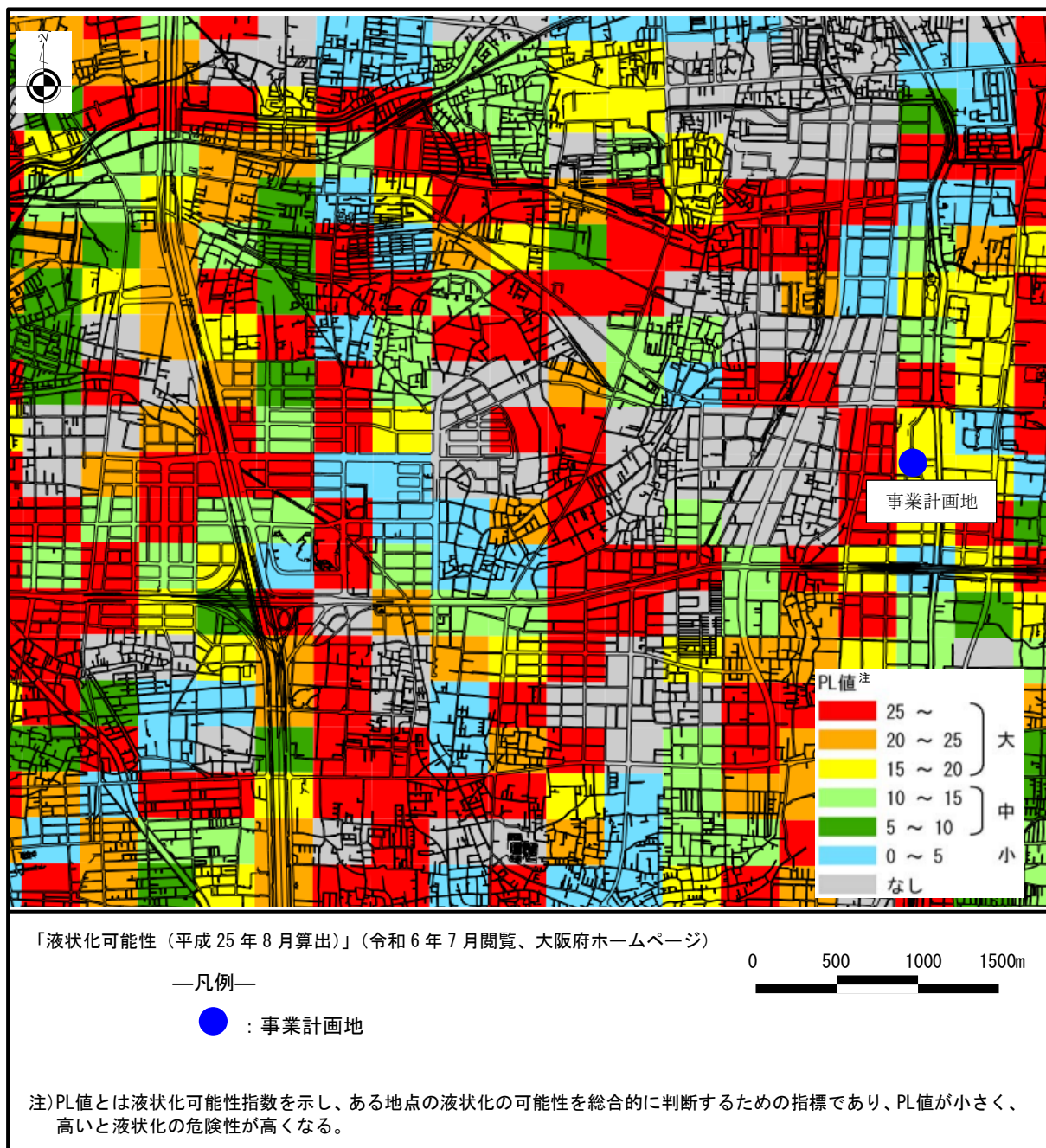


図 4-5-5 事業計画地における液状化の可能性 (PL 値)